令和８年長浜市議会定例会

令和８年１２月定例月議会

議案書

3 令和８年度長浜市一般会計補正予算（第９号）
34 令和８年度長浜市国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第１号）
46 令和８年度長浜市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第１号）
54 令和８年度長浜市農業集落排水事業特別会計補正予算（第３号）
66 令和８年度長浜市病院事業会計補正予算（第３号）
76 令和８年度長浜市公共下水道事業会計補正予算（第２号）
84 長浜市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び長浜市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
88 長浜市長、副市長及び教育長の給与等に関する条例の一部改正について
89 長浜市職員の給与に関する条例等の一部改正について
147 長浜市職員の特殊勤務手当支給に関する条例の一部改正について
148 長浜市認可地縁団体印鑑条例の一部改正について
149 長浜市営駐車場条例の一部改正について
152 長浜市福祉ステーション条例の一部改正について
155 長浜市勤労者福祉施設条例の一部改正について
156 長浜市都市公園条例の一部改正について
159 長浜市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について
162 字の区域の変更について
163 財産の取得について
165 財産の取得について
166 高月福祉ステーションの指定管理者の指定について
167 木之本スティックホールの指定管理者の指定について
168 神照運動公園の指定管理者の指定について
169 浅井地区スポーツ施設の指定管理者の指定について
170 長浜文化芸術会館及び浅井文化ホールの指定管理者の指定について
171 長浜市民体育館等の指定管理者の指定について
172 木之本スポーツ広場の指定管理者の指定について
173 北郷里まちづくりセンター等の指定管理者の指定について
174 神田まちづくりセンターの指定管理者の指定について
175 六荘まちづくりセンターの指定管理者の指定について

176 七尾まちづくりセンターの指定管理者の指定について
177 余呉まちづくりセンター等の指定管理者の指定について
178 西浅井まちづくりセンター等の指定管理者の指定について
179 慶雲館の指定管理者の指定について
180 浅井歴史民俗資料館の指定管理者の指定について
181 長浜バイオインキュベーションセンターの指定管理者の指定について
182 財産の譲渡について

議案第９１号

令和８年度長浜市一般会計補正予算（第９号）

令和８年度長浜市一般会計補正予算（第９号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ５８５，２８８千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ６１，３３９，８３２千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第２条　繰越明許費の追加は、「第２表　繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第３条　債務負担行為の追加及び変更は、「第３表　債務負担行為補正」による。

令和８年１１月２７日提出

長浜市長　浅見　宣義

第１表　歳入歳出予算補正

歳入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
10 地方交付税		14,100,000	72,077	14,172,077
	1 地方交付税	14,100,000	72,077	14,172,077
14 国庫支出金		9,487,832	176,191	9,664,023
	1 国庫負担金	7,085,061	168,459	7,253,520
	2 国庫補助金	2,376,015	7,732	2,383,747
15 県支出金		5,620,710	64,495	5,685,205
	1 県負担金	2,438,013	48,229	2,486,242
	2 県補助金	2,818,117	16,266	2,834,383
18 繰入金		5,451,210	73,600	5,524,810
	1 基金繰入金	5,392,694	73,600	5,466,294
19 繰越金		259,273	198,925	458,198
	1 繰越金	259,273	198,925	458,198
歳　　入　　合　　計		60,754,544	585,288	61,339,832

歳出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
1 議会費		248,120	6,444	254,564
	1 議会費	248,120	6,444	254,564
2 総務費		7,228,103	53,638	7,281,741
	1 総務管理費	5,911,108	64,314	5,975,422
	2 徴税費	564,095	7,245	571,340
	3 戸籍住民基本台帳費	486,162	△10,130	476,032
	4 選挙費	197,186	678	197,864
	5 統計調査費	31,593	△6,493	25,100
	6 監査委員費	37,959	△1,976	35,983
3 民生費		24,902,626	290,539	25,193,165
	1 社会福祉費	12,845,637	202,193	13,047,830
	2 児童福祉費	10,054,909	△6,296	10,048,613
	3 生活保護費	2,002,080	94,642	2,096,722
4 衛生費		5,825,172	△33,654	5,791,518
	1 保健衛生費	5,825,172	△33,654	5,791,518
6 農林水産業費		2,292,306	7,814	2,300,120
	1 農業費	2,169,602	7,814	2,177,416
7 商工費		1,562,485	4,806	1,567,291
	1 商工費	1,562,485	4,806	1,567,291
8 土木費		5,351,765	80,884	5,432,649
	1 土木管理費	465,338	△16,612	448,726
	2 道路橋梁費	1,838,095	13,026	1,851,121
	3 河川費	315,819	△9,168	306,651
	4 都市計画費	2,460,825	8,067	2,468,892
	5 住宅費	271,688	85,571	357,259
10 教育費		6,830,739	174,817	7,005,556
	1 教育総務費	1,299,196	7,320	1,306,516
	4 幼稚園費	633,077	9,367	642,444
	5 社会教育費	918,211	32,688	950,899
	6 保健体育費	1,610,661	125,442	1,736,103
歳　　出　　合　　計		60,754,544	585,288	61,339,832

第２表　繰越明許費補正

追加

（単位：千円）

款	項	事　　業　　名	金　額
８　土木費	５　住宅費	住宅建築改修等支援事業費	59,199
１０　教育費	６　保健体育費	スポーツ施設整備事業費	110,000

第３表　債務負担行為補正

追加

事項	期間	限度額
北郷里まちづくりセンター等指定管理料	令和9年度から令和11年度まで	48,309千円
神田まちづくりセンター指定管理料	令和9年度から令和11年度まで	44,424千円
六荘まちづくりセンター指定管理料	令和9年度から令和11年度まで	57,135千円
七尾まちづくりセンター指定管理料	令和9年度から令和11年度まで	33,756千円
余呉まちづくりセンター等指定管理料	令和9年度から令和11年度まで	44,103千円
西浅井まちづくりセンター等指定管理料	令和9年度から令和11年度まで	74,988千円
高月福祉ステーション指定管理料	令和9年度から令和13年度まで	43,895千円
長浜バイオインキュベーションセンター指定管理料	令和9年度から令和13年度まで	26,590千円
慶雲館指定管理料	令和9年度から令和13年度まで	55,590千円
長浜文化芸術会館及び浅井文化ホール指定管理料	令和9年度から令和13年度まで	310,420千円
木之本スティックホール指定管理料	令和9年度から令和13年度まで	90,905千円
浅井歴史民俗資料館指定管理料	令和9年度から令和13年度まで	59,045千円
神照運動公園指定管理料	令和9年度から令和13年度まで	97,740千円
浅井地区スポーツ施設指定管理料	令和9年度から令和13年度まで	153,080千円
長浜市民体育館等指定管理料	令和9年度から令和13年度まで	76,520千円
木之本スポーツ広場指定管理料	令和9年度から令和15年度まで	283,024千円

変更

事項	補正前		補正後	
	期間	限度額	期間	限度額
特別徴収通知書の封入封緘業務	令和8年度から令和13年度まで	18,000千円	補正前と同じ	22,000千円

令和８年度長浜市一般会計

補正予算（第９号）説明書

歳入

（款） 10 地方交付税

（項） 1 地方交付税

目	補正前の額	補正額	計
1 地方交付税	14,100,000	72,077	14,172,077
計	14,100,000	72,077	14,172,077

（款） 14 国庫支出金

（項） 1 国庫負担金

目	補正前の額	補正額	計
3 民生費国庫負担金	6,888,274	168,459	7,056,733
計	7,085,061	168,459	7,253,520

（款） 14 国庫支出金

（項） 2 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計
3 民生費国庫補助金	695,106	7,732	702,838
計	2,376,015	7,732	2,383,747

（款） 15 県支出金

（項） 1 県負担金

目	補正前の額	補正額	計
3 民生費県負担金	2,434,753	48,229	2,482,982
計	2,438,013	48,229	2,486,242

（款） 15 県支出金

（項） 2 県補助金

目	補正前の額	補正額	計
2 総務費県補助金	196,065	10,400	206,465
3 民生費県補助金	1,121,561	5,866	1,127,427
計	2,818,117	16,266	2,834,383

（款） 18 繰入金

（項） 1 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計
4 地域福祉基金繰入金	246,315	4,000	250,315
10 まち・ひと・しごと創生総合戦略推進基金繰入金	99,740	69,600	169,340

（単位：千円）

節		説明	
区分	金額		
1 地方交付税	72,077	普通交付税	72,077

（単位：千円）

節		説明	
区分	金額		
2 しょうがい者福祉費負担金	96,459	自立支援給付費負担金	73,163
		障害児給付費負担金	23,296
4 生活保護費負担金	72,000		

（単位：千円）

節		説明	
区分	金額		
1 しょうがい者福祉費補助金	3,732	地域生活支援事業費補助金	3,732
3 児童福祉費補助金	4,000	子ども子育て支援交付金	4,000

（単位：千円）

節		説明	
区分	金額		
2 しょうがい者福祉費負担金	48,229	自立支援給付費負担金	36,581
		障害児給付費負担金	11,648

（単位：千円）

節		説明	
区分	金額		
1 総務管理費補助金	10,400	北の近江振興プロジェクト推進補助金	10,400
2 しょうがい者福祉費補助金	1,866	地域生活支援事業費補助金	1,866
4 児童福祉費補助金	4,000	地域子育て支援事業費補助金	4,000

（単位：千円）

節		説明	
区分	金額		
1 地域福祉基金繰入金	4,000		
1 まち・ひと・しごと創生総合戦略推進基金繰入金	69,600		

（款） 18 繰入金

（項） 1 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計
計	5,392,694	73,600	5,466,294

（款） 19 繰越金

（項） 1 繰越金

目	補正前の額	補正額	計
1 繰越金	259,273	198,925	458,198
計	259,273	198,925	458,198

（単位：千円）

節		説　　明
区　　分	金　　額	

（単位：千円）

節		説　　明
区　　分	金　　額	
1 前年度繰越金	198,925	

歳出

（款）　1 議会費

（項）　1 議会費

目	補正前の額	補　正　額	計	補　正　額　の　財　源　内　訳			
				特　定　財　源			一般財源
				国県支出金	地　方　債	そ　の　他	
1 議会費	248,120	6,444	254,564				6,444
計	248,120	6,444	254,564				6,444

（款）　2 総務費

（項）　1 総務管理費

目	補正前の額	補　正　額	計	補　正　額　の　財　源　内　訳			
				特　定　財　源			一般財源
				国県支出金	地　方　債	そ　の　他	
1 一般管理費	2,261,051	56,100	2,317,151				56,100
8 企画費	537,771	2,809	540,580				2,809
10 デジタル推進費	459,319	5,405	464,724				5,405
計	5,911,108	64,314	5,975,422				64,314

（款）　2 総務費

（項）　2 徴税費

目	補正前の額	補　正　額	計	補　正　額　の　財　源　内　訳			
				特　定　財　源			一般財源
				国県支出金	地　方　債	そ　の　他	
1 税務総務費	443,473	7,245	450,718				7,245
計	564,095	7,245	571,340				7,245

（款）　2 総務費

（項）　3 戸籍住民基本台帳費

目	補正前の額	補　正　額	計	補　正　額　の　財　源　内　訳			
				特　定　財　源			一般財源
				国県支出金	地　方　債	そ　の　他	
1 戸籍住民基本台帳費	486,162	△10,130	476,032				△10,130

（単位：千円）

節		説明	
区　分	金　額		
2 給料	2,748	□職員給与費	6,444
3 職員手当等	3,150	給料	2,748
4 共済費	546	職員手当等	3,150
		共済費	546

（単位：千円）

節		説明	
区　分	金　額		
2 給料	29,545	□職員給与費	56,100
3 職員手当等	17,680	給料	29,545
4 共済費	8,875	職員手当等	17,680
		共済費	8,875
18 負担金、補助及び交付金	2,809	□交通対策事業費	2,809
		地方バス路線維持費補助金	2,809
13 使用料及び賃借料	5,405	□情報システム運用管理事業費	5,405
		使用料及び賃借料	5,405

（単位：千円）

節		説明	
区　分	金　額		
1 報酬	2,000	□職員給与費	4,245
2 給料	1,355	給料	1,355
3 職員手当等	4,594	職員手当等	3,594
4 共済費	△704	共済費	△704
		□税務管理事務経費	3,000
		報酬	2,000
		職員手当等	1,000

（単位：千円）

節		説明	
区　分	金　額		
1 報酬	600	□職員給与費	△11,130
2 給料	△8,799	給料	△8,799
3 職員手当等	△885	職員手当等	△1,185

（款）　2 総務費
　（項）　3 戸籍住民基本台帳費

目	補正前の額	補　正　額	計	補　正　額　の　財　源　内　訳			
				特　定　財　源			一般財源
				国県支出金	地　方　債	そ　の　他	
計	486,162	△10,130	476,032				△10,130

（款）　2 総務費
　（項）　4 選挙費

目	補正前の額	補　正　額	計	補　正　額　の　財　源　内　訳			
				特　定　財　源			一般財源
				国県支出金	地　方　債	そ　の　他	
1 選挙管理委員会費	30,186	678	30,864				678
計	197,186	678	197,864				678

（款）　2 総務費
　（項）　5 統計調査費

目	補正前の額	補　正　額	計	補　正　額　の　財　源　内　訳			
				特　定　財　源			一般財源
				国県支出金	地　方　債	そ　の　他	
1 統計調査総務費	23,270	△6,493	16,777				△6,493
計	31,593	△6,493	25,100				△6,493

（款）　2 総務費
　（項）　6 監査委員費

目	補正前の額	補　正　額	計	補　正　額　の　財　源　内　訳			
				特　定　財　源			一般財源
				国県支出金	地　方　債	そ　の　他	
1 監査委員費	37,959	△1,976	35,983				△1,976
計	37,959	△1,976	35,983				△1,976

（単位：千円）

節		説明	
区分	金額		
4 共済費	△1,146	共済費	△1,146
8 旅費	100	□戸籍住民基本台帳管理事務経費	1,000
		報酬	600
		職員手当等	300
		旅費	100

（単位：千円）

節		説明	
区分	金額		
2 給料	△110	□職員給与費	678
3 職員手当等	867	給料	△110
4 共済費	△79	職員手当等	867
		共済費	△79

（単位：千円）

節		説明	
区分	金額		
2 給料	△2,575	□職員給与費	△6,493
3 職員手当等	△2,846	給料	△2,575
4 共済費	△1,072	職員手当等	△2,846
		共済費	△1,072

（単位：千円）

節		説明	
区分	金額		
2 給料	△1,690	□職員給与費	△1,976
3 職員手当等	△740	給料	△1,690
4 共済費	454	職員手当等	△740
		共済費	454

（款）　3 民生費
　（項）　1 社会福祉費

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地　方　債	そ　の　他	
1 社会福祉総務費	3,643,787	6,157	3,649,944				6,157
2 地域総合センター費	455,559	8,654	464,213				8,654
3 しょうがい福祉費	5,263,697	187,382	5,451,079	150,286			37,096
計	12,845,637	202,193	13,047,830	150,286			51,907

（款）　3 民生費
　（項）　2 児童福祉費

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地　方　債	そ　の　他	
1 児童福祉総務費	3,655,905	5,008	3,660,913	8,000		4,000	△6,992
4 保育所費	1,515,325	63,745	1,579,070				63,745

（単位：千円）

節		説明	
区分	金額		
1 報酬	2,500	□職員給与費	2,157
2 給料	4,297	給料	4,297
3 職員手当等	△367	職員手当等	△1,667
4 共済費	△473	共済費	△473
8 旅費	200	□社会福祉事業施行事務経費	4,000
		報酬	2,500
		職員手当等	1,300
		旅費	200
2 給料	4,158	□職員給与費	7,654
3 職員手当等	3,476	給料	4,058
4 共済費	920	職員手当等	2,676
8 旅費	100	共済費	920
		□長浜地域総合センター管理運営事業費	1,000
		給料	100
		職員手当等	800
		旅費	100
1 報酬	△10,000	□しょうがい者自立支援給付事業費	192,918
3 職員手当等	△3,000	扶助費	192,918
12 委託料	7,464	□しょうがい者地域生活支援事業費	7,464
19 扶助費	192,918	日中一時支援事業委託料	7,464
		□しょうがい福祉事務経費	△13,000
		報酬	△10,000
		職員手当等	△3,000

（単位：千円）

節		説明	
区分	金額		
1 報酬	△4,000	□職員給与費	△1,992
2 給料	△382	給料	△382
3 職員手当等	△2,152	職員手当等	△1,152
4 共済費	△458	共済費	△458
18 負担金、補助及び交付金	12,000	□放課後児童クラブ運営事業費	12,000
		放課後児童クラブ施設整備等支援事業補助金	12,000
		□児童福祉事務経費	△5,000
		報酬	△4,000
		職員手当等	△1,000
2 給料	33,103	□職員給与費	63,745
3 職員手当等	21,869	給料	33,103
4 共済費	8,773	職員手当等	21,869
		共済費	8,773

（款）　3 民生費
　（項）　2 児童福祉費

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
5 認定こども園費	4,478,926	△75,049	4,403,877				△75,049
計	10,054,909	△6,296	10,048,613	8,000		4,000	△18,296

（款）　3 民生費
　（項）　3 生活保護費

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 生活保護総務費	224,916	△1,358	223,558				△1,358
2 扶助費	1,777,164	96,000	1,873,164	72,000			24,000
計	2,002,080	94,642	2,096,722	72,000			22,642

（款）　4 衛生費
　（項）　1 保健衛生費

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 保健衛生総務費	4,308,435	△499	4,307,936				△499
8 保健センター費	458,465	△33,155	425,310				△33,155
計	5,825,172	△33,654	5,791,518				△33,654

（単位：千円）

節		説明	
区分	金額		
2 給料	△40,034	□職員給与費	△75,049
3 職員手当等	△20,513	給料	△40,034
4 共済費	△14,502	職員手当等	△20,513
		共済費	△14,502

（単位：千円）

節		説明	
区分	金額		
2 給料	△2,184	□職員給与費	△1,358
3 職員手当等	794	給料	△2,184
4 共済費	32	職員手当等	794
		共済費	32
19 扶助費	96,000	□生活保護費給付事業費	96,000
		扶助費	96,000

（単位：千円）

節		説明	
区分	金額		
2 給料	△2,363	□職員給与費	△1,499
3 職員手当等	2,963	給料	△2,363
4 共済費	△1,199	職員手当等	2,063
8 旅費	100	共済費	△1,199
		□保健衛生総務管理事務経費	1,000
		職員手当等	900
		旅費	100
2 給料	△16,279	□職員給与費	△33,155
3 職員手当等	△10,466	給料	△16,279
4 共済費	△6,410	職員手当等	△10,466
		共済費	△6,410

（款）　6 農林水産業費
　（項）　1 農業費

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地　方　債	そ　の　他	
2 農業総務費	329,472	1,199	330,671				1,199
5 農地費	1,459,830	6,615	1,466,445				6,615
計	2,169,602	7,814	2,177,416				7,814

（款）　7 商工費
　（項）　1 商工費

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地　方　債	そ　の　他	
1 商工総務費	367,274	4,806	372,080				4,806
計	1,562,485	4,806	1,567,291				4,806

（款）　8 土木費
　（項）　1 土木管理費

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地　方　債	そ　の　他	
1 土木総務費	418,441	△16,612	401,829				△16,612
計	465,338	△16,612	448,726				△16,612

（款）　8 土木費
　（項）　2 道路橋梁費

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地　方　債	そ　の　他	
1 道路橋梁総務費	296,240	13,026	309,266				13,026

（単位：千円）

節		説明	
区　分	金　額		
2 給料	△1,826	□職員給与費	1,199
3 職員手当等	3,452	給料	△1,826
4 共済費	△427	職員手当等	3,452
		共済費	△427
27 繰出金	6,615	□農業集落排水事業特別会計繰出金	6,615

（単位：千円）

節		説明	
区　分	金　額		
1 報酬	6,000	□職員給与費	△3,194
2 給料	11,045	給料	11,045
3 職員手当等	△15,487	職員手当等	△17,487
4 共済費	3,248	共済費	3,248
		□商工総務管理事務経費	8,000
		報酬	6,000
		職員手当等	2,000

（単位：千円）

節		説明	
区　分	金　額		
1 報酬	△2,000	□職員給与費	△14,612
2 給料	△6,179	給料	△6,179
3 職員手当等	△5,204	職員手当等	△5,204
4 共済費	△3,229	共済費	△3,229
		□土木総務事務経費	△2,000
		報酬	△2,000

（単位：千円）

節		説明	
区　分	金　額		
2 給料	7,586	□職員給与費	13,026
3 職員手当等	3,466	給料	7,586
4 共済費	1,974	職員手当等	3,466
		共済費	1,974

（款）　8 土木費
　（項）　2 道路橋梁費

目	補正前の額	補　正　額	計	補　正　額　の　財　源　内　訳			
				特　定　財　源			一般財源
				国県支出金	地　方　債	そ　の　他	
計	1,838,095	13,026	1,851,121				13,026

（款）　8 土木費
　（項）　3 河川費

目	補正前の額	補　正　額	計	補　正　額　の　財　源　内　訳			
				特　定　財　源			一般財源
				国県支出金	地　方　債	そ　の　他	
1 河川総務費	71,261	△9,168	62,093				△9,168
計	315,819	△9,168	306,651				△9,168

（款）　8 土木費
　（項）　4 都市計画費

目	補正前の額	補　正　額	計	補　正　額　の　財　源　内　訳			
				特　定　財　源			一般財源
				国県支出金	地　方　債	そ　の　他	
1 都市計画総務費	2,208,127	8,067	2,216,194				8,067
計	2,460,825	8,067	2,468,892				8,067

（款）　8 土木費
　（項）　5 住宅費

目	補正前の額	補　正　額	計	補　正　額　の　財　源　内　訳			
				特　定　財　源			一般財源
				国県支出金	地　方　債	そ　の　他	
1 住宅管理費	271,604	5,571	277,175				5,571
2 住環境対策費	84	80,000	80,084	10,400		69,600	
計	271,688	85,571	357,259	10,400		69,600	5,571

（単位：千円）

節		説明
区分	金額	

（単位：千円）

節		説明	
区分	金額		
2 給料	△5,471	□職員給与費	△9,168
3 職員手当等	△2,125	給料	△5,471
4 共済費	△1,572	職員手当等	△2,125
		共済費	△1,572

（単位：千円）

節		説明	
区分	金額		
2 給料	4,516	□職員給与費	8,067
3 職員手当等	1,593	給料	4,516
4 共済費	1,958	職員手当等	1,593
		共済費	1,958

（単位：千円）

節		説明	
区分	金額		
2 給料	2,710	□職員給与費	5,571
3 職員手当等	2,160	給料	2,710
4 共済費	701	職員手当等	2,160
		共済費	701
18 負担金、補助及び交付金	80,000	□住宅建築改修等支援事業費	80,000
		長浜市なかなか、いい暮らし応援補助金	80,000

（款） 10 教育費
（項） 1 教育総務費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 事務局費	859,638	7,320	866,958				7,320
計	1,299,196	7,320	1,306,516				7,320

（款） 10 教育費
（項） 4 幼稚園費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 幼稚園管理費	633,077	9,367	642,444				9,367
計	633,077	9,367	642,444				9,367

（款） 10 教育費
（項） 5 社会教育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 生涯学習費	268,944	△987	267,957				△987
6 文化施設費	286,286	26,654	312,940				26,654
8 図書館費	246,592	7,021	253,613				7,021
計	918,211	32,688	950,899				32,688

（単位：千円）

節		説明	
区　分	金　額		
1 報酬	△3,000	□職員給与費	11,320
2 給料	9,264	給料	9,264
3 職員手当等	4,942	職員手当等	5,942
4 共済費	△3,886	共済費	△3,886
		□教育委員会事務経費	△4,000
		報酬	△3,000
		職員手当等	△1,000

（単位：千円）

節		説明	
区　分	金　額		
2 給料	3,093	□職員給与費	9,367
3 職員手当等	5,748	給料	3,093
4 共済費	526	職員手当等	5,748
		共済費	526

（単位：千円）

節		説明	
区　分	金　額		
1 報酬	△2,000	□職員給与費	1,013
2 給料	104	給料	104
3 職員手当等	848	職員手当等	848
4 共済費	61	共済費	61
		□養蚕の館管理運営事業費	△2,000
		報酬	△2,000
1 報酬	△1,000	□職員給与費	28,654
2 給料	12,791	給料	12,791
3 職員手当等	9,285	職員手当等	10,285
4 共済費	5,578	共済費	5,578
		□長浜城歴史博物館管理運営事業費	△2,000
		報酬	△1,000
		職員手当等	△1,000
2 給料	2,126	□職員給与費	7,021
3 職員手当等	3,943	給料	2,126
4 共済費	952	職員手当等	3,943
		共済費	952

（款） 10 教育費
（項） 6 保健体育費

目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
3 体育施設費	352,857	110,000	462,857				110,000
4 学校給食費	1,141,629	15,442	1,157,071				15,442
計	1,610,661	125,442	1,736,103				125,442

（単位：千円）

節		説明	
区　分	金　額		
14 工事請負費	110,000	□スポーツ施設整備事業費	110,000
		整備事業費	110,000
2 給料	7,605	□職員給与費	15,442
3 職員手当等	5,414	給料	7,605
4 共済費	2,423	職員手当等	5,414
		共済費	2,423

給　与　費　明　細　書

1 特別職

区分		職員数	給与費							共済費	合計	備考
			報酬	給料	期末手当	支給率	地域手当	その他の手当	計			
		（人）	（千円）	（千円）	（千円）	（月分）	（千円）	（千円）	（千円）	（千円）	（千円）	
補正後	長　等	4		37,200	13,206	3.550		48	50,454	9,389	59,843	
	議　員	22	97,640		33,673	3.550			131,313	23,410	154,723	
	その他の特別職	1,390	71,022						71,022		71,022	
	計	1,416	168,662	37,200	46,879			48	252,789	32,799	285,588	
補正前	長　等	4		37,200	12,927	3.475		24	50,151	9,559	59,710	
	議　員	22	97,640		33,673	3.475			131,313	23,410	154,723	
	その他の特別職	1,390	71,022						71,022		71,022	
	計	1,416	168,662	37,200	46,600			24	252,486	32,969	285,455	
比　較	長　等				279			24		−170	133	
	議　員											
	その他の特別職											
	計				279			24	303	−170	133	

2 一般職

(1)総括　　（単位:千円）

区分	職員数（人）	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正後	972　(1,378)	2,227,648	4,153,276	3,946,733	10,327,657	1,818,072	12,145,729	
補正前	992　(1,371)	2,238,548	4,105,122	3,909,370	10,253,040	1,816,038	12,069,078	
比　較	−20　(7)	−10,900	48,154	37,363	74,617	2,034	76,651	

（手当の内訳）

区分	扶養手当	通勤手当	住居手当	管理職手当	管理職特別勤務手当	時間外、休日勤務手当	特殊勤務手当	期末手当	勤勉手当	地域手当	初任給調整手当	その他手当	退職手当
補正後	105,374	65,483	38,395	200,118	140	374,124	1,609	1,680,333	788,098	162,964		27,800	502,295
補正前	106,189	65,379	40,658	201,475	76	388,534	1,546	1,651,591	762,754	161,073		27,800	502,295
比　較	−815	104	−2,263	−1,357	64	−14,410	63	28,742	25,344	1,891			

※( )内は、再任用短時間職員及び週の所定労働時間が38時間45分未満の会計年度任用職員を外書。
※職員手当には児童手当を含まない。その他手当は単身赴任手当、宿日直手当、選挙手当、除雪手当及び統計手当をいう。

ア　会計年度任用職員以外の職員　　（単位:千円）

区分	職員数（人）	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正後	971　(7)		3,959,109	3,208,329	7,167,438	1,320,094	8,487,532	
補正前	990　(6)		3,911,055	3,171,266	7,082,321	1,318,060	8,400,381	
比　較	−19　(1)		48,054	37,063	85,117	2,034	87,151	

（手当の内訳）

区分	扶養手当	通勤手当	住居手当	管理職手当	管理職特別勤務手当	時間外、休日勤務手当	特殊勤務手当	期末手当	勤勉手当	地域手当	初任給調整手当	その他手当	退職手当
補正後	105,374	60,620	38,395	200,118	140	364,955	1,609	959,552	788,098	162,588		26,880	500,000
補正前	106,189	60,516	40,658	201,475	76	379,565	1,546	930,910	762,754	160,697		26,880	500,000
比　較	−815	104	−2,263	−1,357	64	−14,610	63	28,642	25,344	1,891			

※この表は、給料をもって支弁される会計年度任用職員以外の一般職の職員について記載。
※( )内は、再任用短時間職員を外書。
※職員手当には児童手当を含まない。その他手当は単身赴任手当、宿日直手当、選挙手当、除雪手当及び統計手当をいう。

イ 会計年度任用職員　　（単位:千円）

区分	職員数（人）	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正後	1 (1,371)	2,227,648	194,167	738,404	3,160,219	497,978	3,658,197	
補正前	2 (1,365)	2,238,548	194,067	738,104	3,170,719	497,978	3,668,697	
比 較	−1 (6)	−10,900	100	300	−10,500		−10,500	

（手当の内訳）

区分	扶養手当	通勤手当	住居手当	管理職手当	管理職特別勤務手当	時間外、休日勤務手当	特殊勤務手当	期末手当	勤勉手当	地域手当	初任給調整手当	その他手当	退職手当
補正後		4,863				9,169		720,781		376		920	2,295
補正前		4,863				8,969		720,681		376		920	2,295
比 較						200		100					

※この表は、報酬又は給料をもって支弁される会計年度任用職員について記載。
※( )内は、週の所定労働時間が38時間45分未満の会計年度任用職員を外書。
※職員手当には児童手当を含まない。その他手当は単身赴任手当、宿日直手当、選挙手当、除雪手当及び統計手当をいう。

(2)給料及び職員手当の増減額の明細　　（単位:千円）

区分	増減額	増減事由別内訳		説明	備考
給料	48,154	1.給与改定に伴う増減分	142,537	給料表の改正	
		2.昇給に伴う増加分			
		3.その他の増減分	−94,383	育休職員・退職者の増加、会任の入替り	
職員手当	37,363	1.制度改正に伴う増減分	101,311	期末勤勉手当率の改正・時間外単価の増額	
		2.その他の増減分	−63,948	育休職員・退職者の増加	

(3)給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与　　（単位:円）

区分		行政職	教育職	幼児教育職	技能労務職	医療職(1)	医療職(2)	医療職(3)	再任用
令和8年10月1日現在	平均給料月額	343,045	403,993	327,099	306,247				242,561
	平均給与月額	424,755	507,740	381,479	364,549				271,391
	平均年齢(歳)	43歳5月	44歳7月	38歳4月	52歳1月				63歳7月

イ 初任給　　（単位:円）

区分	行政職	幼児教育職	技能労務職	医療職(2)	医療職(3)
高校卒(初級)	216,200	−	216,200	−	−
短大卒(中級)	228,900	241,200	−	246,800	281,800
大学卒(上級)	247,100	252,000	−	254,700	285,100

区分	国の制度				
	行政職	幼児教育職	技能労務職	医療職(2)	医療職(3)
高校卒(初級)	209,800	−	207,900	−	−
短大卒(中級)	−	−	−	242,600	274,400
大学卒(上級)	総合職 251,500 一般職 241,500	−	−	249,600	280,100

ウ 級別職員数

区分	行政職			教育職			幼児教育職			技能労務職		
	級	職員数（人）	構成比（%）	級	職員数（人）	構成比（%）	級	職員数（人）	構成比（%）	級	職員数（人）	構成比（%）
令和8年10月1日現在	1	62	9.6	1			1	39	14.7	1	1	5.9
	2	59	9.2	2	20	71.4	2	66	24.8	2	5	29.4
	3	138	21.5	3	6	21.4	3	60	22.6	3	2	11.8
	4	141	21.9	4	2	7.2	4	57	21.4	4	9	52.9
	5	159	24.7				5	24	9.0			
	6	48	7.5				6	20	7.5			
	7	36	5.6				7					
	計	643	100	計	28	100	計	266	100	計	17	100

区分	医療職(1)			医療職(2)			医療職(3)			再任用		
	級	職員数（人）	構成比（%）	級	職員数（人）	構成比（%）	級	職員数（人）	構成比（%）	級	職員数（人）	構成比（%）
令和8年10月1日現在	1			1			1			1	1	5.55
	2			2			2			2	7	38.9
	3			3			3			3	2	11.1
	4			4			4			4	7	38.9
				5			5			5	1	5.55
				6			6			6		
				7						7		
	計			計			計			計	18	100

（級別の標準的な職務内容）

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
行政職	主事	主事	主査	係長 主幹	課長代理 副参事	課長 参事	部長 次長
教育職	教諭	係長 主幹	課長 参事 課長代理 副参事	課長 （校長待遇）			
幼児教育職	主事 保育士 幼稚園教諭 保育教諭	主事 保育士 幼稚園教諭 保育教諭	主査 保育士 幼稚園教諭 保育教諭	係長 主幹 主幹保育士 主幹教諭 主幹保育教諭	課長代理 副参事 副園長	課長 参事 園長	部長 次長 園長
技能労務職	技能職 労務職	技能職 労務職	技能職	技能職			
医療職(1)	診療所で医療業務を行う医師	診療所で相当高度の知識、経験に基づき困難な医療業務を行う医師	診療所で高度の知識、経験に基づき困難な医療業務を行う医師	診療所できわめて高度の知識、経験に基づき困難な医療業務を行う医師			
医療職(2)	技師	薬剤師、相当高度な業務を行う技師	主査、相当高度な業務を行う薬剤師、高度な業務を行う技師	係長 主幹	課長代理 副参事	課長 参事	部長 次長
医療職(3)	准看護師	看護師	主査、相当高度な業務を行う看護師	係長 主幹	課長 参事 課長代理 副参事	部長 次長	

エ 昇給

区分		説明	備考
昇給日		1月1日	
昇給号給数	昇給区分「極めて良好」	6号級以上 ［高齢層（55歳以上） 2号級以上］	
	昇給区分「特に良好」	5号級 ［高齢層（55歳以上） 1号級］	
	昇給区分「良好」	4号級 ［高齢層（55歳以上） 0号級］ ［管理職層（7級以上） 3号給］	
	昇給区分「やや良好でない」	2号級 ［高齢層（55歳以上） 0号級］	
	昇給区分「良好でない」	0号級 ［高齢層（55歳以上） 0号級］	
人事評価結果の活用		有	
定期昇給以外の昇給制度		無	

オ 期末手当・勤勉手当

区分	支給期別支給率		支給率計（月分）	職制上の段階、職務の級等による加算措置	備考
	6月（月分）	12月（月分）			
令和8年度	2.325	2.375	4.700	有	
国の制度	2.325	2.375	4.700	有	

カ 定年退職及び応募認定退職にかかる退職手当（令和8年10月1日現在）

区分	20年勤続の者（月分）	25年勤続の者（月分）	35年勤続の者（月分）	最高限度（月分）	その他の加算措置等	備考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 2%～45%加算	
国の制度（支給率等）	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 2%～45%加算	

キ 地域手当

支給対象地域	市内全地域
支給率	4%
支給対象職員	市内全地域
国の指定基準に基づく支給率	4%

ク 特殊勤務手当

区分	全職種	代表的な職種						
		行政職	教育職	幼児教育職	技能労務職	医療職（1）	医療職（2）	医療職（3）
給料総額に対する比率（%）	0.03	0.05	－	－	0.06	－	－	－
支給対象職員の比率(%)（令和8年10月1日現在）	6.95	10.26	－	－	11.76	－	－	－
代表的な特殊勤務手当の名称	工事現場監督等従事手当、福祉事務従事手当、市税等滞納処分従事手当							

ケ その他の手当

扶養手当、住居手当、通勤手当	国の制度との異同
	国に同じ

債務負担行為で令和９年度以降にわたるものについての令和７年度末までの支出額又は支出額の見込み、及び令和８年度以降の支出予定額等に関する調書

（単位：千円）

事　　項	限度額	令和７年度末までの支出（見込）額		令和８年度以降の支出予定額		左の財源内訳			
						特定財源			一般財源
		期　間	金　額	期　間	金　額	国県支出金	地方債	その他	
北郷里まちづくりセンター等指定管理料	48,309			令和9年度から令和11年度まで	48,309				48,309
神田まちづくりセンター指定管理料	44,424			令和9年度から令和11年度まで	44,424				44,424
六荘まちづくりセンター指定管理料	57,135			令和9年度から令和11年度まで	57,135				57,135
七尾まちづくりセンター指定管理料	33,756			令和9年度から令和11年度まで	33,756				33,756
余呉まちづくりセンター等指定管理料	44,103			令和9年度から令和11年度まで	44,103				44,103
西浅井まちづくりセンター等指定管理料	74,988			令和9年度から令和11年度まで	74,988				74,988
特別徴収通知書の封入封緘業務	22,000			令和8年度から令和13年度まで	22,000				22,000
高月福祉ステーション指定管理料	43,895			令和9年度から令和13年度まで	43,895				43,895
長浜バイオインキュベーションセンター指定管理料	26,590			令和9年度から令和13年度まで	26,590				26,590
慶雲館指定管理料	55,590			令和9年度から令和13年度まで	55,590				55,590
長浜文化芸術会館及び浅井文化ホール指定管理料	310,420			令和9年度から令和13年度まで	310,420				310,420
木之本スティックホール指定管理料	90,905			令和9年度から令和13年度まで	90,905				90,905
浅井歴史民俗資料館指定管理料	59,045			令和9年度から令和13年度まで	59,045				59,045
神照運動公園指定管理料	97,740			令和9年度から令和13年度まで	97,740				97,740
浅井地区スポーツ施設指定管理料	153,080			令和9年度から令和13年度まで	153,080				153,080
長浜市民体育館等指定管理料	76,520			令和9年度から令和13年度まで	76,520				76,520
木之本スポーツ広場指定管理料	283,024			令和9年度から令和15年度まで	283,024				283,024

議案第９２号

令和８年度長浜市国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第１号）

令和８年度長浜市国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ１，４１８千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１５７，４１８千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和８年１１月２７日提出

長浜市長　浅見　宣義

第１表　歳入歳出予算補正

歳入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
7 繰入金		107,307	1,418	108,725
	2 基金繰入金	49,963	1,418	51,381
歳　　入　　合　　計		156,000	1,418	157,418

歳出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
1 総務費		130,069	1,418	131,487
	1 施設管理費	130,069	1,418	131,487
歳　　出　　合　　計		156,000	1,418	157,418

令和８年度長浜市国民健康保険特別会計（直診勘定）

補正予算（第１号）説明書

歳入

（款）　7 繰入金

（項）　2 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険直営診療所管理運営基金繰入金	49,963	1,418	51,381
計	49,963	1,418	51,381

（単位：千円）

節		説　　明
区　　分	金　　額	
1 国民健康保険直営診療所管理運営基金繰入金	1,418	

歳出

（款）　1 総務費

（項）　1 施設管理費

目	補正前の額	補　正　額	計	補　正　額　の　財　源　内　訳			
				特　定　財　源			一般財源
				国県支出金	地　方　債	そ　の　他	
1 一般管理費	130,069	1,418	131,487				1,418
計	130,069	1,418	131,487				1,418

（単位：千円）

節		説明	
区　分	金　額		
2 給料	287	□職員給与費	1,418
3 職員手当等	1,122	給料	287
4 共済費	9	職員手当等	1,122
		共済費	9

給　与　費　明　細　書

1 特別職

区分		職員数 (人)	給与費 報酬 (千円)	給料 (千円)	期末手当 (千円)	支給率 (月分)	地域手当 (千円)	その他の手当 (千円)	計 (千円)	共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
補正後	長　等											
	議　員											
	その他の特別職											
	計											
補正前	長　等											
	議　員											
	その他の特別職											
	計											
比　較	長　等											
	議　員											
	その他の特別職											
	計											

2 一般職

(1)総括　　(単位:千円)

区分	職員数 (人)	給与費 報酬	給料	職員手当	計	共済費	合計	備考
補正後	2　(2)		11,166	12,189	23,355	5,025	28,380	
補正前	2　(2)		10,879	11,067	21,946	5,016	26,962	
比　較			287	1,122	1,409	9	1,418	

(手当の内訳)

区分	扶養手当	通勤手当	住居手当	管理職手当	管理職特別勤務手当	時間外、休日勤務手当	特殊勤務手当	期末手当	勤勉手当	地域手当	初任給調整手当	その他手当	退職手当
補正後	78	125		756		475	1,200	4,604	2,315	450	2,186		
補正前	78	125		756		497	1,200	4,346	2,094	439	1,532		
比　較						−22		258	221	11	654		

※( )内は、再任用短時間職員及び週の所定労働時間が38時間45分未満の会計年度任用職員を外書。
※職員手当には児童手当を含まない。その他手当は単身赴任手当、宿日直手当、選挙手当、除雪手当及び統計手当をいう。

ア 会計年度任用職員以外の職員　　(単位:千円)

区分	職員数 (人)	給与費 報酬	給料	職員手当	計	共済費	合計	備考
補正後	2　(0)		11,166	10,348	21,514	3,776	25,290	
補正前	2　(0)		10,879	9,226	20,105	3,767	23,872	
比　較			287	1,122	1,409	9	1,418	

(手当の内訳)

区分	扶養手当	通勤手当	住居手当	管理職手当	管理職特別勤務手当	時間外、休日勤務手当	特殊勤務手当	期末手当	勤勉手当	地域手当	初任給調整手当	その他手当	退職手当
補正後	78	125		756		475	1,200	2,763	2,315	450	2,186		
補正前	78	125		756		497	1,200	2,505	2,094	439	1,532		
比　較						−22		258	221	11	654		

※この表は、給料をもって支弁される会計年度任用職員以外の一般職の職員について記載。
※( )内は、再任用短時間職員を外書。
※職員手当には児童手当を含まない。その他手当は単身赴任手当、宿日直手当、選挙手当、除雪手当及び統計手当をいう。

イ 会計年度任用職員　　（単位:千円）

区分	職員数（人）	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正後	0　(2)	5,447		1,841	7,288	1,249	8,537	
補正前	0　(2)	5,447		1,841	7,288	1,249	8,537	
比　較								

（手当の内訳）

区分	扶養手当	通勤手当	住居手当	管理職手当	管理職特別勤務手当	時間外、休日勤務手当	特殊勤務手当	期末手当	勤勉手当	地域手当	初任給調整手当	その他手当	退職手当
補正後								1,841					
補正前								1,841					
比　較													

※この表は、報酬又は給料をもって支弁される会計年度任用職員について記載。
※( )内は、週の所定労働時間が38時間45分未満の会計年度任用職員を外書。
※職員手当には児童手当を含まない。その他手当は単身赴任手当、宿日直手当、選挙手当、除雪手当及び統計手当をいう。

(2)給料及び職員手当の増減額の明細　　（単位:千円）

区分	増減額	増減事由別内訳		説明	備考
給料	287	1.給与改定に伴う増減分	287	給料表の改正	
		2.昇給に伴う増加分			
		3.その他の増減分			
職員手当	1,122	1.制度改正に伴う増減分	1,122	期末勤勉手当率の改正・時間外単価の増額	
		2.その他の増減分			

(3)給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与　　（単位:円）

区分		行政職	教育職	幼児教育職	技能労務職	医療職(1)	医療職(2)	医療職(3)	再任用
令和8年10月1日現在	平均給料月額					563,000	340,300		
	平均給与月額					917,780	393,868		
	平均年齢(歳)					62歳4月	56歳0月		

イ 初任給　　（単位:円）

区分	行政職	幼児教育職	技能労務職	医療職(2)	医療職(3)
高校卒(初級)	216,200	－	216,200	－	－
短大卒(中級)	228,900	241,200	－	246,800	281,800
大学卒(上級)	247,100	252,000	－	254,700	285,100

区分	国の制度				
	行政職	幼児教育職	技能労務職	医療職(2)	医療職(3)
高校卒(初級)	209,800	－	207,900	－	－
短大卒(中級)	－	－	－	242,600	274,400
大学卒(上級)	総合職 251,500 一般職 241,500	－	－	249,600	280,100

ウ 級別職員数

区分	行政職			教育職			幼児教育職			技能労務職		
	級	職員数（人）	構成比（%）	級	職員数（人）	構成比（%）	級	職員数（人）	構成比（%）	級	職員数（人）	構成比（%）
令和8年10月1日現在	1			1			1			1		
	2			2			2			2		
	3			3			3			3		
	4			4			4			4		
	5						5					
	6						6					
	7						7					
	計			計			計			計		

区分	医療職(1)			医療職(2)			医療職(3)			再任用		
	級	職員数（人）	構成比（%）	級	職員数（人）	構成比（%）	級	職員数（人）	構成比（%）	級	職員数（人）	構成比（%）
令和8年10月1日現在	1			1			1			1		
	2			2			2			2		
	3	1	100	3	1	100	3			3		
	4			4			4			4		
				5			5			5		
				6			6			6		
				7						7		
	計	1	100	計	1	100	計			計		

（級別の標準的な職務内容）

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
行政職	主事	主事	主査	係長 主幹	課長代理 副参事	課長 参事	部長 次長
教育職	教諭	係長 主幹	課長 参事 課長代理 副参事	課長 （校長待遇）			
幼児教育職	主事 保育士 幼稚園教諭 保育教諭	主事 保育士 幼稚園教諭 保育教諭	主査 保育士 幼稚園教諭 保育教諭	係長 主幹 主幹保育士 主幹教諭 主幹保育教諭	課長代理 副参事 副園長	課長 参事 園長	部長 次長 園長
技能労務職	技能職 労務職	技能職 労務職	技能職	技能職			
医療職(1)	診療所で医療業務を行う医師	診療所で相当高度の知識、経験に基づき困難な医療業務を行う医師	診療所で高度の知識、経験に基づき困難な医療業務を行う医師	診療所できわめて高度の知識、経験に基づき困難な医療業務を行う医師			
医療職(2)	技師	薬剤師、相当高度な業務を行う技師	主査、相当高度な業務を行う薬剤師、高度な業務を行う技師	係長 主幹	課長代理 副参事	課長 参事	部長 次長
医療職(3)	准看護師	看護師	主査、相当高度な業務を行う看護師	係長 主幹	課長 参事 課長代理 副参事	部長 次長	

エ 昇給

区分		説明	備考
昇給日		1月1日	
昇給号給数	昇給区分「極めて良好」	6号級以上 ［高齢層（55歳以上） 2号級以上］	
	昇給区分「特に良好」	5号級 ［高齢層（55歳以上） 1号級］	
	昇給区分「良好」	4号級 ［高齢層（55歳以上） 0号級］ ［管理職層（7級以上） 3号給］	
	昇給区分「やや良好でない」	2号級 ［高齢層（55歳以上） 0号級］	
	昇給区分「良好でない」	0号級 ［高齢層（55歳以上） 0号級］	
人事評価結果の活用		有	
定期昇給以外の昇給制度		無	

オ 期末手当・勤勉手当

区分	支給期別支給率		支給率計（月分）	職制上の段階、職務の級等による加算措置	備考
	6月（月分）	12月（月分）			
令和8年度	2.325	2.375	4.700	有	
国の制度	2.325	2.375	4.700	有	

カ 定年退職及び応募認定退職にかかる退職手当（令和8年10月1日現在）

区分	20年勤続の者（月分）	25年勤続の者（月分）	35年勤続の者（月分）	最高限度（月分）	その他の加算措置等	備考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 2%～45%加算	
国の制度（支給率等）	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 2%～45%加算	

キ 地域手当

支給対象地域	市内全地域
支給率	4%
支給対象職員	市内全地域
国の指定基準に基づく支給率	4%

ク 特殊勤務手当

区分	全職種	代表的な職種						
		行政職	教育職	幼児教育職	技能労務職	医療職（1）	医療職（2）	医療職（3）
給料総額に対する比率（%）	0.08	－	－	－	－	0.11	－	－
支給対象職員の比率(%)（令和8年10月1日現在）	0.50	－	－	－	－	1.00	－	－
代表的な特殊勤務手当の名称	医師診療所業務従事手当							

ケ その他の手当

扶養手当、住居手当、通勤手当	国の制度との異同
	国に同じ

議案第９３号

令和８年度長浜市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第１号）

令和８年度長浜市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ１１２，０００千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２，１６６，０００千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和８年１１月２７日提出

長浜市長　浅見　宣義

第１表　歳入歳出予算補正

歳入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
１後期高齢者医療保険料		1,664,125	112,000	1,776,125
	１後期高齢者医療保険料	1,664,125	112,000	1,776,125
歳　　入　　合　　計		2,054,000	112,000	2,166,000

歳出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
2 後期高齢者医療広域連合納付金		2,031,285	112,000	2,143,285
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	2,031,285	112,000	2,143,285
歳　　出　　合　　計		2,054,000	112,000	2,166,000

令和８年度長浜市後期高齢者医療保険特別会計

補正予算（第１号）説明書

歳入

（款）　1 後期高齢者医療保険料

（項）　1 後期高齢者医療保険料

目	補正前の額	補正額	計
1 特別徴収保険料	1,164,425	20,500	1,184,925
2 普通徴収保険料	499,700	91,500	591,200
計	1,664,125	112,000	1,776,125

（単位：千円）

節		説　　明
区　　分	金　　額	
1 現年度分	20,500	
1 現年度分	91,500	

歳出

（款）　2 後期高齢者医療広域連合納付金

（項）　1 後期高齢者医療広域連合納付金

目	補正前の額	補　正　額	計	補　正　額　の　財　源　内　訳			
				特　定　財　源			一般財源
				国県支出金	地　方　債	そ　の　他	
1 後期高齢者医療広域連合納付金	2,031,285	112,000	2,143,285			112,000	
計	2,031,285	112,000	2,143,285			112,000	

（単位：千円）

節		説明	
区　分	金　額		
18 負担金、補助及び交付金	112,000	□後期高齢者医療広域連合納付金	112,000

議案第９４号

令和８年度長浜市農業集落排水事業特別会計補正予算（第３号）

令和８年度長浜市農業集落排水事業特別会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ６，６１５千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１，１１９，０８６千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和８年１１月２７日提出

長浜市長　浅見　宣義

第１表　歳入歳出予算補正

歳入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
６繰入金		769,627	6,615	776,242
	１他会計繰入金	769,627	6,615	776,242
歳　　入　　合　　計		1,112,471	6,615	1,119,086

歳出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
1 総務費		40,823	4,546	45,369
	1 総務管理費	40,823	4,546	45,369
2 農業集落排水事業費		694,441	1,388	695,829
	1 農業集落排水事業費	694,441	1,388	695,829
3 公債費		373,207	681	373,888
	1 公債費	373,207	681	373,888
歳　　出　　合　　計		1,112,471	6,615	1,119,086

令和８年度長浜市農業集落排水事業特別会計

補正予算（第３号）説明書

歳入

（款）　6 繰入金

（項）　1 他会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1 一般会計繰入金	769,627	6,615	776,242
計	769,627	6,615	776,242

（単位：千円）

節		説　　明
区　　分	金　　額	
1 一般会計繰入金	6,615	

歳出

（款）　1 総務費

（項）　1 総務管理費

目	補正前の額	補　正　額	計	補　正　額　の　財　源　内　訳			
				特　定　財　源			一般財源
				国県支出金	地　方　債	そ　の　他	
1 一般管理費	40,823	4,546	45,369				4,546
計	40,823	4,546	45,369				4,546

（款）　2 農業集落排水事業費

（項）　1 農業集落排水事業費

目	補正前の額	補　正　額	計	補　正　額　の　財　源　内　訳			
				特　定　財　源			一般財源
				国県支出金	地　方　債	そ　の　他	
1 施設管理費	626,041	1,388	627,429				1,388
計	694,441	1,388	695,829				1,388

（款）　3 公債費

（項）　1 公債費

目	補正前の額	補　正　額	計	補　正　額　の　財　源　内　訳			
				特　定　財　源			一般財源
				国県支出金	地　方　債	そ　の　他	
1 元金	350,619	△862	349,757				△862
2 利子	22,588	1,543	24,131				1,543
計	373,207	681	373,888				681

（単位：千円）

節		説明	
区　分	金　額		
2 給料	2,148	□職員給与費	4,546
3 職員手当等	1,635	給料	2,148
4 共済費	763	職員手当等	1,635
		共済費	763

（単位：千円）

節		説明	
区　分	金　額		
26 公課費	1,388	□処理施設管理経費	1,388
		公課費	1,388

（単位：千円）

節		説明	
区　分	金　額		
22 償還金、利子及び割引料	△862	市債元金償還金	△862
22 償還金、利子及び割引料	1,543	市債利子償還金	1,543

給　与　費　明　細　書

1 特別職

区分		職員数 (人)	給与費 報酬 (千円)	給料 (千円)	期末手当 (千円)	支給率 (月分)	地域手当 (千円)	その他の手当 (千円)	計 (千円)	共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
補正後	長　等											
	議　員											
	その他の特別職											
	計											
補正前	長　等											
	議　員											
	その他の特別職											
	計											
比　較	長　等											
	議　員											
	その他の特別職											
	計											

2 一般職

(1)総括　　(単位:千円)

区分	職員数 (人)	給与費 報酬	給料	職員手当	計	共済費	合計	備考
補正後	4　(1)		18,087	11,611	29,698	5,736	35,434	
補正前	4　(1)		15,939	9,766	25,705	4,973	30,678	
比　較	(0)		2,148	1,845	3,993	763	4,756	

(手当の内訳)

区分	扶養手当	通勤手当	住居手当	管理職手当	管理職特別勤務手当	時間外、休日勤務手当	特殊勤務手当	期末手当	勤勉手当	地域手当	初任給調整手当	その他手当	退職手当
補正後	468	634				2,567	54	4,292	2,920	676			
補正前	468	483				2,100	36	3,682	2,407	590			
比　較		151				467	18	610	513	86			

※( )内は、再任用短時間職員及び週の所定労働時間が38時間45分未満の会計年度任用職員を外書。
※職員手当には児童手当を含まない。その他手当は単身赴任手当、宿日直手当、選挙手当、除雪手当及び統計手当をいう。

ア 会計年度任用職員以外の職員　　(単位:千円)

区分	職員数 (人)	給与費 報酬	給料	職員手当	計	共済費	合計	備考
補正後	4　(0)		16,408	10,749	27,157	5,309	32,466	
補正前	4　(0)		14,260	8,904	23,164	4,546	27,710	
比　較	(0)		2,148	1,845	3,993	763	4,756	

(手当の内訳)

区分	扶養手当	通勤手当	住居手当	管理職手当	管理職特別勤務手当	時間外、休日勤務手当	特殊勤務手当	期末手当	勤勉手当	地域手当	初任給調整手当	その他手当	退職手当
補正後	468	486				2,504	54	3,641	2,920	676			
補正前	468	335				2,037	36	3,031	2,407	590			
比　較		151				467	18	610	513	86			

※この表は、給料をもって支弁される会計年度任用職員以外の一般職の職員について記載。
※( )内は、再任用短時間職員を外書。
※職員手当には児童手当を含まない。その他手当は単身赴任手当、宿日直手当、選挙手当、除雪手当及び統計手当をいう。

イ 会計年度任用職員　　（単位:千円）

区分	職員数（人）	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正後	0　(1)		1,679	862	2,541	427	2,968	
補正前	0　(1)		1,679	862	2,541	427	2,968	
比　較								

（手当の内訳）

区分	扶養手当	通勤手当	住居手当	管理職手当	管理職特別勤務手当	時間外、休日勤務手当	特殊勤務手当	期末手当	勤勉手当	地域手当	初任給調整手当	その他手当	退職手当
補正後		148				63		651					
補正前		148				63		651					
比　較													

※この表は、報酬又は給料をもって支弁される会計年度任用職員について記載。
※( )内は、週の所定労働時間が38時間45分未満の会計年度任用職員を外書。
※職員手当には児童手当を含まない。その他手当は単身赴任手当、宿日直手当、選挙手当、除雪手当及び統計手当をいう。

(2)給料及び職員手当の増減額の明細　　（単位:千円）

区分	増減額	増減事由別内訳		説明	備考
給料	2,148	1.給与改定に伴う増減分	2,148	給料表の改正	
		2.昇給に伴う増加分			
		3.その他の増減分			
職員手当	1,845	1.制度改正に伴う増減分	1,845	期末勤勉手当率の改正・時間外単価の増額	
		2.その他の増減分			

(3)給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与　　（単位:円）

区分		行政職	教育職	幼児教育職	技能労務職	医療職(1)	医療職(2)	医療職(3)	再任用
令和8年10月1日現在	平均給料月額	338,767	－	－	－	－	－	－	290,100
	平均給与月額	460,744	－	－	－	－	－	－	312,703
	平均年齢(歳)	44歳3月	－	－	－	－	－	－	62歳8月

イ 初任給　　（単位:円）

区分	行政職	幼児教育職	技能労務職	医療職(2)	医療職(3)
高校卒(初級)	216,200	－	216,200	－	－
短大卒(中級)	228,900	241,200	－	246,800	281,800
大学卒(上級)	247,100	252,000	－	254,700	285,100

区分	国の制度				
	行政職	幼児教育職	技能労務職	医療職(2)	医療職(3)
高校卒(初級)	209,800	－	207,900	－	－
短大卒(中級)	－	－	－	242,600	274,400
大学卒(上級)	総合職 251,500 一般職 241,500	－	－	249,600	280,100

ウ 級別職員数

区分	行政職			教育職			幼児教育職			技能労務職		
	級	職員数（人）	構成比（%）	級	職員数（人）	構成比（%）	級	職員数（人）	構成比（%）	級	職員数（人）	構成比（%）
令和8年10月1日現在	1			1			1			1		
	2			2			2			2		
	3	1	33.3	3			3			3		
	4	2	66.7	4			4			4		
	5						5					
	6						6					
	7						7					
	計	3	100	計			計			計		

区分	医療職(1)			医療職(2)			医療職(3)			再任用		
	級	職員数（人）	構成比（%）	級	職員数（人）	構成比（%）	級	職員数（人）	構成比（%）	級	職員数（人）	構成比（%）
令和8年10月1日現在	1			1			1			1		
	2			2			2			2		
	3			3			3			3		
	4			4			4			4	1	100
				5			5			5		
				6			6			6		
				7						7		
	計			計			計			計	1	100

（級別の標準的な職務内容）

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
行政職	主事	主事	主査	係長 主幹	課長代理 副参事	課長 参事	部長 次長
教育職	教諭	係長 主幹	課長 参事 課長代理 副参事	課長 （校長待遇）			
幼児教育職	主事 保育士 幼稚園教諭 保育教諭	主事 保育士 幼稚園教諭 保育教諭	主査 保育士 幼稚園教諭 保育教諭	係長 主幹 主幹保育士 主幹教諭 主幹保育教諭	課長代理 副参事 副園長	課長 参事 園長	部長 次長 園長
技能労務職	技能職 労務職	技能職 労務職	技能職	技能職			
医療職(1)	診療所で医療業務を行う医師	診療所で相当高度の知識、経験に基づき困難な医療業務を行う医師	診療所で高度の知識、経験に基づき困難な医療業務を行う医師	診療所できわめて高度の知識、経験に基づき困難な医療業務を行う医師			
医療職(2)	技師	薬剤師、相当高度な業務を行う技師	主査、相当高度な業務を行う薬剤師、高度な業務を行う技師	係長 主幹	課長代理 副参事	課長 参事	部長 次長
医療職(3)	准看護師	看護師	主査、相当高度な業務を行う看護師	係長 主幹	課長 参事 課長代理 副参事	部長 次長	

エ 昇給

区分		説明	備考
昇給日		1月1日	
昇給号給数	昇給区分「極めて良好」	6号級以上 ［高齢層（55歳以上） 2号級以上］	
	昇給区分「特に良好」	5号級 ［高齢層（55歳以上） 1号級］	
	昇給区分「良好」	4号級 ［高齢層（55歳以上） 0号級］ ［管理職層（7級以上） 3号給］	
	昇給区分「やや良好でない」	2号級 ［高齢層（55歳以上） 0号級］	
	昇給区分「良好でない」	0号級 ［高齢層（55歳以上） 0号級］	
人事評価結果の活用		有	
定期昇給以外の昇給制度		無	

オ 期末手当・勤勉手当

区分	支給期別支給率		支給率計（月分）	職制上の段階、職務の級等による加算措置	備考
	6月（月分）	12月（月分）			
令和8年度	2.325	2.375	4.700	有	
国の制度	2.325	2.375	4.700	有	

カ 定年退職及び応募認定退職にかかる退職手当（令和8年10月1日現在）

区分	20年勤続の者（月分）	25年勤続の者（月分）	35年勤続の者（月分）	最高限度（月分）	その他の加算措置等	備考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 2%～45%加算	
国の制度（支給率等）	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 2%～45%加算	

キ 地域手当

支給対象地域	市内全地域
支給率	4%
支給対象職員	市内全地域
国の指定基準に基づく支給率	4%

ク 特殊勤務手当

区分	全職種	代表的な職種						
		行政職	教育職	幼児教育職	技能労務職	医療職（1）	医療職（2）	医療職（3）
給料総額に対する比率（%）	0.18	0.22	－	－	－	－	－	－
支給対象職員の比率(%)（令和8年10月1日現在）	50.00	66.67	－	－	－	－	－	－
代表的な特殊勤務手当の名称	工事現場監督等従事手当							

ケ その他の手当

扶養手当、住居手当、通勤手当	国の制度との異同
	国に同じ

議案第９５号

令和８年度長浜市病院事業会計補正予算（第３号）

（総則）

第１条　令和８年度長浜市病院事業会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第２条　令和８年度長浜市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第３条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科　　目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（　計　）
収　　入			
第１款　長浜病院事業収益	16,440,000 千円	53,352 千円	16,493,352 千円
第２項　医業外収益	876,060 千円	53,352 千円	929,412 千円
第２款　湖北病院事業収益	3,739,500 千円	53,352 千円	3,792,852 千円
第２項　医業外収益	751,056 千円	53,352 千円	804,408 千円
支　　出			
第１款　長浜病院事業費用	17,440,000 千円	346,234 千円	17,786,234 千円
第１項　医業費用	17,172,523 千円	346,234 千円	17,518,757 千円

（債務負担行為の補正）

第３条　予算第５条の表に次の事項、期間及び限度額を加える。

長浜市立湖北病院 放射線機器一括保守業務	令和９年度	１９，０００千円

（議会の議決を経なければ流用することができない経費の補正）

第４条　予算第９条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

（科　　目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（　計　）
１．市立長浜病院			
(1)　職員給与費	8,723,289 千円	346,234 千円	9,069,523 千円

令和８年１１月２７日提出

長浜市長　浅見　宣義

令和８年度長浜市病院事業会計

補正予算（第３号）説明書

令和8年度 長浜市病院事業会計補正予算(第3号)実施計画

収益的収入及び支出

収　　入

(単位:千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備　考
1．長浜病院事業収益			16,440,000	53,352	16,493,352	
	2. 医業外収益		876,060	53,352	929,412	
		2.補助金	25,893	53,352	79,245	国補助金
2．湖北病院事業収益			3,739,500	53,352	3,792,852	
	2. 医業外収益		751,056	53,352	804,408	
		2.補助金	9,201	53,352	62,553	国補助金

支　　出

(単位:千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備　考
1．長浜病院事業費用			17,440,000	346,234	17,786,234	
	1. 医業費用		17,172,523	346,234	17,518,757	
		1. 給与費	8,559,122	346,234	8,905,356	看護師手当 賞与引当金繰入額 法定福利費 法定福利費引当金繰入額 退職給付引当金繰入額

債務負担行為に関する調書

事項	限度額	前年度末までの支払義務発生額		当該年度以降の支払義務発生予定額		左の財源内訳	
		期間	金額	期間	金額	医業収益	企業債
	千円		千円		千円	千円	千円
長浜市立湖北病院 放射線機器一括保守業務	19,000			令和９年度	19,000	19,000	

令和８年度長浜市病院事業会計補正予算（第３号）給与費明細書（市立長浜病院）

（１）総括

区分	職員数			給与費				法定福利費	合計
	特別職（人）		一般職	報酬	給料	手当	計		
	長	その他	（人）	（千円）	（千円）	（千円）	（千円）	（千円）	（千円）
補正後	1	24	808 (334)	203	4,128,400	3,688,113	7,816,716	1,252,807	9,069,523
補正前	1	24	841 (316)	203	4,165,734	3,323,869	7,489,806	1,233,483	8,723,289
比較	0	0	△ 33 (18)	0	△ 37,334	364,244	326,910	19,324	346,234

備考　（　）内は、再任用短時間勤務職員及び会計年度任用の職を占める職員であって、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員について外書き

	区分	管理職手当（千円）	管理職員特別勤務手当（千円）	初任給調整手当（千円）	特殊勤務手当（千円）	地域手当（千円）	扶養手当（千円）	時間外勤務手当（千円）	通勤手当（千円）
手当の内訳	補正後	49,898	0	0	410,917	192,091	68,837	560,111	65,485
	補正前	50,472	0	0	381,197	209,572	59,911	534,079	62,254
	比較	△ 574	0	0	29,720	△ 17,481	8,926	26,032	3,231
	区分	休日勤務手当（千円）	宿日直手当（千円）	期末手当（千円）	勤勉手当（千円）	賞与引当金繰入額（千円）	夜間勤務手当（千円）	住居手当（千円）	児童手当（千円）
	補正後	8,211	56,995	594,018	483,812	526,881	50,336	38,784	68,403
	補正前	5,861	56,059	549,129	446,361	507,107	48,868	40,303	66,294
	比較	2,350	936	44,889	37,451	19,774	1,468	△ 1,519	2,109
	区分	退職給付引当金繰入額（千円）							
	補正後	513,334							
	補正前	306,402							
	比較	206,932							

ア．会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数			給与費				法定福利費	合計
	特別職（人）		一般職	報酬	給料	手当	計		
	長	その他	（人）	（千円）	（千円）	（千円）	（千円）	（千円）	（千円）
補正後	1	24	738　(2)	203	2,966,392	3,227,350	6,193,945	1,091,982	7,285,927
補正前	1	24	760　(0)	203	2,965,825	2,846,945	5,812,973	1,070,283	6,883,256
比較	0	0	△ 22　(2)	0	567	380,405	380,972	21,699	402,671

備考　(　)内は、再任用短時間勤務職員について外書き

	区分	管理職手当（千円）	管理職員特別勤務手当（千円）	初任給調整手当（千円）	特殊勤務手当（千円）	地域手当（千円）	扶養手当（千円）	時間外勤務手当（千円）	通勤手当（千円）
手当の内訳	補正後	49,898	0	0	383,406	169,035	68,837	498,320	50,164
	補正前	50,112	0	0	350,627	180,686	59,911	461,227	48,241
	比較	△ 214	0	0	32,779	△ 11,651	8,926	37,093	1,923
	区分	休日勤務手当（千円）	宿日直手当（千円）	期末手当（千円）	勤勉手当（千円）	賞与引当金繰入額（千円）	夜間勤務手当（千円）	住居手当（千円）	児童手当（千円）
	補正後	7,106	48,680	484,342	391,501	424,117	47,937	38,784	67,403
	補正前	4,110	46,003	438,535	353,286	405,271	46,213	40,303	65,274
	比較	2,996	2,677	45,807	38,215	18,846	1,724	△ 1,519	2,129
	区分	退職給付引当金繰入額（千円）							
	補正後	497,820							
	補正前	297,146							
	比較	200,674							

イ．会計年度任用職員

区分	職員数			給与費				法定福利費	合計
	特別職（人）		一般職	報酬	給料	手当	計		
	長	その他	（人）	（千円）	（千円）	（千円）	（千円）	（千円）	（千円）
補正後	0	0	70 (332)	0	1,162,008	460,763	1,622,771	160,825	1,783,596
補正前	0	0	81 (316)	0	1,199,909	476,924	1,676,833	163,200	1,840,033
比較	0	0	△ 11 (16)	0	△ 37,901	△ 16,161	△ 54,062	△ 2,375	△ 56,437

備考 ( )内は、会計年度任用の職を占める職員であって、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たり通常の勤務時間に比し短い職員について外書き

	区分	管理職手当（千円）	管理職員特別勤務手当（千円）	初任給調整手当（千円）	特殊勤務手当（千円）	地域手当（千円）	扶養手当（千円）	時間外勤務手当（千円）	通勤手当（千円）
手当の内訳	補正後	0	0	0	27,511	23,056	0	61,791	15,321
	補正前	360	0	0	30,570	28,886	0	72,852	14,013
	比較	△ 360	0	0	△ 3,059	△ 5,830	0	△ 11,061	1,308
	区分	休日勤務手当（千円）	宿日直手当（千円）	期末手当（千円）	勤勉手当（千円）	賞与引当金繰入額（千円）	夜間勤務手当（千円）	住居手当（千円）	児童手当（千円）
	補正後	1,105	8,315	109,676	92,311	102,764	2,399	0	1,000
	補正前	1,751	10,056	110,594	93,075	101,836	2,655	0	1,020
	比較	△ 646	△ 1,741	△ 918	△ 764	928	△ 256	0	△ 20
	区分	退職給付引当金繰入額（千円）							
	補正後	15,514							
	補正前	9,256							
	比較	6,258							

（2）給料及び手当の増減額の明細

区分	増減額（千円）	増減事由別内訳	（千円）	説明	備考
給料	△ 37,334	給与改定に伴う増減分	101,886	令和８年度人事院勧告	
		その他の増減分	△ 139,220		
手当	364,244	給与改定に伴う増減分	309,977	令和８年度人事院勧告	
		その他の増減分	54,267		

（３）給料及び職員手当の状況

ア.職員１人当たり給与

区分		医師職 (医師職（1))	医療技術職 (医療職（2))	看護職 (医療職（3))	事務職 (行政職)	技能労務職	福祉職	幼児教育職
令和8年10月１日現在	平均給料月額（円）	523,395	307,902	308,334	328,336	288,237	327,522	373,750
	平均給与月額（円）	1,264,645	404,869	430,087	414,541	355,944	413,660	419,481
	平均年齢（歳）	45.8	37.8	38.3	42.9	50.7	45.4	48.9

イ.初　任　給

区　分	医師職 （円）	医療技術職 （円）	看護職 （円）	事務職 （円）	技能労務職 （円）	福祉職 （円）	幼児教育職 （円）
高校卒	－	－	－	216,200	216,200	229,300	－
短大卒	－	246,800	281,800	228,900	－	241,200	241,200
大学卒	391,000	254,700	285,100	247,100	－	－	252,000

区　分	一般会計（国）の制度						
	医師職 （円）	医療技術職 （円）	看護職 （円）	事務職 （円）	技能労務職 （円）	福祉職 （円）	幼児教育職 （円）
高校卒	－	－	－	209,800	207,900	222,800	－
短大卒	－	242,600	274,400	－	－	239,300	－
大学卒	317,300	249,600	280,100	総合職 251,500 一般職 241,500	－	－	－

ウ. 級別職員数

区分	医師職			医療技術職			看護職			事務職			技能労務職			福祉職			幼児教育職		
	級	職員数（人）	構成比（%）	級	職員数（人）	構成比（%）	級	職員数（人）	構成比（%）	級	職員数（人）	構成比（%）	級	職員数（人）	構成比（%）	級	職員数（人）	構成比（%）	級	職員数（人）	構成比（%）
令和8年10月1日現在	1級			1級	2	1.3	1級	4	0.9	1級	14	29.2	1級	5	25.0	1級	2	10.5	1級		
	2級	10	14.7	2級	36	22.9	2級	183	43.2	2級	1	2.1	2級	4	20.0	2級	13	68.4	2級		
	3級	38	55.9	3級	68	43.3	3級	182	43.0	3級	9	18.8	3級	10	50.0	3級	3	15.8	3級	2	66.7
	4級	20	29.4	4級	22	14.0	4級	39	9.2	4級	7	14.6	4級	1	5.0	4級	1	5.3	4級	1	33.3
	5級			5級	18	11.5	5級	15	3.5	5級	10	20.7				5級			5級		
				6級	9	5.7	6級	1	0.2	6級	4	8.3				6級			6級		
				7級	2	1.3				7級	3	6.3				7級			7級		
	計	68	100	計	157	100	計	424	100	計	48	100	計	20	100	計	19	100	計	3	100

（級別の標準的な職務内容）

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
医師職	医員	医員	副医長 診療局長補佐 センター長 責任部長 診療局長	副院長 診療局長 理事長 責任部長 部長	院長		
医療技術職	技師	薬剤師 高度な業務を行う技師	主査 相当高度な業務を行う薬剤師 薬技師	係長 主幹	副薬剤師長 技師次長 副参事	薬剤師長 技師長 参事	局理事
看護職	准看護師	看護師	主査 相当高度な業務を行う看護師	係長 主幹	室長 科長 副長補佐 参事	局長 副局長 理事	
事務職	主事	相当高度な業務を行う主事	主査	係長 主幹	課長代理 副参事	課長 室長 担当課長 参事	局理事
技能労務職	技能職 労務職	相当の業務を行う技能労務職	高度な業務を行う技能職	相当高度な業務を行う技能職			
福祉職	介護士	高度な業務を行う介護士	主査	係長 主幹	課長代理 副参事	課長 参事	部次長
幼児教育職	保育士	高度な業務を行う保育士	保育主査 相当高度な業務を行う保育士	保育主幹	課長代理 副参事 副園長	課長 参事 園長	部次長 園長

エ. 昇給

区分		説明	備考
昇給日		1月1日	
昇給号給数	昇給区分「極めて良好」	6号級以上 ［高齢層（55歳以上） 2号級以上］	
	昇給区分「特に良好」	5号級 ［高齢層（55歳以上） 1号級］	
	昇給区分「良好」	4号級 ［高齢層（55歳以上） 0号級］ ［管理職層（7級以上） 3号給］	
	昇給区分「やや良好でない」	2号級 ［高齢層（55歳以上） 0号級］	
	昇給区分「良好でない」	0号級 ［高齢層（55歳以上） 0号級］	
人事評価結果の活用		有	
定期昇給以外の昇給制度		無	

オ.期末手当・勤勉手当

区　　分	支給期別支給率		支給率計	職制上の段階、職務の級等による加算措置	備　考
	6月（月分）	12月（月分）	（月分）		
令和8年度	2.325	2.375	4.70	有	
国の制度	2.325	2.375	4.70	有	

カ.定年退職及び応募認定退職に係る退職手当

区　　分	20年勤続の者（月分）	25年勤続の者（月分）	35年勤続の者（月分）	最高限度（月分）	その他の加算措置等	備考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 2%～45%加算	
国の制度 （支給率等）	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 2%～45%加算	

キ.地域手当

支給対象地域	市内全地域(医師職)	市内全地域(その他)
支給率	14%	4%
支給対象職員	市内全地域	
国の指定基準に基づく支給率	4%	

ク.特殊勤務手当

区　　分	全職種	医師職	医療技術職	看護職	事務職	技能労務職	福祉職	幼児教育職
給料総額に対する比率（%）	10.6	44.2	1.2	6.9	0.0	0.0	4.2	0.0
支給対象職員の比率（%） （令和8年10月1日現在）	79.2	100.0	57.1	96.8	0.0	5.0	94.7	0.0
代表的な特殊勤務手当の名称	夜間看護業務従事手当、放射線業務従事手当、検査業務従事手当、患者の死後処理業務従事手当、医療技術の研究従事医師手当、年末年始手当、特定行為・認定看護師手当							

ケ.その他の手当

扶養手当、住居手当、通勤手当	国の制度との異同
	国に同じ

議案第９６号

令和８年度長浜市公共下水道事業会計補正予算（第２号）

（総則）

第１条　令和８年度長浜市公共下水道事業会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第２条　令和８年度長浜市公共下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第３条に定めた収益的支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科　　目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支	出	
第１款　下水道事業費用	4,165,066 千円	44,167 千円	4,209,233 千円
第１項　営業費用	3,821,608 千円	18,141 千円	3,839,749 千円
第２項　営業外費用	337,758 千円	26,026 千円	363,784 千円

（資本的収入及び支出の補正）

第３条　予算第４条本文中括弧書「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,475,843 千円は、当年度分損益勘定留保資金 1,409,573 千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 66,270 千円で補填するものとする。」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,484,505 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 66,270 千円、減債積立金 105,304 千円、過年度分損益勘定留保資金 1,312,931 千円で補填するものとする。」に改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科　　目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収	入	
第１款　資本的収入	2,389,264 千円	5,600 千円	2,394,864 千円
第１項　企業債	1,881,900 千円	5,600 千円	1,887,500 千円
	支	出	
第１款　資本的支出	3,865,107 千円	14,262 千円	3,879,369 千円
第１項　建設改良費	1,021,929 千円	20,841 千円	1,042,770 千円
第２項　償還金	2,843,178 千円	△6,579 千円	2,836,599 千円

（企業債の補正）

第４条　予算第６条に定めた起債の限度額を、次のとおり補正する。

変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道整備事業	千円 1,881,900	普通貸借又は証券発行	6.0%以内 （ただし、政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金及び滋賀県市町振興資金貸付金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は、繰上償還若しくは、低利に借換えすることができる。	千円 1,887,500	補正前と同じ	補正前と同じ	補正前と同じ

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）

第５条　予算第９条に定めた経費の金額を、次のとおり補正する。

（科　　目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
(1)　職員給与費	171,605 千円	38,982 千円	210,587 千円

令和８年１１月２７日提出

長浜市長　　浅見　宣義

令和８年度長浜市公共下水道事業

会計補正予算（第２号）説明書

令和８年度 長浜市公共下水道事業会計補正予算（第２号）実施計画

収益的収入及び支出

支　　出

（単位：千円）

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備　　考
1 下水道事業費用			4,165,066	44,167	4,209,233	
	1 営業費用		3,821,608	18,141	3,839,749	
		3 総係費	133,684	18,141	151,825	給料 6,942 手当等 7,736 法定福利費 3,463
	2 営業外費用		337,758	26,026	363,784	
		1 支払利息及び企業債取扱費	307,900	26,026	333,926	企業債利息 26,026

資本的収入及び支出

収　　入

（単位：千円）

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備　　考
1 資本的収入			2,389,264	5,600	2,394,864	
	1 企業債		1,881,900	5,600	1,887,500	
		1 企業債	1,881,900	5,600	1,887,500	準建設改良企業債 5,600

支　　出

（単位：千円）

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備　　考
1 資本的支出			3,865,107	14,262	3,879,369	
	1 建設改良費		1,021,929	20,841	1,042,770	
		1 管渠築造費	730,861	20,841	751,702	給料 11,893 手当等 6,099 法定福利費 2,849
	2 償還金		2,843,178	△ 6,579	2,836,599	
		1 償還金	2,843,178	△ 6,579	2,836,599	企業債償還金 △ 6,579

給　与　費　明　細　書

1．総括

区　分	職員数			給与費				法定福利費	合計
	特別職（人）		一般職（人）	報酬（千円）	給料（千円）	手当（千円）	計（千円）	（千円）	（千円）
	長	その他							
補正後	0	6	22　(3)	6,242	99,589	68,871	174,702	33,736	208,438
補正前	0	6	18　(3)	6,242	80,754	55,216	142,212	27,424	169,636
比　較	0	0	4　(0)	0	18,835	13,655	32,490	6,312	38,802

	区　分	扶養手当（千円）	通勤手当（千円）	住居手当（千円）	管理職手当（千円）	時間外手当（千円）	休日勤務手当（千円）	宿日直手当（千円）	特殊勤務手当（千円）
手当の内訳	補正後	3,192	1,964	1,002	7,598	4,279	0	0	148
	補正前	3,426	1,782	0	5,417	3,315	0	0	101
	比　較	△ 234	182	1,002	2,181	964	0	0	47
	区　分	期末手当（千円）	勤勉手当（千円）	地域手当（千円）	初任給調整手当（千円）	単身赴任手当（千円）	管理職特別勤務手当（千円）	退職手当（千円）	賞与引当金繰入額（千円）
	補正後	19,115	15,633	4,112	0	0	0	0	11,828
	補正前	14,357	11,622	3,368	0	0	0	0	11,828
	比　較	4,758	4,011	744	0	0	0	0	0

※（ ）内は、再任用短時間職員及び週の所定労働時間が38時間45分未満の会計年度任用職員を外書。
※職員手当には児童手当を含まない。

ア　会計年度任用職員以外の職員

区　分	職員数			給与費				法定福利費	合計
	特別職（人）		一般職（人）	報酬（千円）	給料（千円）	手当（千円）	計（千円）	（千円）	（千円）
	長	その他							
補正後	0	6	22　(0)	191	99,589	66,549	166,329	32,265	198,594
補正前	0	6	18　(0)	191	80,754	52,894	133,839	25,953	159,792
比　較	0	0	4　(0)	0	18,835	13,655	32,490	6,312	38,802

	区　分	扶養手当（千円）	通勤手当（千円）	住居手当（千円）	管理職手当（千円）	時間外手当（千円）	休日勤務手当（千円）	宿日直手当（千円）	特殊勤務手当（千円）
手当の内訳	補正後	3,192	1,964	1,002	7,598	4,279	0	0	148
	補正前	3,426	1,782	0	5,417	3,315	0	0	101
	比　較	△ 234	182	1,002	2,181	964	0	0	47
	区　分	期末手当（千円）	勤勉手当（千円）	地域手当（千円）	初任給調整手当（千円）	単身赴任手当（千円）	管理職特別勤務手当（千円）	退職手当（千円）	賞与引当金繰入額（千円）
	補正後	17,854	14,572	4,112	0	0	0	0	11,828
	補正前	13,096	10,561	3,368	0	0	0	0	11,828
	比　較	4,758	4,011	744	0	0	0	0	0

※この表は、給料をもって支弁される会計年度任用職員以外の一般職の職員について記載。
※（ ）内は、再任用短時間職員を外書。
※職員手当には児童手当を含まない。

イ　会計年度任用職員

区　分	職員数			給与費				法定福利費	合計
	特別職（人）		一般職（人）	報酬（千円）	給料（千円）	手当（千円）	計（千円）	（千円）	（千円）
	長	その他							
補正後	0	0	0　(3)	6,051	0	2,322	8,373	1,471	9,844
補正前	0	0	0　(3)	6,051	0	2,322	8,373	1,471	9,844
比　較	0	0	0　(0)	0	0	0	0	0	0

	区　分	扶養手当（千円）	通勤手当（千円）	住居手当（千円）	管理職手当（千円）	時間外手当（千円）	休日勤務手当（千円）	宿日直手当（千円）	特殊勤務手当（千円）
手当の内訳	補正後		0			0	0	0	0
	補正前		0			0	0	0	0
	比　較	0	0	0	0	0	0	0	0
	区　分	期末手当（千円）	勤勉手当（千円）	地域手当（千円）	初任給調整手当（千円）	単身赴任手当（千円）	管理職特別勤務手当（千円）	退職手当（千円）	賞与引当金繰入額（千円）
	補正後	1,261	1,061	0	0	0	0	0	
	補正前	1,261	1,061	0	0	0	0	0	
	比　較	0	0	0	0	0	0	0	0

※この表は、報酬又は給料をもって支弁される会計年度任用職員について記載。
※(　)内は、週の所定労働時間が38時間45分未満の会計年度任用職員を外書。
※職員手当には児童手当を含まない。

2．給料及び手当の増減額の明細

区　分	増減額（千円）	増減事由別内訳（千円）	説　明	備　考
給　料	18,835	給与改定に伴う増減分　3,109		
		普通昇給に伴う増加分		
		昇給期間短縮に伴う増加分		
		その他の増減分　15,726	職員数の異動状況 （現に在職する職員数）　（その他）　（計） 人　人　人 補正後　22　3　25 補正前　18　3　21 増　減　4　0　4	
手　当	13,655	制度改正に伴う増減分　1,917		
		その他の増減分　11,738		

3．給料及び手当の状況

ア 職員1人当たり給与　（円）

区　分		行政職	再任用
令和8年10月1日現在	平均給料月額	367,819	232,080
	平均給与月額	468,088	259,067
	平均年齢（歳）	46歳9月	64歳0月

イ 初任給　　（円）

区　　分	行政職	技能労務職
高校卒（初級）	216,200	216,200
短大卒（中級）	228,900	－
大学卒（上級）	247,100	－

区　　分	国の制度	
	行政職	技能労務職
高校卒（初級）	209,800	207,900
短大卒（中級）	－	－
大学卒（上級）	総合職 251,500 一般職 241,500	－

ウ 級別職員数

区　　分	行政職			再任用		
	級	職員数（人）	構成比（%）	級	職員数（人）	構成比（%）
令和8年10月1日現在	1	1	4.8	1	0	0.0
	2	0	0.0	2	0	0.0
	3	5	23.8	3	0	0.0
	4	4	19.0	4	1	100.0
	5	8	38.1	5		
	6	1	4.8	6		
	7	2	9.5	7		
	計	21	100	計	1	100

（級別の標準的な職務内容）

区　　分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
行政職	主事	主事	主査	係長 主幹	課長代理 副参事	課長 参事	部長 次長
技能労務職	技能職 労務職	技能職 労務職	技能職	技能職			

エ 昇給

区分		説明	備考
昇給日		1月1日	
昇給号給数	昇給区分「極めて良好」	６号級以上 ［高齢層（５５歳以上）　２号級以上］	
	昇給区分「特に良好」	５号級 ［高齢層（５５歳以上）　１号級］	
	昇給区分「良好」	４号級 ［高齢層（５５歳以上）　０号級］ ［管理職層（７級以上）　３号給］	
	昇給区分「やや良好でない」	２号級 ［高齢層（５５歳以上）　０号級］	
	昇給区分「良好でない」	０号級 ［高齢層（５５歳以上）　０号級］	
人事評価結果の活用		有	
定期昇給以外の昇給制度		無	

オ 期末手当・勤勉手当

区　　分	支給期別支給率		支給率計	職制上の段階、職務の級等による加算措置	備考
	6月（月分）	12月（月分）	（月分）		
令和８年度	2.325	2.375	4.700	有	
国の制度	2.325	2.375	4.700	有	

カ 定年退職及び応募認定退職にかかる退職手当（令和8年10月1日現在）

区　　分	20年勤続の者（月分）	25年勤続の者（月分）	35年勤続の者（月分）	最高限度（月分）	その他の加算措置等	備考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置2%～45%加算	
国の制度（支給率等）	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置2%～45%加算	

キ 地域手当

支給対象地域	市内全地域
支給率	4%
支給対象職員	市内全地域
国の指定基準に基づく支給率	4%

ク 特殊勤務手当

区　　分	全職種	代表的な職種	
		行政職	技能労務職
給料総額に対する比率(%)	0.12	0.13	
支給対象職員の比率 令和8年10月1日現在(%)	36.36	38.10	
代表的な特殊勤務手当の名称	工事現場監督等従事手当	工事現場監督等従事手当	

ケ その他の手当

扶養手当、住居手当、通勤手当	国の制度との異同
	国に同じ

議案第９７号

長浜市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び長浜市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

長浜市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び長浜市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和８年１１月２７日提出

長浜市長　浅見　宣義

長浜市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び長浜市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

（長浜市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第１条　長浜市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成18年長浜市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第５条中「規則で定める期間内にある勤務日に割り振られた」を「当該期間内にある勤務日の」に改め、「やめて」の次に「当該勤務時間の一部を」を加える。

第８条の２第１項中「に規定する休日及び代休日を除く。以下」を「において」に、「に割り振られた勤務時間」を「のうち第１０条第１項に規定する休日を除いた日に割り振られた勤務時間（同項に規定する休日勤務代休時間を除く。）」に改める。

第１０条の見出しを「（休日勤務代休時間）」に改め、同条第１項を次のように改める。

任命権者は、職員に祝日法による休日又は年末年始の休日（以下この項において「休日」と総称する。）である勤務日等に割り振られた勤務時間の全部又は一部（以下この項において「休日勤務時間」という。）について特に勤務することを命じた場合には、規則の定めるところにより、当該休日勤務時間に代わる時間（次項において「休日勤務代休時間」という。）として、規則で定める期間内にある勤務日等に割り振られた勤務時間（第８条の２第１項の規定により時間外勤務代休時間として指定された勤務時間及び休日である勤務日等に割り振られた勤務時間を除く。）の全部又は一部（当該休日勤務時間と同一の時間数であるものに限る。）を指定することができる。

第１０条第２項中「代休日」を「休日勤務代休時間」に改め、「、勤務を命ぜられた休日の勤務時間を勤務した場合において」及び「の全部又は一部」を削る。

第１１条中「年次有給休暇」の次に「、年次無給休暇」を、「介護時間」の次に「、子育て支援時間」を加える。

第１２条の次に次の１条を加える。

（年次無給休暇）

第１２条の２　年次無給休暇は、一の年度ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年度において７日とする。

２　年次無給休暇については、その時期につき、任命権者の承認を受けなければならない。この場合において、任命権者は、公務の運営に支障がある場合又は公務の運営に相当程度の影響を及ぼす場合として規則で定める場合を除き、これを承認しなければならない。

３　年次無給休暇については、給与条例第１１条の規定にかかわらず、その勤務しない１時間につき、給与条例第１５条に規定する勤務１時間当たりの給与額を減額する。

第１５条第３項を次のように改める。

３　第１２条の２第３項の規定は、家庭支援休暇について準用する。

第１５条の２第３項中「前条第３項」を「第１２条の２第３項」に改め、同条の次に次の１条を加える。

（子育て支援時間）

第１５条の３　子育て支援時間は、職員（育児短時間勤務職員等を除く。）が小学校（これに準ずる学校を含む。）に就学している子（９歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある子に限る。）を養育するため、当該子を養育する期間内において１日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

２　子育て支援時間の時間は、前項に規定する期間内において１日につき２時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

３　第１２条の２第３項の規定は、子育て支援時間について準用する。

第１６条第２項中「第１５条第３項」を「第１２条の２第３項」に改める。

第１７条の見出し及び同条第１項中「及び介護時間」を「、介護時間及び子育て支援時間」に改める。

（長浜市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第２条　長浜市職員の育児休業等に関する条例（平成18年長浜市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第２２条第２項中「又は勤務時間条例」を「、勤務時間条例」に改め、「による介護時間」の次に「又は勤務時間条例第１５条の３第１項の規定による子育て支援時間」を加え、「の時間又は当該介護時間」を「、当該介護時間又は当該子育て支援時間」に改め、同条第３項中「又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成３年法律第76号）第６１条の２第２０項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）」を「、介護時間又は子育て支援時間に相当する休暇」に、「又は当該介護をするための時間」を「、当該介護時間又は当該子育て支援時間に相当する休暇」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和９年４月１日から施行する。ただし、次項から附則第４項までの規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、第１条の規定による改正前の長浜市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第１０条第１項の規定により指定された同項に規定する代休日のうち施行日以後の日であるものについては、職員が勤務を命ぜられた同項に規定する休日の勤務時間の全部又は一部を勤務している場合に限り、施行日において、当該代休日に割り振られた勤務時間の全部又は一部について第１条の規定による改正後の長浜市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（以下「改正後の勤務時間条例」という。）第１０条第１項の規定により同項に規定する休日勤務代休時間の指定が行われたものとみなす。この場合において、当該休日勤務代休時間の指定が行われたものとみなされた勤務時間を含む日については、長浜市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第３条第２項又は第４条の規定による勤務時間の割振りを変更することができない。

３　改正後の勤務時間条例第１７条第１項の規定により子育て支援時間の承認を受けよう

とする職員は、施行日前においても、同項の例により、その承認の請求をすることができる。

4　任命権者は、前項の規定により承認の請求があった場合には、施行日前においても、その承認をすることができる。この場合において、その承認を受けた職員は、施行日において改正後の勤務時間条例第１７条第１項の承認を受けたものとみなす。

（長浜市職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部改正）

5　長浜市職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例（平成18年長浜市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第２条第２号中「休日の代休日」を「休日勤務代休時間」に改める。

議案第９８号

長浜市長、副市長及び教育長の給与等に関する条例の一部改正について

長浜市長、副市長及び教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和８年１１月２７日提出

長浜市長　浅見　宣義

長浜市長、副市長及び教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

第１条　長浜市長、副市長及び教育長の給与等に関する条例（平成18年長浜市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第３条第２項ただし書中「１００分の１２６．２５」を「１００分の１２８．７５」に、「１００分の１７５」を「１００分の１８０」に改める。

第２条　長浜市長、副市長及び教育長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第３条第２項ただし書中「１００分の１２８．７５」を「１００分の１２７．５」に、「１００分の１８０」を「１００分の１７７．５」に改める。

附　則

（施行期日等）

１　この条例は、令和９年１月１日から施行する。ただし、第２条の規定は、同年４月１日から施行する。

２　第１条の規定による改正後の長浜市長、副市長及び教育長の給与等に関する条例（次項において「改正後の給与条例」という。）の規定は、令和８年１２月１日から適用する。

（給与の内払）

３　改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第１条の規定による改正前の長浜市長、副市長及び教育長の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

議案第９９号

長浜市職員の給与に関する条例等の一部改正について

長浜市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和８年１１月２７日提出

長浜市長　浅見　宣義

長浜市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

（長浜市職員の給与に関する条例の一部改正）

第１条　長浜市職員の給与に関する条例（平成18年長浜市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第４条第４項中「行政職給料表」を「医療職給料表（２）」に、「及び同表以外の各給料表」を「、医療職給料表（３）」に、「これに相当するものとして規則で定める職員」を「６級以上であるもの、福祉職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が７級であるもの及び幼児教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が７級であるもの」に改める。

第６条の４第１項第１号中「４１７，６００円」を「４１８，６００円」に改め、同項第３号中「５２，１００円」を「５２，６００円」に改める。

第１５条の２第１項中「２２，５００円」を「２４，０００円」に改め、同項ただし書中「２３，５００円」を「２５，０００円」に改める。

第１６条第２項中「１００分の１２６．２５」を「１００分の１２８．７５」に改め、同条第３項中「「１００分の１２６．２５」とあるのは「１００分の７１．２５」」を「「１００分の１２８．７５」とあるのは「１００分の７３．７５」」に改める。

第１６条の２第２項第１号中「１００分の１０６．２５」を「１００分の１０８．７５」に改め、同項第２号中「１００分の５１．２５」を「１００分の５３．７５」に改める。

別表第１から別表第５までを次のように改める。

別表第１（第３条関係）

行政職給料表

（単位：円）

職員の区分	職務の級 号俸	１級	２級	３級	４級	５級	６級	７級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	205,300	251,500	286,200	320,700	344,400	379,500	434,300
	2	206,400	252,800	287,200	322,200	346,200	381,200	436,200
	3	207,600	254,200	288,200	323,600	348,000	382,800	438,100
	4	208,700	255,600	289,200	325,000	349,800	384,400	439,900
	5	209,800	257,000	290,200	326,400	351,500	386,000	441,800
	6	211,500	258,400	291,200	327,600	353,300	387,800	443,600
	7	213,100	259,800	292,200	328,700	355,100	389,300	445,400
	8	214,700	261,200	293,200	329,900	356,700	390,900	447,200
	9	216,200	262,600	294,200	331,200	358,300	392,200	448,800
	10	217,900	263,800	295,300	332,800	360,000	393,800	450,300
	11	219,500	265,100	296,300	334,500	361,700	395,400	451,800
	12	221,100	266,400	297,300	336,100	363,400	396,900	453,300
	13	222,600	267,600	298,300	337,600	364,900	398,800	454,800

	14	224, 300	268, 800	299, 600	339, 200	366, 500	400, 700	456, 100
	15	226, 000	270, 100	300, 900	340, 900	368, 100	402, 600	457, 400
	16	227, 700	271, 300	302, 100	342, 500	369, 600	404, 400	458, 600
	17	228, 900	272, 400	303, 400	344, 000	370, 900	405, 900	459, 800
	18	230, 500	273, 500	304, 700	345, 700	372, 600	407, 700	461, 100
	19	232, 100	274, 600	306, 000	347, 400	374, 200	409, 400	462, 400
	20	233, 600	275, 700	307, 200	349, 000	375, 800	411, 000	463, 600
	21	235, 100	276, 600	308, 300	350, 400	376, 900	412, 700	464, 800
	22	236, 700	277, 600	309, 500	352, 100	378, 400	414, 100	465, 600
	23	238, 300	278, 600	310, 800	353, 800	379, 900	415, 500	466, 400
	24	239, 900	279, 600	312, 100	355, 400	381, 400	416, 900	467, 200
	25	241, 500	280, 600	313, 400	356, 600	383, 100	418, 300	467, 800
	26	243, 200	281, 500	314, 500	358, 500	384, 900	419, 500	468, 400
	27	244, 500	282, 300	315, 500	360, 200	386, 500	420, 700	469, 000
	28	245, 800	283, 200	316, 500	361, 800	388, 200	421, 700	469, 600
	29	247, 100	284, 000	317, 700	363, 300	389, 600	422, 800	470, 300
	30	248, 200	284, 800	318, 900	364, 900	390, 900	424, 000	471, 100
	31	249, 300	285, 700	320, 100	366, 500	392, 100	425, 100	471, 500
	32	250, 400	286, 400	321, 300	368, 100	393, 500	426, 200	472, 200
	33	251, 500	287, 200	322, 500	369, 800	394, 600	426, 900	472, 700
	34	252, 400	288, 000	323, 800	371, 600	395, 500	427, 600	473, 100
	35	253, 300	288, 800	325, 200	373, 400	396, 500	428, 200	473, 500
	36	254, 300	289, 400	326, 500	375, 200	397, 500	428, 900	473, 900
	37	255, 300	290, 100	327, 800	376, 700	398, 300	429, 500	474, 300
	38	256, 200	290, 900	329, 100	378, 100	399, 200	430, 100	474, 600
	39	257, 100	291, 600	330, 400	379, 500	400, 100	430, 600	474, 900
	40	257, 900	292, 300	331, 700	380, 900	400, 900	431, 000	475, 200
	41	258, 700	293, 000	333, 100	382, 400	401, 700	431, 400	475, 500
	42	259, 300	293, 800	334, 300	383, 200	402, 500	431, 600	475, 800
	43	259, 900	294, 500	335, 500	384, 100	403, 300	431, 900	476, 100
	44	260, 500	295, 200	336, 600	385, 100	404, 000	432, 200	476, 400
	45	261, 100	295, 900	337, 500	386, 000	404, 700	432, 500	476, 700
	46	261, 700	296, 600	338, 700	387, 100	405, 400	432, 800	
	47	262, 300	297, 300	339, 900	388, 000	406, 100	433, 100	
	48	262, 900	297, 900	341, 200	389, 000	406, 800	433, 400	
	49	263, 400	298, 600	342, 300	389, 900	407, 300	433, 600	
	50	264, 000	299, 300	343, 500	390, 600	407, 900	433, 900	
	51	264, 600	300, 000	344, 700	391, 300	408, 500	434, 100	
	52	265, 100	300, 700	345, 900	391, 900	409, 200	434, 400	
	53	265, 500	301, 200	347, 200	392, 300	409, 600	434, 600	

	54	265, 900	301, 900	348, 200	392, 900	410, 200	434, 900	
	55	266, 200	302, 500	349, 300	393, 500	410, 800	435, 200	
	56	266, 500	303, 200	350, 400	394, 200	411, 300	435, 500	
	57	266, 800	303, 800	351, 100	394, 500	411, 700	435, 700	
	58	267, 100	304, 400	352, 000	395, 200	412, 300	436, 000	
	59	267, 400	305, 000	352, 700	395, 900	412, 900	436, 300	
	60	267, 700	305, 800	353, 500	396, 500	413, 400	436, 500	
	61	268, 000	306, 400	354, 300	396, 800	413, 800	436, 700	
	62	268, 300	306, 900	354, 700	397, 300	414, 300	437, 000	
	63	268, 600	307, 400	355, 200	397, 900	414, 800	437, 300	
	64	268, 900	307, 800	355, 900	398, 500	415, 400	437, 500	
	65	269, 200	308, 300	356, 700	398, 800	415, 700	437, 700	
	66	269, 500	308, 800	357, 400	399, 400	416, 100	438, 000	
	67	269, 800	309, 200	358, 100	400, 100	416, 400	438, 300	
	68	270, 100	309, 700	358, 700	400, 700	416, 800	438, 500	
	69	270, 400	310, 100	359, 200	401, 100	417, 100	438, 700	
	70	270, 700	310, 600	359, 800	401, 600	417, 400	439, 000	
	71	271, 000	311, 000	360, 300	402, 200	417, 700	439, 300	
	72	271, 300	311, 500	360, 900	402, 700	417, 900	439, 500	
	73	271, 600	311, 900	361, 200	403, 200	418, 100	439, 700	
	74	271, 900	312, 300	361, 700	403, 800	418, 400		
	75	272, 200	312, 600	362, 000	404, 200	418, 700		
	76	272, 500	312, 900	362, 400	404, 500	418, 900		
	77	272, 800	313, 100	362, 800	404, 900	419, 100		
	78	273, 100	313, 400	363, 300	405, 400	419, 400		
	79	273, 400	313, 600	363, 800	405, 800	419, 700		
	80	273, 700	313, 900	364, 300	406, 200	419, 900		
	81	274, 000	314, 100	364, 600	406, 600	420, 100		
	82	274, 300	314, 300	365, 000	407, 100	420, 400		
	83	274, 600	314, 600	365, 400	407, 500	420, 700		
	84	274, 900	314, 800	365, 800	407, 900	420, 900		
	85	275, 200	315, 100	366, 100	408, 200	421, 100		
	86	275, 500	315, 300	366, 500				
	87	275, 800	315, 600	366, 900				
	88	276, 100	315, 900	367, 300				
	89	276, 400	316, 200	367, 500				
	90	276, 700	316, 500	367, 900				
	91	277, 000	316, 800	368, 300				
	92	277, 300	317, 100	368, 700				
	93	277, 600	317, 300	368, 900				

	94		317,500	369,200				
	95		317,800	369,600				
	96		318,200	369,900				
	97		318,400	370,200				
	98		318,700	370,600				
	99		319,000	371,000				
	100		319,400	371,400				
	101		319,600	371,900				
	102		319,900	372,300				
	103		320,200	372,700				
	104		320,500	373,100				
	105		320,700	373,600				
	106		321,000	374,000				
	107		321,300	374,300				
	108		321,600	374,600				
	109		321,800	375,000				
	110		322,100					
	111		322,500					
	112		322,800					
	113		323,000					
	114		323,200					
	115		323,500					
	116		323,900					
	117		324,100					
	118		324,300					
	119		324,600					
	120		324,900					
	121		325,200					
	122		325,400					
	123		325,700					
	124		326,000					
	125		326,300					
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		218,800	247,600	292,400	314,800	331,600	359,500	405,400

備考　この表は、他の給料表の適用を受けない職員に適用する。

別表第２（第３条関係）

医療職給料表

ア　医療職給料表（１）

（単位：円）

職員の区分	職務の級 号俸	１級 給料月額	２級 給料月額	３級 給料月額	４級 給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1		430,100	488,900	584,000
	2	319,700	432,800	490,800	590,100
	3	322,000	435,500	492,700	595,200
	4	324,200	438,100	494,200	599,900
	5	326,400	440,600	495,900	604,200
	6	329,900	442,800	497,700	608,500
	7	333,400	444,800	499,500	611,900
	8	336,900	446,900	501,300	614,800
	9	340,500	449,000	503,000	617,300
	10	344,000	450,600	504,800	619,600
	11	347,500	452,200	506,600	
	12	351,000	453,800	508,400	
	13	354,500	455,400	510,100	
	14	358,000	456,900	511,900	
	15	361,500	458,400	513,700	
	16	365,000	459,800	515,500	
	17	368,400	461,200	517,400	
	18	371,600	462,700	519,300	
	19	374,900	464,200	521,200	
	20	378,100	465,600	523,100	
	21	381,400	466,900	524,800	
	22	384,700	468,400	526,600	
	23	387,900	469,800	528,400	
	24	391,000	471,200	530,000	
	25	394,200	472,600	531,800	
	26	396,600	474,000	533,600	
	27	399,000	475,300	535,100	
	28	401,200	476,600	536,500	
	29	403,200	478,000	538,200	
	30	404,900	479,300	540,000	
	31	406,600	480,700	541,700	

	32	408, 400	482, 100	543, 200	
	33	410, 200	483, 400	544, 500	
	34	412, 000	484, 700	545, 800	
	35	413, 600	486, 000	547, 100	
	36	415, 100	487, 400	548, 100	
	37	416, 600	488, 800	549, 400	
	38	418, 000	490, 400	550, 700	
	39	419, 400	492, 000	552, 000	
	40	420, 800	493, 500	553, 000	
	41	422, 300	495, 100	553, 800	
	42	423, 100	496, 300	554, 600	
	43	423, 800	497, 300	555, 400	
	44	424, 500	498, 300	556, 300	
	45	425, 300	499, 100	557, 100	
	46	425, 900	500, 000	557, 900	
	47	426, 500	500, 900	558, 600	
	48	427, 000	501, 700	559, 400	
	49	427, 500	502, 400	560, 200	
	50	427, 900	503, 100	560, 900	
	51	428, 400	503, 800	561, 800	
	52	428, 800	504, 400	562, 700	
	53	429, 200	505, 000	563, 500	
	54	429, 500	505, 700	564, 400	
	55	429, 800	506, 300	565, 300	
	56	430, 200	506, 900	566, 100	
	57	430, 500	507, 200	566, 900	
	58	430, 800	507, 800	567, 700	
	59	431, 100	508, 400	568, 400	
	60	431, 400	509, 100	569, 200	
	61	431, 800	509, 500	570, 100	
	62	432, 100	510, 100	571, 000	
	63	432, 400	510, 800	571, 900	
	64	432, 700	511, 500	572, 700	
	65	433, 000	511, 900	573, 600	
	66		512, 500	574, 500	
	67		513, 100	575, 400	
	68		513, 600	576, 200	
	69		514, 100	577, 100	
	70		514, 600	578, 000	
	71		515, 100	578, 900	

	72		515,600	579,700	
	73		516,000		
	74		516,500		
	75		516,900		
	76		517,300		
	77		517,800		
	78		518,400		
	79		518,900		
	80		519,300		
	81		519,800		
	82		520,400		
	83		521,000		
	84		521,500		
	85		522,000		
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		339,500	386,200	446,500	528,200

備考　この表は、診療所に勤務する医師及び歯科医師で規則に定めるものに適用する。

イ　医療職給料表（２）

（単位：円）

職員の区分	職務の級 号俸	１級	２級	３級	４級	５級	６級	７級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	210,500	249,600	284,500	303,700	337,600	385,000	440,600
	2	212,700	250,900	285,300	304,500	339,100	386,700	442,600
	3	214,800	252,200	286,000	305,200	340,600	388,300	444,600
	4	216,900	253,500	286,800	305,900	342,000	389,900	446,500
	5	218,900	254,700	287,600	306,700	343,500	391,400	448,300
	6	220,900	255,800	288,400	307,400	345,100	393,000	450,000
	7	222,900	256,800	289,200	308,100	346,700	394,600	451,600
	8	224,800	257,700	289,900	308,800	348,200	396,200	453,100
	9	226,600	258,800	290,600	309,600	349,700	397,800	454,600
	10	228,500	259,900	291,400	310,300	351,300	399,800	455,900
	11	230,400	261,000	292,200	311,100	352,900	401,800	457,200

	12	232, 500	262, 200	293, 000	311, 700	354, 400	403, 800	458, 500
	13	234, 200	263, 400	293, 800	312, 300	355, 900	405, 200	459, 800
	14	236, 200	264, 600	294, 600	313, 400	357, 500	406, 900	461, 000
	15	238, 400	265, 800	295, 300	314, 600	359, 100	408, 600	462, 200
	16	240, 500	266, 900	296, 100	315, 900	360, 700	410, 300	463, 300
	17	242, 600	267, 900	296, 900	317, 100	362, 200	412, 000	464, 500
	18	243, 700	268, 900	297, 800	318, 300	363, 700	413, 500	465, 600
	19	244, 700	270, 000	298, 600	319, 400	365, 300	415, 000	466, 800
	20	245, 700	271, 000	299, 300	320, 600	366, 800	416, 500	468, 000
	21	246, 800	272, 100	300, 100	321, 900	368, 100	417, 800	469, 100
	22	247, 600	273, 000	301, 000	323, 100	369, 600	419, 100	469, 900
	23	248, 500	273, 800	301, 900	324, 300	371, 100	420, 400	470, 300
	24	249, 300	274, 600	302, 600	325, 500	372, 500	421, 500	471, 000
	25	250, 200	275, 400	303, 300	326, 700	373, 900	422, 600	471, 500
	26	251, 100	276, 200	304, 200	327, 900	375, 400	423, 700	471, 900
	27	252, 000	277, 000	305, 100	329, 100	376, 900	424, 800	472, 300
	28	252, 900	277, 800	305, 900	330, 300	378, 300	425, 900	472, 700
	29	253, 700	278, 500	306, 700	331, 600	379, 700	426, 700	473, 100
	30	254, 500	279, 300	307, 700	332, 800	381, 300	427, 500	473, 500
	31	255, 200	280, 100	308, 700	334, 100	382, 700	428, 200	473, 800
	32	256, 000	280, 900	309, 700	335, 300	384, 200	429, 000	474, 100
	33	256, 700	281, 700	310, 700	336, 500	385, 400	429, 400	474, 400
	34	257, 300	282, 500	311, 800	337, 600	386, 500	430, 000	474, 700
	35	257, 900	283, 100	312, 900	338, 800	387, 700	430, 500	475, 000
	36	258, 600	283, 900	313, 800	340, 000	388, 800	430, 900	475, 300
	37	259, 300	284, 800	314, 800	341, 300	389, 800	431, 300	475, 600
	38	259, 900	285, 600	315, 900	342, 500	390, 600	431, 500	
	39	260, 500	286, 400	317, 000	343, 700	391, 500	431, 800	
	40	261, 000	287, 100	318, 000	344, 800	392, 600	432, 100	
	41	261, 500	287, 800	319, 000	345, 700	393, 600	432, 400	
	42	262, 100	288, 600	320, 200	346, 900	394, 600	432, 700	
	43	262, 700	289, 400	321, 400	348, 000	395, 600	433, 000	
	44	263, 200	290, 100	322, 500	349, 100	396, 500	433, 300	
	45	263, 600	290, 800	323, 500	350, 000	397, 300	433, 500	
	46	264, 200	291, 600	324, 600	350, 900	398, 100	433, 800	
	47	264, 600	292, 400	325, 700	351, 900	399, 000	434, 100	
	48	265, 000	293, 100	326, 800	352, 800	399, 800	434, 400	
	49	265, 400	293, 800	327, 900	353, 700	400, 300	434, 600	
	50	265, 900	294, 600	328, 900	354, 600	401, 100	434, 800	
	51	266, 400	295, 200	329, 900	355, 600	401, 900	435, 100	

	52	266, 900	295, 900	331, 000	356, 500	402, 700	435, 400	
	53	267, 200	296, 600	332, 000	357, 000	403, 100	435, 600	
	54	267, 500	297, 300	332, 900	357, 900	403, 800		
	55	267, 800	298, 000	333, 800	358, 600	404, 500		
	56	268, 100	298, 600	334, 800	359, 500	405, 100		
	57	268, 400	299, 300	335, 700	360, 200	405, 500		
	58	268, 700	300, 100	336, 500	360, 500	406, 000		
	59	269, 000	300, 800	337, 500	360, 900	406, 600		
	60	269, 300	301, 400	338, 400	361, 500	407, 200		
	61	269, 600	301, 900	339, 300	362, 100	407, 600		
	62	269, 900	302, 600	340, 000	362, 800	408, 100		
	63	270, 200	303, 300	340, 700	363, 500	408, 600		
	64	270, 500	303, 900	341, 300	364, 100	409, 100		
	65	270, 800	304, 400	341, 900	364, 800	409, 700		
	66	271, 100	305, 000	342, 600	365, 300	410, 200		
	67	271, 400	305, 700	343, 200	365, 900	410, 800		
	68	271, 700	306, 400	343, 800	366, 500	411, 400		
	69	272, 000	307, 000	344, 400	366, 800	411, 900		
	70	272, 300	307, 500	344, 600	367, 300	412, 400		
	71	272, 600	308, 100	345, 000	367, 700	412, 800		
	72	272, 800	308, 600	345, 500	368, 200	413, 200		
	73	273, 000	309, 200	346, 100	368, 700	413, 500		
	74	273, 300	309, 600	346, 600	369, 200	414, 000		
	75	273, 600	309, 900	347, 100	369, 700	414, 400		
	76	273, 800	310, 200	347, 500	370, 100	414, 800		
	77	274, 000	310, 500	348, 100	370, 400	415, 200		
	78	274, 300	310, 800	348, 600	370, 700			
	79	274, 600	311, 000	349, 000	370, 900			
	80	274, 800	311, 300	349, 500	371, 200			
	81	275, 000	311, 600	350, 000	371, 700			
	82	275, 300	311, 800	350, 300	372, 000			
	83	275, 600	312, 100	350, 500	372, 300			
	84	275, 800	312, 400	350, 800	372, 600			
	85	276, 000	312, 600	351, 200	373, 000			
	86		312, 800	351, 600	373, 300			
	87		313, 000	351, 900	373, 600			
	88		313, 200	352, 200	373, 900			
	89		313, 600	352, 500	374, 300			
	90		313, 800	352, 700	374, 600			
	91		314, 000	353, 100	374, 800			

	92		314,200	353,400	375,100			
	93		314,600	353,600	375,400			
	94		314,800	353,900	375,800			
	95		315,000	354,200	376,200			
	96		315,300	354,400	376,600			
	97		315,600	354,600	377,100			
	98		315,800	354,900	377,500			
	99		316,000	355,200	377,900			
	100		316,300	355,400	378,300			
	101		316,600	355,600	378,800			
	102		316,800	355,800				
	103		317,000	356,200				
	104		317,300	356,400				
	105		317,600	356,600				
	106			356,900				
	107			357,300				
	108			357,700				
	109			357,900				
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		219,900	247,700	279,200	294,400	323,100	368,700	414,700

備考　この表は、病院、診療所等に勤務する薬剤師、放射線技師等に適用する。

ウ　医療職給料表（３）

（単位：円）

職員の区分	職務の級 号俸	１級	２級	３級	４級	５級	６級	７級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年	1	232,500	265,700	304,700	318,200	342,300	386,200	442,400
前再	2	234,400	267,800	305,200	318,700	343,300	388,000	444,600
任用	3	236,200	270,000	305,700	319,200	344,300	389,700	446,800
短時	4	237,900	272,200	306,200	319,700	345,300	391,500	449,000
間勤	5	239,600	274,400	306,600	320,200	346,400	393,400	451,000
務職	6	241,500	275,400	307,100	320,700	347,600	395,400	453,000
員以	7	243,400	276,200	307,600	321,300	348,800	397,500	454,800

外の職員	8	245,100	277,100	308,000	321,700	350,000	399,600	456,700
	9	246,800	277,900	308,400	322,200	351,000	401,300	458,400
	10	248,700	279,000	308,900	322,700	352,200	403,400	460,000
	11	250,600	280,100	309,400	323,300	353,400	405,500	461,800
	12	252,500	281,000	309,900	323,800	354,500	407,500	463,400
	13	254,300	281,800	310,300	324,200	355,600	409,400	464,700
	14	256,300	282,500	310,800	324,800	356,700	411,000	466,000
	15	258,300	283,200	311,200	325,500	357,900	412,800	467,600
	16	260,300	284,000	311,700	326,100	359,000	414,600	469,200
	17	262,300	285,100	312,200	326,800	360,100	416,300	470,900
	18	264,300	286,000	312,600	327,700	361,200	418,000	472,500
	19	266,400	286,900	313,100	328,600	362,300	420,000	474,000
	20	268,400	287,800	313,500	329,500	363,400	421,700	475,400
	21	270,300	288,800	314,000	330,300	364,500	423,400	476,500
	22	271,500	289,800	314,400	331,300	365,700	425,100	477,800
	23	272,600	290,700	314,900	332,200	366,800	426,900	479,100
	24	273,600	291,700	315,300	333,000	367,900	428,700	480,600
	25	274,700	292,500	315,800	333,800	368,900	430,300	481,600
	26	275,500	293,400	316,400	334,700	370,200	432,000	482,200
	27	276,300	294,300	317,100	335,600	371,500	433,800	482,900
	28	277,100	295,200	317,800	336,500	372,800	435,600	483,500
	29	277,900	296,200	318,500	337,300	374,000	437,100	484,400
	30	278,600	296,900	319,200	338,400	375,500	438,600	485,100
	31	279,300	297,600	319,900	339,500	377,000	440,100	485,900
	32	279,900	298,300	320,700	340,600	378,500	441,400	486,700
	33	280,600	298,900	321,500	341,800	379,700	442,600	487,400
	34	281,200	299,500	322,300	342,800	381,200	443,700	488,100
	35	281,800	300,000	323,000	343,900	382,600	444,900	488,800
	36	282,300	300,400	323,700	345,000	384,000	446,100	489,600
	37	282,800	300,800	324,500	346,100	385,400	447,400	490,400
	38	283,500	301,400	325,300	347,200	386,400	448,500	491,200
	39	284,200	301,900	326,100	348,300	387,800	449,700	491,900
	40	284,900	302,300	326,900	349,400	389,100	450,900	492,600
	41	285,600	302,700	327,600	350,200	390,400	452,100	493,400
	42	286,200	303,200	328,500	351,300	391,800	453,100	
	43	286,900	303,600	329,500	352,400	393,100	454,200	
	44	287,500	304,100	330,400	353,400	394,400	455,300	
	45	288,300	304,600	331,300	354,300	395,900	456,300	
	46	289,000	305,000	332,300	355,200	397,100	456,800	
	47	289,700	305,500	333,300	356,200	398,200	457,300	

	48	290, 300	305, 900	334, 200	357, 200	399, 400	457, 700	
	49	290, 800	306, 400	335, 100	358, 400	400, 500	458, 300	
	50	291, 300	306, 800	336, 000	359, 700	401, 400	458, 800	
	51	291, 700	307, 300	337, 000	360, 900	402, 400	459, 200	
	52	292, 100	307, 800	338, 000	362, 100	403, 300	459, 700	
	53	292, 400	308, 200	338, 800	363, 000	403, 900	460, 200	
	54	292, 900	308, 600	339, 700	364, 200	404, 700	460, 600	
	55	293, 300	309, 100	340, 700	365, 300	405, 500	460, 900	
	56	293, 700	309, 500	341, 600	366, 600	406, 300	461, 200	
	57	294, 100	310, 000	342, 500	367, 600	407, 000	461, 600	
	58	294, 500	310, 700	343, 400	368, 500	407, 700		
	59	294, 800	311, 400	344, 400	369, 600	408, 400		
	60	295, 100	312, 100	345, 300	370, 800	409, 000		
	61	295, 500	312, 800	346, 200	371, 900	409, 600		
	62	295, 900	313, 700	347, 300	373, 100	410, 200		
	63	296, 300	314, 600	348, 500	374, 300	410, 900		
	64	296, 600	315, 300	349, 700	375, 300	411, 500		
	65	296, 900	316, 000	350, 400	376, 300	412, 200		
	66	297, 300	316, 900	351, 500	377, 300	412, 700		
	67	297, 700	317, 700	352, 600	378, 400	413, 300		
	68	298, 000	318, 500	353, 500	379, 500	413, 800		
	69	298, 400	319, 200	354, 600	380, 300	414, 200		
	70	298, 900	320, 100	355, 300	381, 400	414, 800		
	71	299, 300	321, 000	356, 400	382, 500	415, 200		
	72	299, 600	321, 800	357, 500	383, 500	415, 500		
	73	300, 000	322, 700	358, 600	384, 200	415, 800		
	74	300, 500	323, 500	359, 800	385, 000	416, 300		
	75	301, 000	324, 400	360, 900	385, 800	416, 700		
	76	301, 500	325, 300	362, 000	386, 500	417, 000		
	77	302, 000	326, 100	363, 100	387, 100	417, 300		
	78	302, 500	327, 000	364, 200	387, 600	417, 800		
	79	303, 100	327, 900	365, 200	388, 100	418, 300		
	80	303, 500	328, 700	366, 300	388, 600	418, 700		
	81	304, 000	329, 200	367, 200	389, 200	419, 000		
	82	304, 400	329, 900	368, 200	389, 700	419, 400		
	83	304, 900	330, 700	369, 100	390, 200	419, 900		
	84	305, 400	331, 500	370, 100	390, 700	420, 300		
	85	305, 800	332, 300	371, 000	391, 100	420, 700		
	86	306, 200	333, 100	371, 800	391, 500			
	87	306, 700	334, 100	372, 600	392, 100			

	88	307, 200	335, 100	373, 400	392, 600				
	89	307, 600	336, 000	374, 000	392, 900				
	90	308, 100	337, 000	374, 600	393, 400				
	91	308, 600	338, 000	375, 200	393, 700				
	92	309, 100	339, 000	375, 800	394, 000				
	93	309, 600	339, 800	376, 200	394, 600				
	94	309, 900	340, 500	376, 600	395, 100				
	95	310, 400	341, 200	377, 100	395, 600				
	96	310, 900	341, 800	377, 500	396, 100				
	97	311, 400	342, 200	378, 000	396, 700				
	98	311, 900	342, 500	378, 400	397, 200				
	99	312, 300	343, 000	378, 900	397, 700				
	100	312, 700	343, 600	379, 300	398, 100				
	101	313, 100	344, 000	379, 600	398, 700				
	102	313, 500	344, 500	380, 100	399, 200				
	103	313, 900	345, 100	380, 400	399, 700				
	104	314, 200	345, 600	380, 700	400, 200				
	105	314, 500	346, 000	381, 100	400, 800				
	106	314, 900	346, 500	381, 600	401, 200				
	107	315, 300	347, 000	382, 100	401, 700				
	108	315, 600	347, 500	382, 600	402, 200				
	109	315, 800	347, 900	383, 100	402, 800				
	110	316, 100	348, 200	383, 600					
	111	316, 300	348, 500	384, 100					
	112	316, 600	348, 800	384, 500					
	113	316, 900	349, 100	384, 900					
	114	317, 100	349, 500	385, 300					
	115	317, 400	349, 800	385, 800					
	116	317, 600	350, 100	386, 300					
	117	317, 900	350, 300	386, 700					
	118	318, 100	350, 600	387, 200					
	119	318, 400	350, 900	387, 700					
	120	318, 700	351, 100	388, 200					
	121	319, 000	351, 300	388, 500					
	122	319, 300	351, 600						
	123	319, 600	351, 900						
	124	319, 900	352, 200						
	125	320, 100	352, 400						
	126	320, 300	352, 700						
	127	320, 600	353, 000						

	128	321, 000	353, 200						
	129	321, 200	353, 400						
	130	321, 500	353, 600						
	131	321, 800	353, 900						
	132	322, 200	354, 100						
	133	322, 400	354, 400						
	134	322, 700	354, 800						
	135	323, 000	355, 200						
	136	323, 300	355, 600						
	137	323, 500	355, 900						
	138	323, 800	356, 300						
	139	324, 100	356, 700						
	140	324, 400	357, 100						
	141	324, 600	357, 400						
	142	324, 900	357, 800						
	143	325, 300	358, 100						
	144	325, 600	358, 500						
	145	325, 800	358, 800						
	146	326, 000	359, 200						
	147	326, 300	359, 600						
	148	326, 600	360, 000						
	149	326, 800	360, 300						
	150	327, 000	360, 700						
	151	327, 300	361, 100						
	152	327, 600	361, 500						
	153	328, 000	361, 800						
	154	328, 200							
	155	328, 400							
	156	328, 700							
	157	329, 000							
	158	329, 300							
	159	329, 600							
	160	329, 900							
	161	330, 300							
	162	330, 600							
	163	330, 900							
	164	331, 200							
	165	331, 600							
	166	331, 900							
	167	332, 200							

	168 169	332,500 332,900						
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		270,400	292,600	300,900	312,600	331,000	372,300	420,700

備考　この表は、病院、診療所等に勤務する助産師、看護師及び准看護師に適用する。

別表第３（第３条関係）

教育職給料表

（単位：円）

職員の区分	職務の級 号俸	１級 給料月額	２級 給料月額	３級 給料月額	４級 給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	223,000	244,500	374,500	461,800
	2	225,400	246,900	376,000	463,100
	3	227,800	249,300	377,600	464,300
	4	230,100	251,800	379,100	465,600
	5	232,300	254,300	380,500	466,700
	6	234,700	256,700	381,900	467,800
	7	236,900	259,100	383,200	469,000
	8	239,100	261,600	384,600	470,300
	9	241,300	264,000	386,100	471,600
	10	243,500	265,600	387,400	472,800
	11	245,700	267,200	388,800	473,900
	12	248,000	268,800	390,100	475,000
	13	250,200	270,400	391,500	476,200
	14	252,300	271,800	392,800	477,000
	15	254,400	273,200	394,000	477,800
	16	256,500	274,600	395,200	478,700
	17	258,600	276,000	396,200	479,600
	18	260,400	277,200	397,500	480,000
	19	262,100	278,400	398,800	480,500
	20	263,800	279,600	399,900	481,000
	21	265,500	280,900	400,900	481,500
	22	266,800	282,000	402,100	
	23	268,100	283,100	403,300	
	24	269,300	284,300	404,400	

	25	270, 500	285, 600	405, 400	
	26	271, 600	287, 300	406, 500	
	27	272, 700	289, 000	407, 600	
	28	273, 800	290, 700	408, 700	
	29	275, 000	292, 400	409, 800	
	30	276, 100	294, 400	411, 000	
	31	277, 200	296, 600	412, 100	
	32	278, 200	298, 900	413, 200	
	33	279, 300	301, 100	414, 200	
	34	280, 300	303, 300	415, 300	
	35	281, 300	305, 600	416, 500	
	36	282, 400	307, 800	417, 700	
	37	283, 600	309, 900	418, 800	
	38	284, 500	311, 800	420, 100	
	39	285, 500	313, 700	421, 200	
	40	286, 600	315, 500	422, 300	
	41	287, 800	317, 400	423, 400	
	42	288, 900	319, 300	424, 700	
	43	290, 000	321, 100	425, 700	
	44	291, 100	322, 800	426, 800	
	45	292, 000	324, 500	428, 000	
	46	292, 800	326, 300	429, 200	
	47	293, 600	328, 000	430, 400	
	48	294, 400	329, 700	431, 600	
	49	295, 000	331, 400	432, 700	
	50	295, 800	333, 200	433, 700	
	51	296, 500	335, 000	435, 000	
	52	297, 200	336, 700	436, 200	
	53	298, 000	338, 100	437, 400	
	54	298, 800	340, 000	438, 500	
	55	299, 400	341, 800	439, 600	
	56	300, 100	343, 500	440, 700	
	57	300, 800	345, 300	441, 700	
	58	301, 600	347, 200	442, 900	
	59	302, 400	348, 900	444, 100	
	60	303, 000	350, 700	445, 300	
	61	303, 600	352, 500	445, 900	
	62	304, 300	354, 300	446, 700	
	63	305, 000	356, 000	447, 400	
	64	305, 500	357, 700	447, 900	

	65	306, 200	359, 400	448, 200	
	66	306, 900	360, 800	448, 500	
	67	307, 500	362, 200	448, 900	
	68	308, 100	363, 700	449, 300	
	69	308, 800	365, 300	449, 600	
	70	309, 500	366, 800	450, 000	
	71	310, 100	368, 300	450, 300	
	72	310, 800	369, 800	450, 600	
	73	311, 300	371, 200	450, 900	
	74	312, 000	372, 800	451, 200	
	75	312, 700	374, 300	451, 500	
	76	313, 200	375, 700	451, 800	
	77	313, 800	377, 100	452, 000	
	78	314, 500	378, 600	452, 300	
	79	315, 100	380, 100	452, 600	
	80	315, 700	381, 700	452, 800	
	81	316, 200	383, 000	453, 000	
	82	316, 800	384, 300		
	83	317, 400	385, 600		
	84	318, 000	386, 800		
	85	318, 400	387, 900		
	86	318, 800	389, 100		
	87	319, 300	390, 100		
	88	319, 800	391, 200		
	89	320, 200	392, 200		
	90	320, 600	393, 300		
	91	321, 000	394, 400		
	92	321, 400	395, 400		
	93	321, 700	396, 500		
	94	322, 100	397, 600		
	95	322, 500	398, 600		
	96	322, 800	399, 700		
	97	323, 100	400, 700		
	98	323, 500	401, 700		
	99	323, 800	402, 600		
	100	324, 100	403, 500		
	101	324, 500	404, 300		
	102	324, 800	405, 300		
	103	325, 100	406, 100		
	104	325, 400	407, 000		

	105	325, 600	407, 800			
	106	325, 900	408, 700			
	107	326, 200	409, 600			
	108	326, 400	410, 500			
	109	326, 600	411, 300			
	110	326, 800	412, 300			
	111	327, 100	413, 200			
	112	327, 400	414, 100			
	113	327, 600	414, 700			
	114	327, 800	415, 600			
	115	328, 000	416, 500			
	116	328, 300	417, 400			
	117	328, 600	418, 200			
	118	328, 800	418, 900			
	119	329, 100	419, 700			
	120	329, 400	420, 500			
	121	329, 600	421, 100			
	122	329, 800	421, 800			
	123	330, 000	422, 500			
	124	330, 300	423, 100			
	125	330, 600	423, 700			
	126		424, 400			
	127		424, 900			
	128		425, 500			
	129		426, 100			
	130		426, 700			
	131		427, 200			
	132		427, 700			
	133		428, 000			
	134		428, 300			
	135		428, 500			
	136		428, 800			
	137		429, 100			
	138		429, 400			
	139		429, 700			
	140		430, 000			
	141		430, 300			
	142		430, 600			
	143		430, 900			
	144		431, 200			

	145 146 147 148 149 150 151 152 153 154 155 156 157		431,400 431,700 432,000 432,200 432,400 432,700 433,000 433,200 433,400 433,700 434,000 434,200 434,400		
定年前再任用短時間勤務職員		基準 給料月額 259,100	基準 給料月額 310,000	基準 給料月額 370,000	基準 給料月額 460,300

備考

1　この表は、中学校、小学校、義務教育学校及び教育委員会事務局に勤務する教員に適用する。

2　この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が３級である職員の給料月額は、この表の額に１５，６００円を加算して得た額とする。

3　この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が４級である職員の給料月額は、この表の額に８，１００円を加算して得た額とする。

別表第４（第３条関係）

福祉職給料表

（単位：円）

職員の区分	職務の級 号俸	１級	２級	３級	４級	５級	６級	７級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年	1	222,800	278,000	310,200	337,000	358,200	379,500	434,300
前再	2	224,500	279,400	311,100	338,700	359,900	381,200	436,200
任用	3	226,100	280,700	311,900	340,300	361,500	382,800	438,100
短時	4	227,800	282,000	312,900	341,800	363,100	384,400	439,900
間勤	5	229,300	283,400	313,800	343,200	364,600	386,000	441,800
務職	6	230,900	284,400	314,700	344,600	366,200	387,800	443,600
員以	7	232,500	285,400	315,600	345,900	367,600	389,300	445,400
外の	8	234,100	286,400	316,400	347,300	369,100	390,900	447,200

職員	9	235,700	287,300	317,200	348,700	370,400	392,200	448,800
	10	237,500	288,200	318,200	350,300	372,000	393,800	450,300
	11	239,300	289,200	319,400	351,800	373,600	395,400	451,800
	12	240,300	290,100	320,500	353,300	375,100	396,900	453,300
	13	241,200	291,200	321,700	354,800	376,800	398,800	454,800
	14	242,300	292,100	322,800	356,300	378,500	400,700	456,100
	15	243,500	293,000	324,000	357,900	380,200	402,600	457,400
	16	244,500	293,800	325,000	359,500	381,900	404,400	458,600
	17	245,500	294,300	326,100	361,000	383,400	405,900	459,800
	18	246,500	295,000	327,200	362,700	385,200	407,700	461,100
	19	247,400	295,800	328,300	364,200	386,800	409,400	462,400
	20	248,300	296,500	329,300	365,700	388,300	411,000	463,600
	21	249,300	297,400	330,300	367,200	389,900	412,700	464,800
	22	250,700	298,300	331,400	368,800	391,400	414,100	465,600
	23	252,000	299,200	332,400	370,300	392,900	415,500	466,400
	24	253,300	300,100	333,400	371,900	394,400	416,900	467,200
	25	254,600	301,100	334,400	373,400	395,800	418,300	467,800
	26	255,900	302,000	335,300	375,000	397,200	419,500	468,400
	27	257,200	302,800	336,300	376,500	398,600	420,700	469,000
	28	258,400	303,700	337,400	377,900	399,800	421,700	469,600
	29	259,500	304,600	338,500	379,100	400,900	422,800	470,300
	30	260,400	305,400	339,500	380,600	402,300	424,000	471,100
	31	261,200	306,300	340,600	382,000	403,500	425,100	471,500
	32	262,000	307,100	341,700	383,500	404,800	426,200	472,200
	33	262,900	308,100	342,800	384,800	405,800	426,900	472,700
	34	263,700	309,100	343,900	386,300	406,900	427,600	473,100
	35	264,500	310,100	345,000	387,800	408,000	428,200	473,500
	36	265,300	311,000	346,000	389,300	409,100	428,900	473,900
	37	266,000	311,900	347,100	390,700	410,100	429,500	474,300
	38	266,600	312,800	348,100	392,100	411,100	430,100	474,600
	39	267,300	313,800	349,000	393,400	412,000	430,600	474,900
	40	268,000	314,700	350,000	394,800	412,900	431,000	475,200
	41	268,800	315,600	351,000	395,800	413,600	431,400	475,500
	42	269,400	316,500	351,900	396,900	414,200	431,600	475,800
	43	270,000	317,500	352,700	397,800	414,800	431,900	476,100
	44	270,600	318,400	353,500	398,800	415,500	432,200	476,400
	45	271,000	319,300	354,100	399,500	416,000	432,500	476,700
	46	271,500	320,300	354,700	400,100	416,400	432,800	
	47	272,000	321,200	355,300	400,700	416,900	433,100	
	48	272,400	322,000	355,900	401,400	417,400	433,400	

	49	272, 800	322, 900	356, 500	402, 200	417, 900	433, 600	
	50	273, 400	323, 800	357, 100	402, 900	418, 400	433, 900	
	51	273, 900	324, 700	357, 600	403, 700	418, 900	434, 100	
	52	274, 400	325, 500	358, 100	404, 400	419, 400	434, 400	
	53	274, 800	326, 500	358, 700	405, 200	419, 900	434, 600	
	54	275, 300	327, 400	359, 200	405, 900	420, 400	434, 900	
	55	275, 700	328, 400	359, 700	406, 600	420, 900	435, 200	
	56	276, 100	329, 300	360, 100	407, 200	421, 300	435, 500	
	57	276, 600	330, 200	360, 500	407, 500	421, 600	435, 700	
	58	277, 000	331, 100	360, 700	408, 100	422, 000	436, 000	
	59	277, 400	332, 000	361, 100	408, 700	422, 500	436, 300	
	60	277, 700	332, 900	361, 600	409, 400	422, 900	436, 500	
	61	278, 100	333, 800	361, 900	409, 800	423, 200	436, 700	
	62	278, 500	334, 600	362, 300	410, 500	423, 700	437, 000	
	63	278, 800	335, 400	362, 700	411, 100	424, 200	437, 300	
	64	279, 100	336, 200	363, 100	411, 700	424, 600	437, 500	
	65	279, 500	336, 900	363, 500	412, 100	424, 900	437, 700	
	66	279, 900	337, 700	364, 000	412, 600			
	67	280, 200	338, 400	364, 400	413, 200			
	68	280, 500	339, 100	364, 900	413, 700			
	69	280, 900	339, 600	365, 100	414, 100			
	70	281, 200	340, 100	365, 600	414, 600			
	71	281, 500	340, 600	366, 000	415, 100			
	72	281, 900	341, 000	366, 400	415, 600			
	73	282, 300	341, 400	366, 700	416, 100			
	74	282, 600	341, 900	367, 100	416, 500			
	75	283, 000	342, 400	367, 600	416, 800			
	76	283, 300	342, 800	368, 000	417, 100			
	77	283, 600	343, 100	368, 200	417, 300			
	78	284, 000	343, 400	368, 500	417, 500			
	79	284, 400	343, 700	368, 900	417, 800			
	80	284, 700	344, 000	369, 300	418, 100			
	81	284, 900	344, 300	369, 600	418, 300			
	82	285, 200	344, 600	369, 900	418, 600			
	83	285, 600	344, 800	370, 300	418, 900			
	84	285, 900	345, 100	370, 700	419, 100			
	85	286, 100	345, 500	371, 000	419, 300			
	86	286, 400	345, 900	371, 400				
	87	286, 800	346, 200	371, 800				
	88	287, 100	346, 400	372, 000				

	89	287, 400	346, 900	372, 300				
	90	287, 600	347, 300					
	91	287, 900	347, 500					
	92	288, 200	347, 800					
	93	288, 500	348, 200					
	94	288, 800	348, 600					
	95	289, 200	348, 900					
	96	289, 500	349, 200					
	97	289, 700	349, 400					
	98	290, 000	349, 700					
	99	290, 300	350, 000					
	100	290, 600	350, 300					
	101	290, 900	350, 700					
	102	291, 200	350, 900					
	103	291, 500	351, 200					
	104	291, 800	351, 600					
	105	292, 000	352, 000					
	106	292, 200	352, 300					
	107	292, 500	352, 600					
	108	292, 800	352, 900					
	109	293, 100	353, 200					
	110	293, 400	353, 600					
	111	293, 700	353, 900					
	112	293, 900	354, 100					
	113	294, 200	354, 300					
	114	294, 400	354, 600					
	115	294, 700	354, 800					
	116	295, 100	355, 100					
	117	295, 400	355, 300					
	118	295, 700						
	119	296, 000						
	120	296, 300						
	121	296, 500						
	122	296, 700						
	123	297, 100						
	124	297, 400						
	125	297, 600						
	126	297, 900						
	127	298, 200						
	128	298, 600						

	129	298,800						
	130	299,200						
	131	299,600						
	132	299,900						
	133	300,100						
	134	300,400						
	135	300,800						
	136	301,100						
	137	301,300						
	138	301,600						
	139	301,900						
	140	302,200						
	141	302,400						
	142	302,600						
	143	302,800						
	144	303,000						
	145	303,400						
	146	303,600						
	147	303,900						
	148	304,200						
	149	304,500						
	150	304,700						
	151	305,000						
	152	305,200						
	153	305,500						
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		233,900	276,700	292,500	330,100	344,800	359,500	405,400

備考　この表は、病院等に勤務し、介護等の業務に従事する職員に適用する。

別表第５（第３条関係）

幼児教育職給料表

（単位：円）

職員の区	職務の級	１級	２級	３級	４級	５級	６級	７級

分	号俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	222,800	278,000	310,200	337,000	358,200	379,500	434,300
	2	224,500	279,400	311,100	338,700	359,900	381,200	436,200
	3	226,100	280,700	311,900	340,300	361,500	382,800	438,100
	4	227,800	282,000	312,900	341,800	363,100	384,400	439,900
	5	229,300	283,400	313,800	343,200	364,600	386,000	441,800
	6	230,900	284,400	314,700	344,600	366,200	387,800	443,600
	7	232,500	285,400	315,600	345,900	367,600	389,300	445,400
	8	234,100	286,400	316,400	347,300	369,100	390,900	447,200
	9	235,700	287,300	317,200	348,700	370,400	392,200	448,800
	10	237,500	288,200	318,200	350,300	372,000	393,800	450,300
	11	239,300	289,200	319,400	351,800	373,600	395,400	451,800
	12	240,300	290,100	320,500	353,300	375,100	396,900	453,300
	13	241,200	291,200	321,700	354,800	376,800	398,800	454,800
	14	242,300	292,100	322,800	356,300	378,500	400,700	456,100
	15	243,500	293,000	324,000	357,900	380,200	402,600	457,400
	16	244,500	293,800	325,000	359,500	381,900	404,400	458,600
	17	245,500	294,300	326,100	361,000	383,400	405,900	459,800
	18	246,500	295,000	327,200	362,700	385,200	407,700	461,100
	19	247,400	295,800	328,300	364,200	386,800	409,400	462,400
	20	248,300	296,500	329,300	365,700	388,300	411,000	463,600
	21	249,300	297,400	330,300	367,200	389,900	412,700	464,800
	22	250,700	298,300	331,400	368,800	391,400	414,100	465,600
	23	252,000	299,200	332,400	370,300	392,900	415,500	466,400
	24	253,300	300,100	333,400	371,900	394,400	416,900	467,200
	25	254,600	301,100	334,400	373,400	395,800	418,300	467,800
	26	255,900	302,000	335,300	375,000	397,200	419,500	468,400
	27	257,200	302,800	336,300	376,500	398,600	420,700	469,000
	28	258,400	303,700	337,400	377,900	399,800	421,700	469,600
	29	259,500	304,600	338,500	379,100	400,900	422,800	470,300
	30	260,400	305,400	339,500	380,600	402,300	424,000	471,100
	31	261,200	306,300	340,600	382,000	403,500	425,100	471,500
	32	262,000	307,100	341,700	383,500	404,800	426,200	472,200
	33	262,900	308,100	342,800	384,800	405,800	426,900	472,700
	34	263,700	309,100	343,900	386,300	406,900	427,600	473,100
	35	264,500	310,100	345,000	387,800	408,000	428,200	473,500
	36	265,300	311,000	346,000	389,300	409,100	428,900	473,900
	37	266,000	311,900	347,100	390,700	410,100	429,500	474,300
	38	266,600	312,800	348,100	392,100	411,100	430,100	474,600

	39	267, 300	313, 800	349, 000	393, 400	412, 000	430, 600	474, 900
	40	268, 000	314, 700	350, 000	394, 800	412, 900	431, 000	475, 200
	41	268, 800	315, 600	351, 000	395, 800	413, 600	431, 400	475, 500
	42	269, 400	316, 500	351, 900	396, 900	414, 200	431, 600	475, 800
	43	270, 000	317, 500	352, 700	397, 800	414, 800	431, 900	476, 100
	44	270, 600	318, 400	353, 500	398, 800	415, 500	432, 200	476, 400
	45	271, 000	319, 300	354, 100	399, 500	416, 000	432, 500	476, 700
	46	271, 500	320, 300	354, 700	400, 100	416, 400	432, 800	
	47	272, 000	321, 200	355, 300	400, 700	416, 900	433, 100	
	48	272, 400	322, 000	355, 900	401, 400	417, 400	433, 400	
	49	272, 800	322, 900	356, 500	402, 200	417, 900	433, 600	
	50	273, 400	323, 800	357, 100	402, 900	418, 400	433, 900	
	51	273, 900	324, 700	357, 600	403, 700	418, 900	434, 100	
	52	274, 400	325, 500	358, 100	404, 400	419, 400	434, 400	
	53	274, 800	326, 500	358, 700	405, 200	419, 900	434, 600	
	54	275, 300	327, 400	359, 200	405, 900	420, 400	434, 900	
	55	275, 700	328, 400	359, 700	406, 600	420, 900	435, 200	
	56	276, 100	329, 300	360, 100	407, 200	421, 300	435, 500	
	57	276, 600	330, 200	360, 500	407, 500	421, 600	435, 700	
	58	277, 000	331, 100	360, 700	408, 100	422, 000	436, 000	
	59	277, 400	332, 000	361, 100	408, 700	422, 500	436, 300	
	60	277, 700	332, 900	361, 600	409, 400	422, 900	436, 500	
	61	278, 100	333, 800	361, 900	409, 800	423, 200	436, 700	
	62	278, 500	334, 600	362, 300	410, 500	423, 700	437, 000	
	63	278, 800	335, 400	362, 700	411, 100	424, 200	437, 300	
	64	279, 100	336, 200	363, 100	411, 700	424, 600	437, 500	
	65	279, 500	336, 900	363, 500	412, 100	424, 900	437, 700	
	66	279, 900	337, 700	364, 000	412, 600	425, 300	438, 000	
	67	280, 200	338, 400	364, 400	413, 200	425, 700	438, 300	
	68	280, 500	339, 100	364, 900	413, 700	426, 100	438, 500	
	69	280, 900	339, 600	365, 100	414, 100	426, 400	438, 700	
	70	281, 200	340, 100	365, 600	414, 600	426, 800	439, 000	
	71	281, 500	340, 600	366, 000	415, 100	427, 200	439, 300	
	72	281, 900	341, 000	366, 400	415, 600	427, 500	439, 500	
	73	282, 300	341, 400	366, 700	416, 100	427, 900	439, 700	
	74	282, 600	341, 900	367, 100	416, 500	428, 200	440, 000	
	75	283, 000	342, 400	367, 600	416, 800	428, 500	440, 300	
	76	283, 300	342, 800	368, 000	417, 100	428, 800	440, 500	
	77	283, 600	343, 100	368, 200	417, 300	429, 000	440, 700	
	78	284, 000	343, 400	368, 500	417, 500	429, 200	441, 000	

	79	284, 400	343, 700	368, 900	417, 800	429, 500	441, 300	
	80	284, 700	344, 000	369, 300	418, 100	429, 800	441, 500	
	81	284, 900	344, 300	369, 600	418, 300	430, 000	441, 700	
	82	285, 200	344, 600	369, 900	418, 600	430, 300	442, 000	
	83	285, 600	344, 800	370, 300	418, 900	430, 600	442, 300	
	84	285, 900	345, 100	370, 700	419, 100	430, 800	442, 500	
	85	286, 100	345, 500	371, 000	419, 300	431, 000	442, 700	
	86	286, 400	345, 900	371, 400	419, 600	431, 300	443, 000	
	87	286, 800	346, 200	371, 800	419, 900	431, 600	443, 300	
	88	287, 100	346, 400	372, 000	420, 100	431, 800	443, 500	
	89	287, 400	346, 900	372, 300	420, 300	432, 000	443, 700	
	90	287, 600	347, 300	372, 700	420, 600	432, 300	444, 000	
	91	287, 900	347, 500	373, 100	420, 900	432, 600	444, 300	
	92	288, 200	347, 800	373, 300	421, 100	432, 800	444, 500	
	93	288, 500	348, 200	373, 600	421, 300	433, 000	444, 700	
	94	288, 800	348, 600	374, 000	421, 600	433, 300	445, 000	
	95	289, 200	348, 900	374, 400	421, 900	433, 600	445, 300	
	96	289, 500	349, 200	374, 600	422, 100	433, 800	445, 500	
	97	289, 700	349, 400	374, 900	422, 300	434, 000	445, 700	
	98	290, 000	349, 700	375, 300	422, 600	434, 300	446, 000	
	99	290, 300	350, 000	375, 700	422, 900	434, 600	446, 300	
	100	290, 600	350, 300	375, 900	423, 100	434, 800	446, 500	
	101	290, 900	350, 700	376, 200	423, 300	435, 000	446, 700	
	102	291, 200	350, 900	376, 600	423, 600	435, 300	447, 000	
	103	291, 500	351, 200	377, 000	423, 900	435, 600	447, 300	
	104	291, 800	351, 600	377, 200	424, 100	435, 800	447, 500	
	105	292, 000	352, 000	377, 500	424, 300	436, 000		
	106	292, 200	352, 300	377, 900	424, 600	436, 300		
	107	292, 500	352, 600	378, 300	424, 900	436, 600		
	108	292, 800	352, 900	378, 500		436, 800		
	109	293, 100	353, 200	378, 800		437, 000		
	110	293, 400	353, 600	379, 200		437, 300		
	111	293, 700	353, 900	379, 600		437, 600		
	112	293, 900	354, 100	379, 800		437, 800		
	113	294, 200	354, 300	380, 100		438, 000		
	114	294, 400	354, 600	380, 500		438, 300		
	115	294, 700	354, 800	380, 900		438, 600		
	116	295, 100	355, 100	381, 100				
	117	295, 400	355, 300	381, 400				
	118	295, 700		381, 800				

	119	296,000		382,200				
	120	296,300		382,400				
	121	296,500		382,700				
	122	296,700		383,100				
	123	297,100		383,500				
	124	297,400		383,700				
	125	297,600		384,000				
	126	297,900		384,400				
	127	298,200		384,800				
	128	298,600		385,000				
	129	298,800		385,300				
	130	299,200		385,700				
	131	299,600		386,100				
	132	299,900		386,300				
	133	300,100		386,600				
	134	300,400		387,000				
	135	300,800		387,400				
	136	301,100		387,600				
	137	301,300		387,900				
	138	301,600		388,300				
	139	301,900		388,700				
	140	302,200		388,900				
	141	302,400		389,200				
	142	302,600		389,600				
	143	302,800		390,000				
	144	303,000		390,200				
	145	303,400		390,500				
	146	303,600		390,900				
	147	303,900		391,300				
	148	304,200		391,500				
	149	304,500		391,800				
	150	304,700						
	151	305,000						
	152	305,200						
	153	305,500						
定年前再任用		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額

短時間勤務職員		233,900	276,700	292,500	330,100	344,800	359,500	405,400

備考　この表は、保育士及び幼稚園教諭に適用する。

第２条　長浜市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第１１条中「祝日法による休日（勤務時間条例第１０条第１項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した」を「勤務時間条例第１０条第１項に規定する休日に割り振られた勤務時間（同項の規定により休日勤務代休時間（同項に規定する休日勤務代休時間をいう。以下同じ。）を指定された」に、「当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。）」を「当該休日勤務代休時間に代えられた休日勤務時間（同項に規定する休日勤務時間をいう。以下同じ。）を除く。）」に、「勤務時間条例第９条に規定する年末年始の休日（勤務時間条例第１０条第１項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。）」を「休日勤務代休時間」に改める。

第１２条第１項第１号中「職員に」の次に「同条第２号に掲げる勤務に係る」を加える。

第１３条中「祝日法による休日等」を「勤務時間条例第９条に規定する祝日法による休日」に改め、「あっては、」の次に「勤務時間条例第９条に規定する」を加え、「及び年末年始の休日等において、正規の勤務時間」を「、勤務時間条例第９条に規定する年末年始の休日及びこれらの日に準ずるものとして規則で定める日（以下この条において「休日等」と総称する。）の正規の勤務時間（勤務時間条例第１０条第１項の規定により休日勤務代休時間を指定された職員にあっては、当該休日勤務代休時間に代えられた休日勤務時間を除く。）並びに休日勤務代休時間（以下この条において「休日等正規勤務時間等」という。）」に、「正規の勤務時間中に勤務した」を「休日等正規勤務時間等中に勤務した」に改め、「給与額に」の次に「次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ」を加え、同条後段を削り、同条に次の各号を加える。

(1) 次号に掲げる勤務以外の勤務

(2) 次のア又はイに掲げる勤務

ア　休日等（休日勤務代休時間に代えられた休日勤務時間を含む勤務時間条例第１０条第１項に規定する休日を除く。）における勤務

イ　１日の勤務時間の全部につき勤務時間条例第１０条第１項の規定により休日勤務代休時間が指定された日（第１５条の４第１項において「全部休日勤務代休時間指定日」という。）における勤務

第１５条の４第１項中「祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等」を「勤務時間条例第１０条第１項に規定する休日（同項の規定により休日勤務代休時間を指定された職員にあっては、当該休日勤務代休時間に代えられた休日勤務時間を含む日を除く。）若しくは全部休日勤務代休時間指定日」に改める。

第１６条第２項中「１００分の１２８．７５」を「１００分の１２７．５」に改め、

同条第３項中「「１００分の１２８．７５」とあるのは「１００分の７３．７５」」を「「１００分の１２７．５」とあるのは「１００分の７２．５」」に改める。

第１６条の２第２項第１号中「１００分の１０８．７５」を「１００分の１０７．５」に改め、同項第２号中「１００分の５３．７５」を「１００分の５２．５」に改める。

（長浜市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第３条　長浜市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成24年長浜市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第７条第１項の表を次のように改める。

号俸	給料月額
1	４１９，０００円
2	４７０，０００円
3	５２５，０００円
4	５９３，０００円
5	６７７，０００円
6	７９０，０００円
7	９２３，０００円

第８条第２項中「「１００分の１２６．２５」とあるのは「１００分の９６．２５」」を「「１００分の１２８．７５」とあるのは「１００分の９８．７５」」に、「「１００分の１０６．２５」とあるのは「１００分の８８．７５」」を「「１００分の１０８．７５」とあるのは「１００分の９１．２５」」に改める。

第４条　長浜市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第８条第２項中「「１００分の１２８．７５」とあるのは「１００分の９８．７５」」を「「１００分の１２７．５」とあるのは「１００分の９７．５」」に、「「１００分の１０８．７５」とあるのは「１００分の９１．２５」」を「「１００分の１０７．５」とあるのは「１００分の９０」と、「総額」とあるのは「総額（任命権者又はその委任を受けた者に所属する職員の数、人事評価の結果その他の事情を考慮して当該総額を超えて支給することが特に必要と認められる場合には、当該総額に３を超えない範囲内で当該職員の数に応じて規則で定める数を乗じて得た額の範囲内で市長の承認を受けた額）」」に改める。

（長浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第５条　長浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年長浜市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第１６条第４項中「１００分の１２６．２５」を「給与条例第１６条第２項各号列記以外の部分に規定する割合」に改める。

第１６条の２第２項中「１００分の１０６．２５」を「給与条例第１６条の２第２項第１号に規定する割合」に改める。

第２０条第４項中「１００分の３」を「給与条例第８条の２第２項に規定する割合」に改める。

第６条　長浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改

正する。

第１６条の２第１項中「在職するフルタイム会計年度任用職員」の次に「（前条第１項から第３項までの規定により期末手当の支給を受けることができるものに限る。）」を加える。

第１７条中「（代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務したフルタイム会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日）又は」を「若しくは」に、「（代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務したフルタイム会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日）である」を「に割り振られた勤務時間（休日勤務代休時間を指定されたフルタイム会計年度任用職員にあっては、当該休日勤務代休時間に代えられた祝日法による休日又は年末年始の休日に割り振られた勤務時間を除く。）又は休日勤務代休時間である」に改める。

第２３条第１項を次のように改める。

祝日法による休日（規則の定めるところにより毎日曜日を週休日と定められている職員以外の職員にあっては、祝日法による休日が週休日に当たるときは、規則で定める日）、年末年始の休日及びこれらの日に準ずるものとして規則で定める日（以下この条において「休日等」と総称する。）の正規の勤務時間（休日勤務代休時間を指定された職員にあっては、当該休日勤務代休時間に代えられた休日勤務時間を除く。）並びに休日勤務代休時間（以下この条において「休日等正規勤務時間等」という。）中に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、休日等正規勤務時間等中に勤務した全時間に対して、報酬を支給する。

第２３条第２項中「勤務１時間当たりの報酬額に」の次に「次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ」を加え、同項に次の各号を加える。

(1) 次号に掲げる勤務以外の勤務

(2) 次のア又はイに掲げる勤務

ア　休日等（休日勤務代休時間に代えられた休日勤務時間を含む祝日法による休日及び年末年始の休日を除く。）における勤務

イ　１日の勤務時間の全部につき休日勤務代休時間が指定された日における勤務

第２３条第３項を削る。

第２６条及び第２６条の２中「任期が６か月以上の」を削る。

第２９条第１項中「祝日法による休日等又は年末年始の休日等」を「祝日法による休日又は年末年始の休日に割り振られた勤務時間（休日勤務代休時間を指定されたパートタイム会計年度任用職員にあっては、当該休日勤務代休時間に代えられた祝日法による休日又は年末年始の休日に割り振られた勤務時間を除く。）又は休日勤務代休時間」に改める。

別表第１から別表第５までを次のように改める。

別表第１（第４条関係）

行政職給料表

（単位：円）

職務の級	１級	２級

号俸	給料月額	給料月額
1	188,400	230,800
2	189,600	232,200
3	190,700	233,600
4	191,800	235,000
5	192,900	236,300
6	194,100	237,700
7	195,200	239,100
8	196,300	240,500
9	197,400	241,800
10	198,600	243,200
11	199,700	244,600
12	200,800	246,000
13	201,900	247,300
14	203,100	248,700
15	204,200	250,100
16	205,300	251,500
17	206,400	252,800
18	207,600	254,200
19	208,700	255,600
20	209,800	257,000
21	211,500	258,400
22	213,100	259,800
23	214,700	261,200
24	216,200	262,600
25	217,900	263,800
26	219,500	265,100
27	221,100	266,400
28	222,600	267,600
29	224,300	268,800
30	226,000	270,100
31	227,700	271,300
32	228,900	272,400
33	230,500	273,500
34	232,100	274,600
35	233,600	275,700
36	235,100	276,600
37	236,700	277,600
38	238,300	278,600
39	239,900	279,600

40	241,500	280,600
41	243,200	281,500
42	244,500	282,300
43	245,800	283,200
44	247,100	284,000
45	248,200	284,800
46	249,300	285,700
47	250,400	286,400
48	251,500	287,200
49	252,400	288,000
50	253,300	288,800
51	254,300	289,400
52	255,300	290,100
53	256,200	290,900
54	257,100	291,600
55	257,900	292,300
56	258,700	293,000
57	259,300	293,800
58	259,900	294,500
59	260,500	295,200
60	261,100	295,900
61	261,700	296,600
62	262,300	297,300
63	262,900	297,900
64	263,400	298,600
65	264,000	299,300
66	264,600	300,000
67	265,100	300,700
68	265,500	301,200
69	265,900	301,900
70	266,200	302,500
71	266,500	303,200
72	266,800	303,800
73	267,100	304,400
74	267,400	305,000
75	267,700	305,800
76	268,000	306,400
77	268,300	306,900
78	268,600	307,400
79	268,900	307,800

80	269, 200	308, 300
81	269, 500	308, 800
82	269, 800	309, 200
83	270, 100	309, 700
84	270, 400	310, 100
85	270, 700	310, 600
86	271, 000	311, 000
87	271, 300	311, 500
88	271, 600	311, 900
89	271, 900	312, 300
90	272, 200	312, 600
91	272, 500	312, 900
92	272, 800	313, 100
93	273, 100	313, 400
94		313, 600
95		313, 900
96		314, 100
97		314, 300
98		314, 600
99		314, 800
100		315, 100
101		315, 300
102		315, 600
103		315, 900
104		316, 200
105		316, 500
106		316, 800
107		317, 100
108		317, 300
109		317, 500
110		317, 800
111		318, 200
112		318, 400
113		318, 700
114		319, 000
115		319, 400
116		319, 600
117		319, 900
118		320, 200
119		320, 500

120		320,700
121		321,000
122		321,300
123		321,600
124		321,800
125		322,100

備考　この表は、他の給料表の適用を受けない全てのフルタイム会計年度任用職員に適用する。ただし、第３３条に規定する会計年度任用職員を除く。

別表第２（第４条関係）

医療職給料表

ア　医療職給料表（１）

（単位：円）

職務の級	１級	２級
号俸	給料月額	給料月額
1		411,800
2	312,900	414,500
3	315,100	417,100
4	317,300	419,600
5	319,700	422,300
6	322,000	425,000
7	324,200	427,600
8	326,400	430,100
9	329,900	432,800
10	333,400	435,500
11	336,900	438,100
12	340,500	440,600
13	344,000	442,800
14	347,500	444,800
15	351,000	446,900
16	354,500	449,000
17	358,000	450,600
18	361,500	452,200
19	365,000	453,800
20	368,400	455,400
21	371,600	456,900
22	374,900	458,400
23	378,100	459,800
24	381,400	461,200
25	384,700	462,700

26	387,900	464,200
27	391,000	465,600
28	394,200	466,900
29	396,600	468,400
30	399,000	469,800
31	401,200	471,200
32	403,200	472,600
33	404,900	474,000
34	406,600	475,300
35	408,400	476,600
36	410,200	478,000
37	412,000	479,300
38	413,600	480,700
39	415,100	482,100
40	416,600	483,400
41	418,000	484,700
42	419,400	486,000
43	420,800	487,400
44	422,300	488,800
45	423,100	490,400
46	423,800	492,000
47	424,500	493,500
48	425,300	495,100
49	425,900	496,300
50	426,500	497,300
51	427,000	498,300
52	427,500	499,100
53	427,900	500,000
54	428,400	500,900
55	428,800	501,700
56	429,200	502,400
57	429,500	503,100
58	429,800	503,800
59	430,200	504,400
60	430,500	505,000
61	430,800	505,700
62	431,100	506,300
63	431,400	506,900
64	431,800	507,200
65	432,100	507,800

66		508,400
67		509,100
68		509,500
69		510,100
70		510,800
71		511,500
72		511,900
73		512,500
74		513,100
75		513,600
76		514,100
77		514,600
78		515,100
79		515,600
80		516,000
81		516,500
82		516,900
83		517,300
84		517,800
85		518,400

備考　この表は、診療所に勤務するフルタイム会計年度任用職員の医師及び歯科医師で規則で定めるものに適用する。

イ　医療職給料表（２）

（単位：円）

職務の級 号俸	１級 給料月額	２級 給料月額
1	189,600	226,700
2	191,700	228,000
3	193,700	229,200
4	195,900	230,500
5	198,000	231,800
6	200,100	233,100
7	202,100	234,300
8	204,300	235,600
9	206,400	236,900
10	208,500	238,200
11	210,500	239,400
12	212,700	240,700
13	214,800	242,000

14	216,900	243,300
15	218,900	244,500
16	220,900	245,800
17	222,900	247,100
18	224,800	248,400
19	226,600	249,600
20	228,500	250,900
21	230,400	252,200
22	232,500	253,500
23	234,200	254,700
24	236,200	255,800
25	238,400	256,800
26	240,500	257,700
27	242,600	258,800
28	243,700	259,900
29	244,700	261,000
30	245,700	262,200
31	246,800	263,400
32	247,600	264,600
33	248,500	265,800
34	249,300	266,900
35	250,200	267,900
36	251,100	268,900
37	252,000	270,000
38	252,900	271,000
39	253,700	272,100
40	254,500	273,000
41	255,200	273,800
42	256,000	274,600
43	256,700	275,400
44	257,300	276,200
45	257,900	277,000
46	258,600	277,800
47	259,300	278,500
48	259,900	279,300
49	260,500	280,100
50	261,000	280,900
51	261,500	281,700
52	262,100	282,500
53	262,700	283,100

54	263,200	283,900
55	263,600	284,800
56	264,200	285,600
57	264,600	286,400
58	265,000	287,100
59	265,400	287,800
60	265,900	288,600
61	266,400	289,400
62	266,900	290,100
63	267,200	290,800
64	267,500	291,600
65	267,800	292,400
66	268,100	293,100
67	268,400	293,800
68	268,700	294,600
69	269,000	295,200
70	269,300	295,900
71	269,600	296,600
72	269,900	297,300
73	270,200	298,000
74	270,500	298,600
75	270,800	299,300
76	271,100	300,100
77	271,400	300,800
78	271,700	301,400
79	272,000	301,900
80	272,300	302,600
81	272,600	303,300
82	272,800	303,900
83	273,000	304,400
84	273,300	305,000
85	273,600	305,700
86		306,400
87		307,000
88		307,500
89		308,100
90		308,600
91		309,200
92		309,600
93		309,900

94		310,200
95		310,500
96		310,800
97		311,000
98		311,300
99		311,600
100		311,800
101		312,100
102		312,400
103		312,600
104		312,800
105		313,000

備考　この表は、病院、診療所等に勤務するフルタイム会計年度任用職員の薬剤師、診療放射線技師等で規則で定めるものに適用する。

ウ　医療職給料表（３）

（単位：円）

職務の級 号俸	１級 給料月額	２級 給料月額
1	204,100	230,900
2	206,000	233,000
3	207,800	235,200
4	209,500	237,400
5	211,200	239,600
6	213,100	241,700
7	214,900	243,900
8	216,600	246,100
9	218,300	248,300
10	220,200	250,400
11	222,000	252,600
12	223,700	254,800
13	225,400	257,000
14	227,300	259,100
15	229,100	261,300
16	230,800	263,500
17	232,500	265,700
18	234,400	267,800
19	236,200	270,000
20	237,900	272,200
21	239,600	274,400

22	241, 500	275, 400
23	243, 400	276, 200
24	245, 100	277, 100
25	246, 800	277, 900
26	248, 700	279, 000
27	250, 600	280, 100
28	252, 500	281, 000
29	254, 300	281, 800
30	256, 300	282, 500
31	258, 300	283, 200
32	260, 300	284, 000
33	262, 300	285, 100
34	264, 300	286, 000
35	266, 400	286, 900
36	268, 400	287, 800
37	270, 300	288, 800
38	271, 500	289, 800
39	272, 600	290, 700
40	273, 600	291, 700
41	274, 700	292, 500
42	275, 500	293, 400
43	276, 300	294, 300
44	277, 100	295, 200
45	277, 900	296, 200
46	278, 600	296, 900
47	279, 300	297, 600
48	279, 900	298, 300
49	280, 600	298, 900
50	281, 200	299, 500
51	281, 800	300, 000
52	282, 300	300, 400
53	282, 800	300, 800
54	283, 500	301, 400
55	284, 200	301, 900
56	284, 900	302, 300
57	285, 600	302, 700
58	286, 200	303, 200
59	286, 900	303, 600
60	287, 500	304, 100
61	288, 300	304, 600

62	289,000	305,000
63	289,700	305,500
64	290,300	305,900
65	290,800	306,400
66	291,300	306,800
67	291,700	307,300
68	292,100	307,800
69	292,400	308,200
70	292,900	308,600
71	293,300	309,100
72	293,700	309,500
73	294,100	310,000
74	294,500	310,700
75	294,800	311,400
76	295,100	312,100
77	295,500	312,800
78	295,900	313,700
79	296,300	314,600
80	296,600	315,300
81	296,900	316,000
82	297,300	316,900
83	297,700	317,700
84	298,000	318,500
85	298,400	319,200
86	298,900	320,100
87	299,300	321,000
88	299,600	321,800
89	300,000	322,700
90	300,500	323,500
91	301,000	324,400
92	301,500	325,300
93	302,000	326,100
94	302,500	327,000
95	303,100	327,900
96	303,500	328,700
97	304,000	329,200
98	304,400	329,900
99	304,900	330,700
100	305,400	331,500
101	305,800	332,300

102	306, 200	333, 100
103	306, 700	334, 100
104	307, 200	335, 100
105	307, 600	336, 000
106	308, 100	337, 000
107	308, 600	338, 000
108	309, 100	339, 000
109	309, 600	339, 800
110	309, 900	340, 500
111	310, 400	341, 200
112	310, 900	341, 800
113	311, 400	342, 200
114	311, 900	342, 500
115	312, 300	343, 000
116	312, 700	343, 600
117	313, 100	344, 000
118	313, 500	344, 500
119	313, 900	345, 100
120	314, 200	345, 600
121	314, 500	346, 000
122	314, 900	346, 500
123	315, 300	347, 000
124	315, 600	347, 500
125	315, 800	347, 900
126	316, 100	348, 200
127	316, 300	348, 500
128	316, 600	348, 800
129	316, 900	349, 100
130	317, 100	349, 500
131	317, 400	349, 800
132	317, 600	350, 100
133	317, 900	350, 300
134	318, 100	350, 600
135	318, 400	350, 900
136	318, 700	351, 100
137	319, 000	351, 300
138	319, 300	351, 600
139	319, 600	351, 900
140	319, 900	352, 200
141	320, 100	352, 400

142	320,300	352,700
143	320,600	353,000
144	321,000	353,200
145	321,200	353,400
146	321,500	353,600
147	321,800	353,900
148	322,200	354,100
149	322,400	354,400
150	322,700	354,800
151	323,000	355,200
152	323,300	355,600
153	323,500	355,900
154	323,800	
155	324,100	
156	324,400	
157	324,600	
158	324,900	
159	325,300	
160	325,600	
161	325,800	
162	326,000	
163	326,300	
164	326,600	
165	326,800	
166	327,000	
167	327,300	
168	327,600	
169	328,000	

備考　この表は、病院、診療所等に勤務するフルタイム会計年度任用職員の助産師、看護師及び准看護師で規則で定めるものに適用する。

別表第３（第４条関係）

教育職給料表

（単位：円）

職務の級	１級	２級
号俸	給料月額	給料月額
1	192,900	215,100
2	195,100	217,500
3	197,500	219,900
4	199,900	222,400

5	202, 200	224, 900
6	204, 400	227, 300
7	206, 800	229, 700
8	209, 200	232, 200
9	211, 500	234, 700
10	213, 700	237, 100
11	216, 100	239, 500
12	218, 500	242, 000
13	220, 800	244, 500
14	223, 000	246, 900
15	225, 400	249, 300
16	227, 800	251, 800
17	230, 100	254, 300
18	232, 300	256, 700
19	234, 700	259, 100
20	236, 900	261, 600
21	239, 100	264, 000
22	241, 300	265, 600
23	243, 500	267, 200
24	245, 700	268, 800
25	248, 000	270, 400
26	250, 200	271, 800
27	252, 300	273, 200
28	254, 400	274, 600
29	256, 500	276, 000
30	258, 600	277, 200
31	260, 400	278, 400
32	262, 100	279, 600
33	263, 800	280, 900
34	265, 500	282, 000
35	266, 800	283, 100
36	268, 100	284, 300
37	269, 300	285, 600
38	270, 500	287, 300
39	271, 600	289, 000
40	272, 700	290, 700
41	273, 800	292, 400
42	275, 000	294, 400
43	276, 100	296, 600
44	277, 200	298, 900

45	278,200	301,100
46	279,300	303,300
47	280,300	305,600
48	281,300	307,800
49	282,400	309,900
50	283,600	311,800
51	284,500	313,700
52	285,500	315,500
53	286,600	317,400
54	287,800	319,300
55	288,900	321,100
56	290,000	322,800
57	291,100	324,500
58	292,000	326,300
59	292,800	328,000
60	293,600	329,700
61	294,400	331,400
62	295,000	333,200
63	295,800	335,000
64	296,500	336,700
65	297,200	338,100
66	298,000	340,000
67	298,800	341,800
68	299,400	343,500
69	300,100	345,300
70	300,800	347,200
71	301,600	348,900
72	302,400	350,700
73	303,000	352,500
74	303,600	354,300
75	304,300	356,000
76	305,000	357,700
77	305,500	359,400
78	306,200	360,800
79	306,900	362,200
80	307,500	363,700
81	308,100	365,300
82	308,800	366,800
83	309,500	368,300
84	310,100	369,800

85	310,800	371,200
86	311,300	372,800
87	312,000	374,300
88	312,700	375,700
89	313,200	377,100
90	313,800	378,600
91	314,500	380,100
92	315,100	381,700
93	315,700	383,000
94	316,200	384,300
95	316,800	385,600
96	317,400	386,800
97	318,000	387,900
98	318,400	389,100
99	318,800	390,100
100	319,300	391,200
101	319,800	392,200
102	320,200	393,300
103	320,600	394,400
104	321,000	395,400
105	321,400	396,500
106	321,700	397,600
107	322,100	398,600
108	322,500	399,700
109	322,800	400,700
110	323,100	401,700
111	323,500	402,600
112	323,800	403,500
113	324,100	404,300
114	324,500	405,300
115	324,800	406,100
116	325,100	407,000
117	325,400	407,800
118	325,600	408,700
119	325,900	409,600
120	326,200	410,500
121	326,400	411,300
122	326,600	412,300
123	326,800	413,200
124	327,100	414,100

125	327,400	414,700
126		415,600
127		416,500
128		417,400
129		418,200
130		418,900
131		419,700
132		420,500
133		421,100
134		421,800
135		422,500
136		423,100
137		423,700
138		424,400
139		424,900
140		425,500
141		426,100
142		426,700
143		427,200
144		427,700
145		428,000
146		428,300
147		428,500
148		428,800
149		429,100
150		429,400
151		429,700
152		430,000
153		430,300
154		430,600
155		430,900
156		431,200
157		431,400

備考　この表は、中学校、小学校、義務教育学校及び教育委員会事務局に勤務するフルタイム会計年度任用職員の教員等で規則で定めるものに適用する。

別表第４（第４条関係）

福祉職給料表

（単位：円）

職務の級	１級	２級

号俸	給料月額	給料月額
1	195,300	245,600
2	196,800	247,000
3	198,500	248,300
4	200,100	249,600
5	201,800	251,000
6	203,300	252,400
7	205,000	253,700
8	206,600	255,000
9	208,300	256,400
10	209,800	257,800
11	211,500	259,100
12	213,100	260,400
13	214,800	261,800
14	216,300	263,200
15	218,000	264,500
16	219,600	265,800
17	221,300	267,200
18	222,800	268,600
19	224,500	269,900
20	226,100	271,200
21	227,800	272,600
22	229,300	274,000
23	230,900	275,300
24	232,500	276,600
25	234,100	278,000
26	235,700	279,400
27	237,500	280,700
28	239,300	282,000
29	240,300	283,400
30	241,200	284,400
31	242,300	285,400
32	243,500	286,400
33	244,500	287,300
34	245,500	288,200
35	246,500	289,200
36	247,400	290,100
37	248,300	291,200
38	249,300	292,100
39	250,700	293,000

40	252,000	293,800
41	253,300	294,300
42	254,600	295,000
43	255,900	295,800
44	257,200	296,500
45	258,400	297,400
46	259,500	298,300
47	260,400	299,200
48	261,200	300,100
49	262,000	301,100
50	262,900	302,000
51	263,700	302,800
52	264,500	303,700
53	265,300	304,600
54	266,000	305,400
55	266,600	306,300
56	267,300	307,100
57	268,000	308,100
58	268,800	309,100
59	269,400	310,100
60	270,000	311,000
61	270,600	311,900
62	271,000	312,800
63	271,500	313,800
64	272,000	314,700
65	272,400	315,600
66	272,800	316,500
67	273,400	317,500
68	273,900	318,400
69	274,400	319,300
70	274,800	320,300
71	275,300	321,200
72	275,700	322,000
73	276,100	322,900
74	276,600	323,800
75	277,000	324,700
76	277,400	325,500
77	277,700	326,500
78	278,100	327,400
79	278,500	328,400

80	278,800	329,300
81	279,100	330,200
82	279,500	331,100
83	279,900	332,000
84	280,200	332,900
85	280,500	333,800
86	280,900	334,600
87	281,200	335,400
88	281,500	336,200
89	281,900	336,900
90	282,300	337,700
91	282,600	338,400
92	283,000	339,100
93	283,300	339,600
94	283,600	340,100
95	284,000	340,600
96	284,400	341,000
97	284,700	341,400
98	284,900	341,900
99	285,200	342,400
100	285,600	342,800
101	285,900	343,100
102	286,100	343,400
103	286,400	343,700
104	286,800	344,000
105	287,100	344,300
106	287,400	344,600
107	287,600	344,800
108	287,900	345,100
109	288,200	345,500
110	288,500	345,900
111	288,800	346,200
112	289,200	346,400
113	289,500	346,900
114	289,700	347,300
115	290,000	347,500
116	290,300	347,800
117	290,600	348,200
118	290,900	
119	291,200	

120	291,500	
121	291,800	
122	292,000	
123	292,200	
124	292,500	
125	292,800	
126	293,100	
127	293,400	
128	293,700	
129	293,900	
130	294,200	
131	294,400	
132	294,700	
133	295,100	
134	295,400	
135	295,700	
136	296,000	
137	296,300	
138	296,500	
139	296,700	
140	297,100	
141	297,400	
142	297,600	
143	297,900	
144	298,200	
145	298,600	
146	298,800	
147	299,200	
148	299,600	
149	299,900	
150	300,100	
151	300,400	
152	300,800	
153	301,100	

備考　この表は、病院等に勤務し、介護等の業務に従事するフルタイム会計年度任用職員で規則で定めるものに適用する。

別表第５（第４条関係）

幼児教育職給料表

（単位：円）

職務の級 号俸	１級 給料月額	２級 給料月額
1	195,300	245,600
2	196,800	247,000
3	198,500	248,300
4	200,100	249,600
5	201,800	251,000
6	203,300	252,400
7	205,000	253,700
8	206,600	255,000
9	208,300	256,400
10	209,800	257,800
11	211,500	259,100
12	213,100	260,400
13	214,800	261,800
14	216,300	263,200
15	218,000	264,500
16	219,600	265,800
17	221,300	267,200
18	222,800	268,600
19	224,500	269,900
20	226,100	271,200
21	227,800	272,600
22	229,300	274,000
23	230,900	275,300
24	232,500	276,600
25	234,100	278,000
26	235,700	279,400
27	237,500	280,700
28	239,300	282,000
29	240,300	283,400
30	241,200	284,400
31	242,300	285,400
32	243,500	286,400
33	244,500	287,300
34	245,500	288,200
35	246,500	289,200
36	247,400	290,100
37	248,300	291,200

38	249,300	292,100
39	250,700	293,000
40	252,000	293,800
41	253,300	294,300
42	254,600	295,000
43	255,900	295,800
44	257,200	296,500
45	258,400	297,400
46	259,500	298,300
47	260,400	299,200
48	261,200	300,100
49	262,000	301,100
50	262,900	302,000
51	263,700	302,800
52	264,500	303,700
53	265,300	304,600
54	266,000	305,400
55	266,600	306,300
56	267,300	307,100
57	268,000	308,100
58	268,800	309,100
59	269,400	310,100
60	270,000	311,000
61	270,600	311,900
62	271,000	312,800
63	271,500	313,800
64	272,000	314,700
65	272,400	315,600
66	272,800	316,500
67	273,400	317,500
68	273,900	318,400
69	274,400	319,300
70	274,800	320,300
71	275,300	321,200
72	275,700	322,000
73	276,100	322,900
74	276,600	323,800
75	277,000	324,700
76	277,400	325,500
77	277,700	326,500

78	278, 100	327, 400
79	278, 500	328, 400
80	278, 800	329, 300
81	279, 100	330, 200
82	279, 500	331, 100
83	279, 900	332, 000
84	280, 200	332, 900
85	280, 500	333, 800
86	280, 900	334, 600
87	281, 200	335, 400
88	281, 500	336, 200
89	281, 900	336, 900
90	282, 300	337, 700
91	282, 600	338, 400
92	283, 000	339, 100
93	283, 300	339, 600
94	283, 600	340, 100
95	284, 000	340, 600
96	284, 400	341, 000
97	284, 700	341, 400
98	284, 900	341, 900
99	285, 200	342, 400
100	285, 600	342, 800
101	285, 900	343, 100
102	286, 100	343, 400
103	286, 400	343, 700
104	286, 800	344, 000
105	287, 100	344, 300
106	287, 400	344, 600
107	287, 600	344, 800
108	287, 900	345, 100
109	288, 200	345, 500
110	288, 500	345, 900
111	288, 800	346, 200
112	289, 200	346, 400
113	289, 500	346, 900
114	289, 700	347, 300
115	290, 000	347, 500
116	290, 300	347, 800
117	290, 600	348, 200

118	290,900	
119	291,200	
120	291,500	
121	291,800	
122	292,000	
123	292,200	
124	292,500	
125	292,800	
126	293,100	
127	293,400	
128	293,700	
129	293,900	
130	294,200	
131	294,400	
132	294,700	
133	295,100	
134	295,400	
135	295,700	
136	296,000	
137	296,300	
138	296,500	
139	296,700	
140	297,100	
141	297,400	
142	297,600	
143	297,900	
144	298,200	
145	298,600	
146	298,800	
147	299,200	
148	299,600	
149	299,900	
150	300,100	
151	300,400	
152	300,800	
153	301,100	

備考　この表は、フルタイム会計年度任用職員の保育士及び幼稚園教諭で規則で定めるものに適用する。

附　則

（施行期日等）

１　この条例は、令和９年１月１日から施行する。ただし、第２条、第４条及び第６条の規定は同年４月１日から施行する。

２　第１条の規定（長浜市職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第４条第４項、第１６条第２項及び第３項並びに第１６条の２第２項第１号及び第２号の改正規定を除く。）による改正後の給与条例の規定は令和８年４月１日から、第１条の規定（給与条例第１６条第２項及び第３項並びに第１６条の２第２項第１号及び第２号の改正規定に限る。）による改正後の給与条例の規定は同年１２月１日から適用する。この場合において、同年４月１日から同年１２月３１日までの間における別表第３の規定の適用については、同表の備考中

「

２　この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が３級である職員の給料月額は、この表の額に１５，６００円を加算して得た額とする。

３　この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が４級である職員の給料月額は、この表の額に８，１００円を加算して得た額とする。

」

とあるのは、

「

２　この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が３級である職員の給料月額は、この表の額に７，５００円を加算して得た額とする。

」

とする。

３　第３条の規定（長浜市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）第８条第２項の改正規定を除く。）による改正後の任期付職員条例の規定は令和８年４月１日から、第３条の規定（任期付職員条例第８条第２項の改正規定に限る。）による改正後の任期付職員条例の規定は同年１２月１日から適用する。

４　第５条の規定（長浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（以下「会計年度任用職員条例」という。）第２０条第４項の改正規定に限る。）による改正後の会計年度任用職員条例の規定は令和８年４月１日から、第５条の規定（会計年度任用職員条例第１６条第４項及び第１６条の２第２項の改正規定に限る。）による改正後の会計年度任用職員条例の規定は同年１２月１日から適用する。

（特定任期付職員に係る最高の号俸を超える給料月額の切替え）

５　令和８年４月１日の前日において任期付職員条例第７条第３項の規定による給料月額を受けていた職員の同年４月１日における給料月額は、第３条の規定による改正後の任期付職員条例第７条第１項に規定する給料表に掲げる号俸の給料月額との権衡を考慮して規則で定める。

（第２種初任給調整手当に関する特例）

６　令和８年４月１日から同年１２月３１日までの間における給与条例第６条の５第１項の規定の適用については、同項中「当該職員に適用される」とあるのは「長浜市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和９年長浜市条例第　号）第１条の規定

による改正前の別表第１から別表第５までの給料表を適用するとしたならば当該職員に適用されることとなる」とする。

（給与の内払）

７　第１条の規定による改正後の給与条例、第３条の規定による改正後の任期付職員条例又は第５条の規定による改正後の会計年度任用職員条例の規定を適用する場合には、第１条の規定による改正前の給与条例、第３条の規定による改正前の任期付職員条例又は第５条の規定による改正前の会計年度任用職員条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ第１条の規定による改正後の給与条例、第３条の規定による改正後の任期付職員条例又は第５条の規定による改正後の会計年度任用職員条例の規定による給与の内払とみなす。

（規則への委任）

８　附則第２項及び附則第５項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

議案第１００号

長浜市職員の特殊勤務手当支給に関する条例の一部改正について

長浜市職員の特殊勤務手当支給に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和８年１１月２７日提出

長浜市長　浅見　宣義

長浜市職員の特殊勤務手当支給に関する条例の一部を改正する条例

長浜市職員の特殊勤務手当支給に関する条例（平成18年長浜市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第２条中第１５号を第１６号とし、第１２号から第１４号までを１号ずつ繰り下げ、第１１号の次に次の１号を加える。

(12) 災害応急作業等派遣手当

第１４条第１項に次のただし書を加える。

ただし、次条に規定する手当の支給を受ける者については、この限りでない。

第２０条を第２１条とし、第１５条から第１９条までを１条ずつ繰り下げ、第１４条の次に次の１条を加える。

（災害応急作業等派遣手当）

第１５条　災害応急作業等派遣手当は、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町村（特別区を含む。）の区域（本市の区域を除く。）に派遣され、緊急の災害応急対策又は災害復旧に係る作業又は業務（以下「作業等」という。）に従事した職員に対して支給する。ただし、当該区域を管轄する他の地方公共団体から当該作業等に対する給与その他の給付の支給を受ける者については、この限りでない。

２　前項の災害応急作業等派遣手当の額は、従事した日１日につき１，４４０円（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第６０条第１項若しくは第３項又は第６３条の規定に基づく指示、警戒区域の設定等があった区域において従事した場合は、２，８８０円）とする。ただし、作業等が午後１０時から翌日の午前５時までの間に行われた場合は、当該額の１００分の５０に相当する額を加算した額とする。

附　則

この条例は、令和９年４月１日から施行する。

議案第１０１号

長浜市認可地縁団体印鑑条例の一部改正について

長浜市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和８年１１月２７日提出

長浜市長　浅見　宣義

長浜市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例

長浜市認可地縁団体印鑑条例（平成18年長浜市条例第79号）の一部を次のように改正する。

第２条第１号中「第１９条第１項第１号へ」を「第１８条の３第１項第６号」に改める。

第３条第１項中「第１９条第１項第１号ト」を「第１８条の３第１項第７号」に改める。

第５条中「第２１条第２項」を「第１８条の３第１項」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第１０２号

長浜市営駐車場条例の一部改正について

長浜市営駐車場条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和８年１１月２７日提出

長浜市長　浅見　宣義

長浜市営駐車場条例の一部を改正する条例

長浜市営駐車場条例（平成18年長浜市条例第80号）の一部を次のように改正する。

第２条の表中

「

長浜市田村駅東駐車場	長浜市田村町１１１０番地

」

を

「

長浜市田村駅東第一駐車場	長浜市田村町１１１０番地１
長浜市田村駅東第二駐車場	長浜市田村町１５８５番地１

」

に改める。

第３条中「別表第１のとおり」を「午前０時から午後１２時まで」に改める。

第５条第１項及び第１５条第２項中「別表第２」を「別表」に改める。

第１６条中「（昭和22年法律第67号）」を削る。

第１７条の見出し中「場所」を「位置」に改め、同条の表中

「

長浜市虎姫駅前駐車場	長浜市大寺町１０２９番地１

」

を

「

長浜市虎姫駅前第一駐車場	長浜市大寺町１０２９番地１
長浜市虎姫駅前第二駐車場	長浜市大寺町１０４７番地

」

に改める。

第１８条の表中

「

長浜市虎姫駅前駐車場	普通自動車、大型自動二輪車、普通自動二輪車

」

を

「

長浜市虎姫駅前第一駐車場	普通自動車、大型自動二輪車、普通自動二輪車
長浜市虎姫駅前第二駐車場	

」

に改める。

別表第１を削る。

別表第２中「長浜市田村駅東駐車場」を「長浜市田村駅東第一駐車場及び長浜市田村駅東第二駐車場」に改め、同表を別表とする。

附　則

この条例は、令和９年４月１日から施行する。

議案第１０３号

長浜市福祉ステーション条例の一部改正について

長浜市福祉ステーション条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和８年１１月２７日提出

長浜市長　浅見　宣義

長浜市福祉ステーション条例の一部を改正する条例

長浜市福祉ステーション条例（平成18年長浜市条例第112号）の一部を次のように改正する。

第４条中「別表第２のとおり」を「午前９時から午後５時まで」に改める。

第５条中「別表第３」を「別表第２」に改める。

第８条ただし書中「別表第４」を「別表第３」に改める。

別表第１浅井福祉ステーションの項を削り、同表木之本福祉ステーションの部木之本デイサービスセンターの項を削り、同表余呉福祉ステーションの部余呉高齢者福祉センターの項を削る。

別表第２及び別表第３を次のように改める。

別表第２（第５条関係）

施設の区分	休館日
高齢者福祉センター	(1) 日曜日及び土曜日 (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。） (3) １２月２９日から翌年１月３日まで
デイサービスセンター	(1) 日曜日 (2) 休日 (3) １２月２９日から翌年１月３日まで

別表第３（第８条関係）

施設名	区分	使用料
長浜東部高齢者福祉センター	教養娯楽室	４５０円
長浜西部高齢者福祉センター	さわやかルーム	３００円
	ふれあいルーム	１５０円
長浜北部高齢者福祉センター	教養娯楽室	４５０円
湖北高齢者福祉センター	集会室	３００円
	娯楽室	１５０円
	ふれあい交流室	４５０円
	和室	１５０円
	会議室	１５０円
	ゲートボール場（1面）	３００円
湖北デイサービスセンター	多機能室	４５０円
	機能回復室	４５０円
	研修室	１５０円
高月高齢者福祉センター	会議室	３００円
	団体共用準備室	３００円
	多目的大集会室	６１０円
	調理実習室	６１０円

	教養娯楽室	３００円
木之本高齢者福祉センター	会議室	１５０円
	研修室	１５０円
	調理実習室	３００円
	介護実習室	４５０円
	多目的ホール	６１０円

備考

１　使用料は１時間単位とし、使用時間が１時間未満の場合又は使用時間に１時間に満たない端数が生じる場合はこれらを１時間に切り上げるものとする。

２　第４条に規定する開館時間以外の時間に使用する場合は、当該使用料の５割に相当する額を加算する。

３　この表において定める金額には消費税及び地方消費税を含む。

別表第４を削る。

附　則

この条例は、令和９年４月１日から施行する。

議案第１０４号

長浜市勤労者福祉施設条例の一部改正について

長浜市勤労者福祉施設条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和８年１１月２７日提出

長浜市長　浅見　宣義

長浜市勤労者福祉施設条例の一部を改正する条例

長浜市勤労者福祉施設条例（平成18年長浜市条例第128号）の一部を次のように改正する。

別表第１長浜勤労者総合福祉センターの項を削る。

別表第２長浜勤労者総合福祉センターの項を削る。

別表第３長浜勤労者総合福祉センターの項を削る。

別表第４の２長浜勤労者総合福祉センター使用料の表を削り、別表第４の１長浜市勤労青少年ホーム使用料の表を別表第４の長浜市勤労青少年ホーム使用料の表とする。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和９年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の日の前日までになされた使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

議案第１０５号

長浜市都市公園条例の一部改正について

長浜市都市公園条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和８年１１月２７日提出

長浜市長　浅見　宣義

長浜市都市公園条例の一部を改正する条例

長浜市都市公園条例（平成18年長浜市条例第162号）の一部を次のように改正する。

別表第３を次のように改める。

別表第３（第１０条関係）

長浜市豊公園駐車場使用料

区分		使用時間	使用料
大型自動車（中型自動車及び準中型自動車を含む。）	平日及び休日	１日	２，０００円
普通自動車	平日	２時間以内	無料
		２時間を超え、３時間以内	３００円
		３時間を超え、４時間以内	４００円
		４時間を超え、５時間以内	５００円
		５時間を超え、６時間以内	６００円
		６時間を超え、７時間以内	７００円
		７時間を超え、８時間以内	８００円
		８時間を超え、９時間以内	９００円
		９時間超過	１，０００円
	休日	１時間以内	無料
		１時間を超え、２時間以内	２００円
		２時間を超え、３時間以内	３００円
		３時間を超え、４時間以内	４００円
		４時間を超え、５時間以内	５００円
		５時間を超え、６時間以内	６００円
		６時間を超え、７時間以内	７００円
		７時間を超え、８時間以内	８００円
		８時間を超え、９時間以内	９００円
		９時間超過	１，０００円

備考

１　日をまたいで駐車場を使用する場合は、午前０時をもって当該駐車場の使用が終了し、同時に新たな使用が開始されたものとし、この場合における使用料の額は、日ごとに算定した使用料の額を合算したものとする。

２　駐車券を紛失した場合の使用料は、１日当たり３，０００円とする。

３　この表において大型自動車、中型自動車、準中型自動車及び普通自動車とは、それぞれ道路交通法（昭和35年法律第105号）第３条に規定する大型自動車、中型自動車、準中型自動車及び普通自動車をいう。

４　この表において休日とは、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日のことであり、平日とはそれ以外の日をいう。

５　この表において定める金額には消費税及び地方消費税を含む。

附　則

この条例は、令和９年４月１日から施行する。

議案第１０６号

長浜市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について

長浜市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和８年１１月２７日提出

長浜市長　浅見　宣義

長浜市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

長浜市病院事業の設置等に関する条例（平成18年長浜市条例第209号）の一部を次のように改正する。

第３条第２項第２号中「４３７床」を「４１１床」に改め、同条第３項第２号中「７３床」を「６０床」に改める。

第６条第３項中「厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（平成18年厚生労働省告示第495号。以下「評価療養、患者申出療養及び選定療養告示」という。）」を「厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養、選定療養及び一部保険外療養（平成18年厚生労働省告示第495号。以下「評価療養等告示」という。）」に改め、同条第４項を次のように改める。

４　第１項及び前項に規定するもののほか、次の各号に掲げる使用料、手数料及び利用料の額は、当該各号に定める額の範囲内において、病院事業管理規程で定める額とする。ただし、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により消費税が課されることとなる使用料、手数料及び利用料の額は、病院事業管理規程で定める当該使用料、手数料及び利用料の額に消費税及び地方消費税に相当する額を別途加算した額（その額に１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。

(1) 入院料加算額　個室１日につき１５，０００円

(2) 寝具等使用料　１日につき１，０００円

(3) 分べん介助料　１件につき２１０，０００円

(4) 文書料　１通につき５，０００円

(5) その他の料金　管理者が定める額

第７条（見出しを含む。）中「及び手数料」を「、手数料及び利用料」に改める。

第８条第１項中「又は手数料」を「、手数料又は利用料」に改める。

別表第１を次のように改める。

別表第１（第６条関係）

評価療養等告示第2条第7号に規定する入院期間が180日を超えた日以後の入院及びその療養に伴う世話その他の看護に係る費用	保険外併用療養費に係る療養についての費用の額の算定方法（平成18年厚生労働省告示第496号）別表第2に規定する180日を超えた日以後の入院に係る別に厚生労働大臣が定める点数に100分の15を乗じた点数につき1点を10円として算出した額
療担規則第5条第3項第2号及び療担基準第5条第3項第2号に規定する選定療養につき、一般病床数が200以上の地域医療支援病院について受けた初診及び再診に係る費用	初診7,000円、再診3,000円
使用薬剤の薬価（以下「薬価基準」という。）に収載されている医薬品の投与であって、医薬品、医療機器等の品質、有効性	薬価基準に定められた額の合計額（その額に1円未満の端数があるときは、これを四捨五入した額）

及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第14条第1項（同法第23条において準用する場合を含む。）又は同法第19条の2第1項の規定による承認に係る用法、用量、効能又は効果と異なる用法、用量、効能又は効果に係るもの（別に厚生労働大臣が定める条件及び期間の範囲内で行われるものに限る。）に係る費用	
評価療養等告示第2条第15号に規定する後発医薬品のある新医薬品等の処方等又は調剤に係る費用	評価療養等告示第2条第15号に規定する後発医薬品（以下「後発医薬品」という。）のある同号に規定する新医薬品等（以下「先発医薬品」という。）の薬価から当該先発医薬品の後発医薬品の薬価を控除して得た価格に2分の1を乗じて得た価格に当該薬価の規格単位ごとに数えた数量を乗じて得た額（その額が10円未満であるときは、これを10円に切り上げ、10円以上であって5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、10円以上であって5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げた額）
評価療養等告示第3条に規定する要指導医薬品又は一般用医薬品との代替性が特に高い薬剤の処方又は調剤に係る費用	評価療養等告示第3条に規定する別に厚生労働大臣が定めるものの薬価に4分の1を乗じて得た価格に当該薬価の規格単位ごとに数えた数量を乗じて得た額（その額が10円未満であるときは、これを10円に切り上げ、10円以上であって5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、10円以上であって5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げた額）

備考　消費税法の規定により消費税が課されることとなる特別の料金の額は、この表に定める特別の料金の額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額（その額に１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。

附　則

この条例は、令和９年３月１日から施行する。

議案第１０７号

字の区域の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第２６０条第１項の規定に基づき、長浜市八幡東町の字の区域を次のとおり変更することについて、議会の議決を求める。

令和８年１１月２７日提出

長浜市長　浅見　宣義

変更前			変更後	
大字（町）	字	地　　番	大字（町）	字
八幡東町	浅ノ本	４３１の２の一部	八幡東町	マトバ
八幡東町	浅ノ本	４３１の２の一部	八幡東町	横町
八幡東町	マトバ	４２０の１の一部	八幡東町	横町
八幡東町	横町	４４８の１の一部	八幡東町	マトバ
上記のほか、変更前の区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部は、変更後の区域に編入する。				

議案第１０８号

財産の取得について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第９６条第１項第８号及び長浜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年長浜市条例第54号）第３条の規定に基づき、次の財産を取得することにつき、議会の議決を求める。

令和８年１１月２７日提出

長浜市長　浅見　宣義

１　契　約　の　目　的　　長浜南部学校給食センター厨房機器更新

２　財産の種類及び数量　　【令和９年度】

①食器洗浄機	１台
②畜氷熱真空冷却機	２台
③粉砕流し台	１台
④粉砕流し台	１台
⑤厨芥脱水機	１台
⑥フードスライサー	３台
⑦移動式スライサー置台	３台

【令和１０年度】

①エア供給装置	１台
②計量装置付納米庫	１台
③自動式電動水圧洗米機	１台
④前処理用電気制御装置	１台
⑤炊飯制御盤	１台
⑥チェーンコンベヤ	１台
⑦充填コンベヤ	１台
⑧浸漬機	１台
⑨チェーンコンベヤ	１台
⑩連続炊飯器	１台
⑪チェーンコンベヤ	１台
⑫蓋取り装置	１台
⑬横送りコンベヤ	１台

⑭自動反転ほぐし機　　１台
⑮米飯計量システム　　１台
⑯チェーンコンベヤ　　１台
⑰炊飯釜洗浄機　　１台
⑱昇降装置付コンベヤ　　１台
⑲昇降装置付コンベヤ　　１台

【令和１１年度】
①食缶洗浄機　　１台
②コンテナ洗浄機　　１台
③コンテナ洗浄機　　１台

３　契　約　の　方　法　　一般競争入札

４　契　約　の　金　額　　【総額】４１４，７００，０００円
【内訳】令和　９年度　１２６，５００，０００円
令和１０年度　１７８，２００，０００円
令和１１年度　１１０，０００，０００円

５　契 約 の 相 手 方　　長浜市一の宮町４番４１号
株式会社サンコー製作所
代表取締役　堀畑　和也

議案第１０９号

財産の取得について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第９６条第１項第８号及び長浜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年長浜市条例第54号）第３条の規定に基づき、次の財産を取得することにつき、議会の議決を求める。

令和８年１１月２７日提出

長浜市長　浅見　宣義

１　契　約　の　目　的	ＧＩＧＡスクール構想第２期に伴う長浜市立小中学校１人１台端末更新	
２　財産の種類及び数量	タブレット端末（ｉＰａｄ）	１０，０２９台
	キーボードスタンドケース	９，７２９台
	タッチペン	１６，１２９本
	ＭＤＭ（端末管理ソフト）	一式
３　契　約　の　方　法	随意契約（共同調達方式によるプロポーザル）	
４　契　約　の　金　額	６５８，３４３，５８９円	
５　契　約　の　相　手　方	大津市におの浜３－４－３４ 株式会社ウチダビジネスソリューションズ 代表取締役　田仲 元博	

議案第１１０号

高月福祉ステーションの指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第２４４条の２第６項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定することにつき、議会の議決を求める。

令和８年１１月２７日提出

長浜市長　浅見　宣義

１　公の施設の名称
　高月福祉ステーション

２　指定管理者の名称等
　長浜市湖北町速水２７４５番地
　社会福祉法人　長浜市社会福祉協議会
　　会長　平井　和子

３　指定期間
　令和９年４月１日から令和１４年３月３１日まで

議案第１１１号

木之本スティックホールの指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第２４４条の２第６項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定することにつき、議会の議決を求める。

令和８年１１月２７日提出

長浜市長　浅見　宣義

１　公の施設の名称
　木之本スティックホール

２　指定管理者の名称等
　長浜市大島町３７番地
　公益財団法人長浜文化スポーツ振興事業団
　　理事長　磯﨑　真一

３　指定期間
　令和９年４月１日から令和１４年３月３１日まで

議案第１１２号

神照運動公園の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第２４４条の２第６項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定することにつき、議会の議決を求める。

令和８年１１月２７日提出

長浜市長　浅見　宣義

１　公の施設の名称
　長浜市多目的競技場、長浜市レクリエーション広場及び長浜市民プール

２　指定管理者の名称等
　長浜市大島町３７番地
　公益財団法人長浜文化スポーツ振興事業団
　　理事長　磯﨑　真一

３　指定期間
　令和９年４月１日から令和１４年３月３１日まで

議案第１１３号

浅井地区スポーツ施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第２４４条の２第６項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定することにつき、議会の議決を求める。

令和８年１１月２７日提出

長浜市長　浅見　宣義

１　公の施設の名称

浅井ふれあいグラウンド、浅井球場、テニスコート、長浜市浅井Ｂ＆Ｇ海洋センタープール、長浜市浅井Ｂ＆Ｇ海洋センター体育館、野外ステージ、親水広場、希望の郷公園、梅林園及び浅井体育館

２　指定管理者の名称等

長浜市大島町３７番地
公益財団法人長浜文化スポーツ振興事業団
理事長　磯﨑　真一

３　指定期間

令和９年４月１日から令和１４年３月３１日まで

議案第１１４号

長浜文化芸術会館及び浅井文化ホールの指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第２４４条の２第６項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定することにつき、議会の議決を求める。

令和８年１１月２７日提出

長浜市長　浅見　宣義

１　公の施設の名称
　長浜文化芸術会館及び浅井文化ホール

２　指定管理者の名称等
　長浜市大島町３７番地
　公益財団法人長浜文化スポーツ振興事業団
　　理事長　磯﨑　真一

３　指定期間
　令和９年４月１日から令和１４年３月３１日まで

議案第１１５号

長浜市民体育館等の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第２４４条の２第６項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定することにつき、議会の議決を求める。

令和８年１１月２７日提出

長浜市長　浅見　宣義

１　公の施設の名称
　長浜市民体育館、長浜市民庭球場及び長浜屋外運動場照明施設（西中）

２　指定管理者の名称等
　長浜市大島町３７番地
　公益財団法人長浜文化スポーツ振興事業団
　　理事長　磯﨑　真一

３　指定期間
　令和９年４月１日から令和１４年３月３１日まで

議案第１１６号

木之本スポーツ広場の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第２４４条の２第６項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定することにつき、議会の議決を求める。

令和８年１１月２７日提出

長浜市長　浅見　宣義

１　公の施設の名称
　長浜伊香ツインアリーナ、木之本グラウンド及びみどりの広場

２　指定管理者の名称等
　長浜市大島町３７番地
　公益財団法人長浜文化スポーツ振興事業団
　　理事長　磯﨑　真一

３　指定期間
　令和９年４月１日から令和１６年３月３１日まで

議案第１１７号

北郷里まちづくりセンター等の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第２４４条の２第６項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定することにつき、議会の議決を求める。

令和８年１１月２７日提出

長浜市長　浅見　宣義

１　公の施設の名称
　北郷里まちづくりセンター及び東上坂山村広場

２　指定管理者の名称等
　長浜市東上坂町９７６番地７
　北郷里連合地域づくり協議会
　　会長　田中　雅人

３　指定期間
　令和９年４月１日から令和１２年３月３１日まで

議案第１１８号

神田まちづくりセンターの指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第２４４条の２第６項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定することにつき、議会の議決を求める。

令和８年１１月２７日提出

長浜市長　浅見　宣義

１　公の施設の名称
　神田まちづくりセンター

２　指定管理者の名称等
　長浜市加田町２７２７番地
　神田地区まちづくり協議会
　　会長　小川　淳三

３　指定期間
　令和９年４月１日から令和１２年３月３１日まで

議案第１１９号

六荘まちづくりセンターの指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第２４４条の２第６項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定することにつき、議会の議決を求める。

令和８年１１月２７日提出

長浜市長　浅見　宣義

１　公の施設の名称
　六荘まちづくりセンター

２　指定管理者の名称等
　長浜市勝町４９０番地
　六荘まちづくり協議会
　　代表理事　田中　浩文

３　指定期間
　令和９年４月１日から令和１２年３月３１日まで

議案第１２０号

七尾まちづくりセンターの指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第２４４条の２第６項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定することにつき、議会の議決を求める。

令和８年１１月２７日提出

長浜市長　浅見　宣義

１　公の施設の名称
　七尾まちづくりセンター

２　指定管理者の名称等
　長浜市佐野町１８１番地
　七尾地区地域づくり協議会
　　会長　角田　巖

３　指定期間
　令和９年４月１日から令和１２年３月３１日まで

議案第１２１号

余呉まちづくりセンター等の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第２４４条の２第６項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定することにつき、議会の議決を求める。

令和８年１１月２７日提出

長浜市長　浅見　宣義

１　公の施設の名称
　余呉まちづくりセンター及び余呉屋内グラウンド

２　指定管理者の名称等
　長浜市余呉町中之郷１１１７番地１
　余呉地域づくり協議会
　　会長　筑田　利美

３　指定期間
　令和９年４月１日から令和１２年３月３１日まで

議案第１２２号

西浅井まちづくりセンター等の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第２４４条の２第６項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定することにつき、議会の議決を求める。

令和８年１１月２７日提出

長浜市長　浅見　宣義

１　公の施設の名称

西浅井まちづくりセンター、西浅井運動広場運動場、西浅井運動広場テニスコート、西浅井運動広場グラウンドゴルフ場、西浅井運動広場体育館及び西浅井いきいきホール

２　指定管理者の名称等

長浜市西浅井町大浦２５９０番地

西浅井地区地域づくり協議会

会長　幸田　仁志

３　指定期間

令和９年４月１日から令和１２年３月３１日まで

議案第１２３号

慶雲館の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第２４４条の２第６項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定することにつき、議会の議決を求める。

令和８年１１月２７日提出

長浜市長　浅見　宣義

１　公の施設の名称
　慶雲館本館、慶雲館庭園、慶雲館茶室及び梅の館

２　指定管理者の名称等
　長浜市北船町３番２４号えきまちテラス長浜
　公益社団法人長浜米原観光協会
　　会長　前川　和彦

３　指定期間
　令和９年４月１日から令和１４年３月３１日まで

議案第１２４号

浅井歴史民俗資料館の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第２４４条の２第６項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定することにつき、議会の議決を求める。

令和８年１１月２７日提出

長浜市長　浅見　宣義

１　公の施設の名称
　浅井歴史民俗資料館

２　指定管理者の名称等
　長浜市余呉町中之郷２５０番地
　株式会社ロハス長浜
　　代表取締役　前川　和彦

３　指定期間
　令和９年４月１日から令和１４年３月３１日まで

議案第１２５号

長浜バイオインキュベーションセンターの指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第２４４条の２第６項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定することにつき、議会の議決を求める。

令和８年１１月２７日提出

長浜市長　浅見　宣義

１　公の施設の名称
　長浜バイオインキュベーションセンター

２　指定管理者の名称等
　長浜市田村町１２８１番地８
　一般社団法人バイオビジネス創出研究会
　　代表理事　大塚　良彦

３　指定期間
　令和９年４月１日から令和１４年３月３１日まで

議案第１２６号

財産の譲渡について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第９６条第１項第６号の規定に基づき、次のとおり財産を無償譲渡することにつき、議会の議決を求める。

令和８年１１月２７日提出

長浜市長　浅見　宣義

１　譲渡の相手方

長浜市野瀬町７４３番地

ロマン介愛護株式会社　代表取締役　野瀬　真孝

２　譲渡する財産の表示

建物

所在　　長浜市野瀬町字芋ノ森７４３番１

種類　　グループホーム

構造　　鉄骨造　平屋建

延床面積　　５３７．１８㎡

建物

所在　　長浜市野瀬町字芋ノ森７４３番１

種類　　物置

構造　　鉄骨造　平屋建

延床面積　　４．８４㎡

３　譲渡の目的

認知症対応型共同生活介護（グループホーム）を運営する上記相手方に譲渡することにより、本市の将来的な財政負担を解消するとともに、事業者主体での適切な施設整備による安定的かつ継続的な福祉サービスの提供を図るため。